

四天王寺大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

| | |
|--|------------|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 2 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 1 2 |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | 1 5 |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] | 1 5 |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] | 2 2 |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] | 2 9 |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 3 5 |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] | 3 5 |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] | 5 0 |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 6 6 |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] | 6 6 |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] | 7 3 |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 7 8 |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] | 8 0 |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | 8 8 |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] | 8 8 |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] | 9 0 |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] | 9 4 |
| 【資料】 | |
| [様式 9] 提出資料一覧 | |
| [様式 10] 備付資料一覧 | |
| [様式 11～20] 基礎データ | |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、四天王寺大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 27 日

理事長

南谷 恵敬

学長

須原 祥二

ALO

原田 保秀

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

6世紀末に創建された四天王寺には、四箇院（敬田院、療病院、施薬院、悲田院）の制が設けられたと伝えられる。

四天王寺は近代になって、仏教の慈悲の精神の実践の場として、古来の四箇院に相当する社会事業に着手した。そのうち敬田院にあたるのが今日の学校法人四天王寺学園であり、施薬院・療病院・悲田院に相当するのが社会福祉法人四天王寺福祉事業団である。

大正 11（1922）年、四天王寺住職だった吉田源應大僧正が中心となって天王寺高等女学校が設立された。これが四天王寺学園のはじまりである。昭和 26（1951）年には今日の短期大学部にあたる四天王寺学園女子短期大学が開設された。

学園開設以来、学園訓の冒頭に「和を以て貴しとなす」を掲げ、聖徳太子の「和の精神」と大乘仏教の「利他の心」を身につけ、他者に寄り添い社会に貢献できる人材の育成を使命としている。

<学校法人の沿革>

| | |
|--------------|--|
| 推古 元(593)年 | ・聖徳太子が四天王寺敬田院（四箇院の中心）を創設 |
| 大正 11(1922)年 | ・聖徳太子 1300 年御聖忌記念事業として天王寺高等女学校を四天王寺が設立 |
| 昭和 3(1928)年 | ・大阪市天王寺区元町 17 番地（現 大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号）に移転 |
| 昭和 8(1933)年 | ・財団法人天王寺高等女学校認可 |
| 昭和 22(1947)年 | ・新学制実施に伴い四天王寺中学校設立 |
| 昭和 23(1948)年 | ・新学制実施に伴い天王寺高等女学校を四天王寺高等学校と改称 ・財団法人四天王寺学園に組織変更認可 |
| 昭和 26(1951)年 | ・学校法人四天王寺学園に組織変更認可 |
| 昭和 32(1957)年 | ・四天王寺学園女子短期大学保健科（平成 21 年 9 月廃止）設置（大阪市天王寺区元町） |
| 昭和 33(1958)年 | ・四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和 61 年 3 月廃止） |
| 昭和 37(1962)年 | ・四天王寺学園女子短期大学食物科設置 （昭和 42 年 1 月食物栄養科に科名変更、昭和 61 年 12 月廃止） |
| 昭和 42(1967)年 | ・四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 ・四天王寺女子大学文学部（仏教学科、教育学科、文学科）を羽曳野市埴生野 1308 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 2 番 1 号）に設置（文学部文学科を平成元年 3 月廃止、人文社会学部教育学科を平成 23 年 9 月廃止、人文社会学部仏教学科を平成 25 年 9 月廃止） ・四天王寺女子短期大学も同学舎に移転 |

四天王寺大学短期大学部

| | |
|--------------|---|
| 昭和 49(1974)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺女子大学文学部史学科設置（平成元年 3 月廃止） ・四天王寺女子大学文学部文学科を国文学、英米文学に専攻分離（平成元年 3 月廃止） |
| 昭和 56(1981)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人事務所所在地が住居表示変更に伴い、大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号に変更 ・四天王寺女子大学を四天王寺国際仏教大学と改称、男女共学制とする ・四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女子のみ） |
| 昭和 58(1983)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学文学部に言語文化学科設置 ・四天王寺国際仏教大学短期大学部に生活科学科設置、英語科設置（平成 21 年 9 月廃止） |
| 昭和 59(1984)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を羽曳野市埴生野 1260 番地（現 羽曳野市学園前 3 丁目 1 番 1 号）に設置 |
| 昭和 61(1986)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 ・四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止 ・四天王寺国際仏教大学文学部社会学科設置 |
| 平成元(1989)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学文学部文学科（国文学専攻、英米文学専攻）史学科廃止 |
| 平成 2(1990)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教高等学校、四天王寺国際仏教中学校を四天王寺羽曳丘高等学校、四天王寺羽曳丘中学校と改称 |
| 平成 9(1997)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺羽曳丘中学校を男女共学制とする |
| 平成 10(1998)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学文学部人間福祉学科設置 ・法人事務所所在地を大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 18 号に変更 |
| 平成 12(2000)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学文学部を人文社会学部と学部名称変更 ・四天王寺羽曳丘高等学校を男女共学制とする |
| 平成 13(2001)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活福祉専攻設置 |
| 平成 15(2003)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学大学院人文社会学研究科人間福祉学専攻博士課程（前期、後期）を設置 ・四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする |
| 平成 18(2006)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺国際仏教大学人文社会学部人間福祉学科に社会福祉専攻、保育専攻設置 |
| 平成 20(2008)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学大学院、四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部と改称、四天王寺大学に人文社会学部言語文化学科中国語アジア文化専攻（アラビア語アラビア文化専攻から名称変更）、英語文化学科、教育学部教育学科、経営学部経営学科を設置 |
| 平成 21(2009)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・四天王寺大学短期大学部保健科、英語科廃止 ・四天王寺学園小学校設置 |

四天王寺大学短期大学部

| | |
|----------------------------|--|
| 平成 22(2010)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更 |
| 平成 23(2011)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学人文社会学部教育学科廃止 |
| 平成 24(2012)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学人文社会学部日本学科、国際キャリア学科設置、人間福祉学科社会福祉専攻を健康福祉専攻に名称変更 ・ 四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライフケア専攻に名称変更 |
| 平成 25(2013)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学人文社会学部仏教学科廃止 |
| 平成 26(2014)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学教育学部教育学科小学校・幼児教育コースを小学校・幼児保育コースに名称変更 ・ 四天王寺学園中学校を藤井寺市春日丘 3 丁目 1 番 78 号に設置 ・ 四天王寺高等学校に理数コースを設置 ・ 四天王寺中学校に医志コースを設置 |
| 平成 27(2015)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺中学校に文化・スポーツコースを設置 |
| 平成 28(2016)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学経営学部経営学科に公共経営専攻、企業経営専攻を設置 ・ 四天王寺大学人文社会学部英語文化学科廃止 |
| 平成 29(2017)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学人文社会学部言語文化学科廃止 ・ 四天王寺羽曳丘中学校廃止 ・ 四天王寺学園高等学校設置 ・ 四天王寺学園小学校を四天王寺小学校と名称変更 ・ 四天王寺高等学校に医志コースを設置 |
| 平成 31(2019)年 令和元(2019)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学に看護学部看護学科を設置、 ・ 四天王寺大学教育学部教育学科 小学校・幼児保育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースを小学校教育コース、幼児教育保育コース、中高英語教育コース、保健教育コースの 4 コースに改編 ・ 四天王寺羽曳丘高等学校廃止 |
| 令和 2(2020)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）を設置 ・ 四天王寺学園高等学校・四天王寺学園中学校を四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校と名称変更 |
| 令和 3(2021)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学教育学部教育学科中高英語教育コースを英語教育・小学校コースに名称変更 |
| 令和 4(2022)年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科健康福祉専攻を人間福祉学科に名称変更 ・ 四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻をライフデザイン学科に名称変更 |

<短期大学の沿革>

| | |
|--------------|--|
| 昭和 32(1957)年 | ・四天王寺学園女子短期大学（保健科 平成 21 年 9 月廃止）設置 （大阪市天王寺区元町） |
| 昭和 33(1958)年 | ・四天王寺学園女子短期大学被服科設置（昭和 61 年 3 月廃止） |
| 昭和 37(1962)年 | ・四天王寺学園女子短期大学食物科設置 （昭和 42 年 1 月食物栄養科に科名変更、昭和 61 年 12 月廃止） |
| 昭和 42(1967)年 | ・四天王寺学園女子短期大学を四天王寺女子短期大学と改称 保育科設置、食物科を食物栄養科と科名変更 ・四天王寺女子短期大学も同学舎に移転 |
| 昭和 56(1981)年 | ・法人事務所所在地が住居表示変更に伴い、大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号に変更 ・四天王寺女子短期大学を四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称（女 子のみ） |
| 昭和 58(1983)年 | ・四天王寺国際仏教大学短期大学部に生活科学科設置、英語科設置（平 成 21 年 9 月廃止） |
| 昭和 61(1986)年 | ・四天王寺国際仏教大学短期大学部被服科廃止 ・四天王寺国際仏教大学短期大学部食物栄養科廃止 |
| 平成 13(2001)年 | ・四天王寺国際仏教大学短期大学部生活科学科に生活科学専攻、生活福 祉専攻設置 |
| 平成 15(2003)年 | ・四天王寺国際仏教大学短期大学部を男女共学制とする |
| 平成 20(2008)年 | ・四天王寺大学短期大学部と改称 |
| 平成 21(2009)年 | ・四天王寺大学短期大学部保健科、英語科廃止 |
| 平成 22(2010)年 | ・四天王寺大学短期大学部生活科学科を生活ナビゲーション学科に名称 変更、生活科学専攻をライフデザイン専攻に名称変更 |
| 平成 24(2012)年 | ・四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科生活福祉専攻をライ フケア専攻に名称変更 |
| 令和 4(2022)年 | ・四天王寺大学短期大学部生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻 をライフデザイン学科に名称変更 |

(2) 学校法人の概要

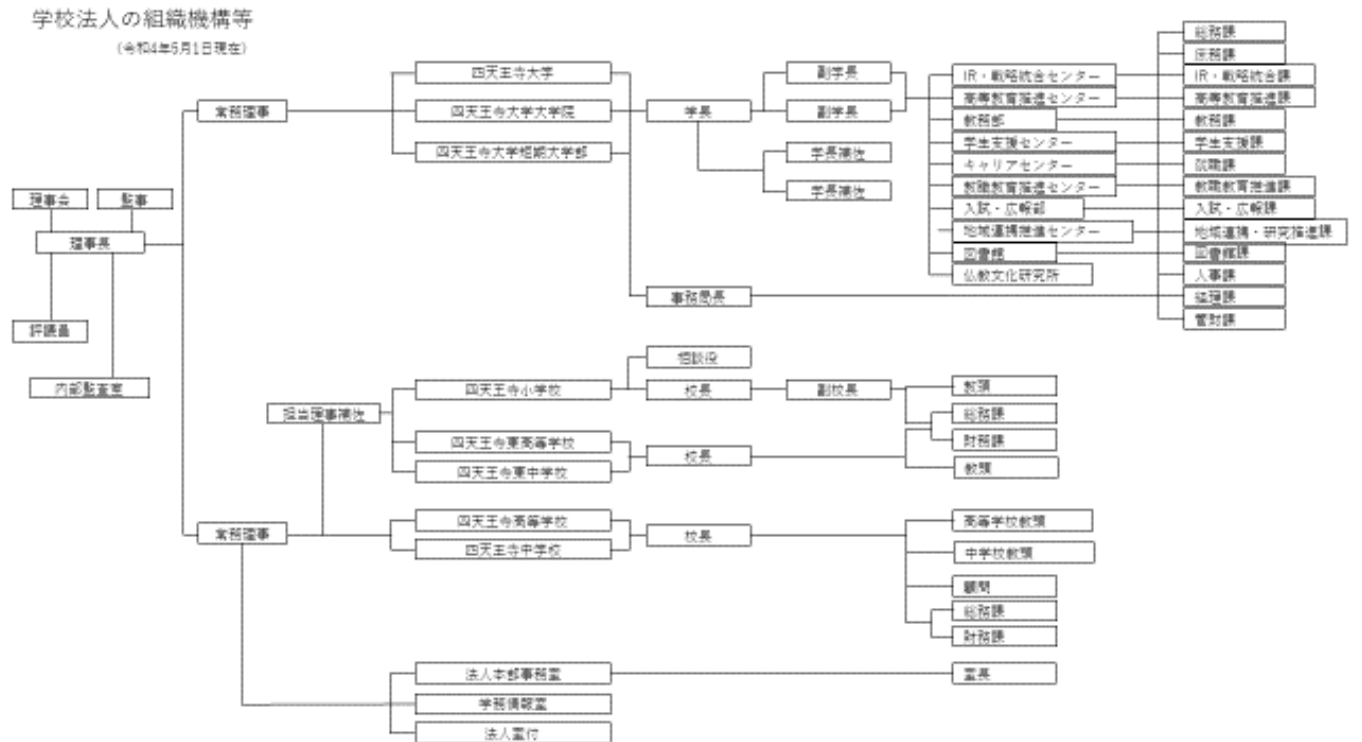
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-------------|---|-------|---------|---------|
| 四天王寺大学大学院 | 〒583-8501 大阪府羽曳野市学園前 3 丁目 2 番 1 号 | 22 人 | 50 人 | 35 人 |
| 四天王寺大学 | | 900 人 | 3,700 人 | 3,841 人 |
| 四天王寺大学短期大学部 | | 220 人 | 460 人 | 349 人 |
| 四天王寺高等学校 | 〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11 番 73 号 | 700 人 | 2,100 人 | 1,327 人 |
| 四天王寺中学校 | | 270 人 | 810 人 | 963 人 |

| | | | | |
|-----------|-------------------------------------|------|------|------|
| 四天王寺東高等学校 | 〒583-0026 大阪府藤井寺市春日丘 3丁目1番78号 | 210人 | 630人 | 722人 |
| 四天王寺東中学校 | | 140人 | 420人 | 158人 |
| 四天王寺小学校 | | 90人 | 540人 | 266人 |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

<大阪府>

本学は大阪府南部の羽曳野市の中央部に位置しており、最寄り駅の近鉄南大阪線の藤井寺駅（藤井寺市）及び古市駅（羽曳野市）から四天王寺大学行きの路線バスが行き来している。

羽曳野市は、北は藤井寺市、東は柏原市及び太子町、南は富田林市、東は堺市及び松原市と接している。

鉄道は、大阪の阿部野橋駅（天王寺）を始発とする近鉄南大阪線が、松原市～羽曳野市～藤井寺市～（ふたたび）羽曳野市～太子町を経て奈良県に通じている。古市駅（羽曳野市）からは、近鉄長野線が南へ分岐して富田林市から河内長野市へと至る。河内長野駅では南海電鉄高野線と接続しており、古市駅から約1時間で和歌山県橋本市へ行くことができる。

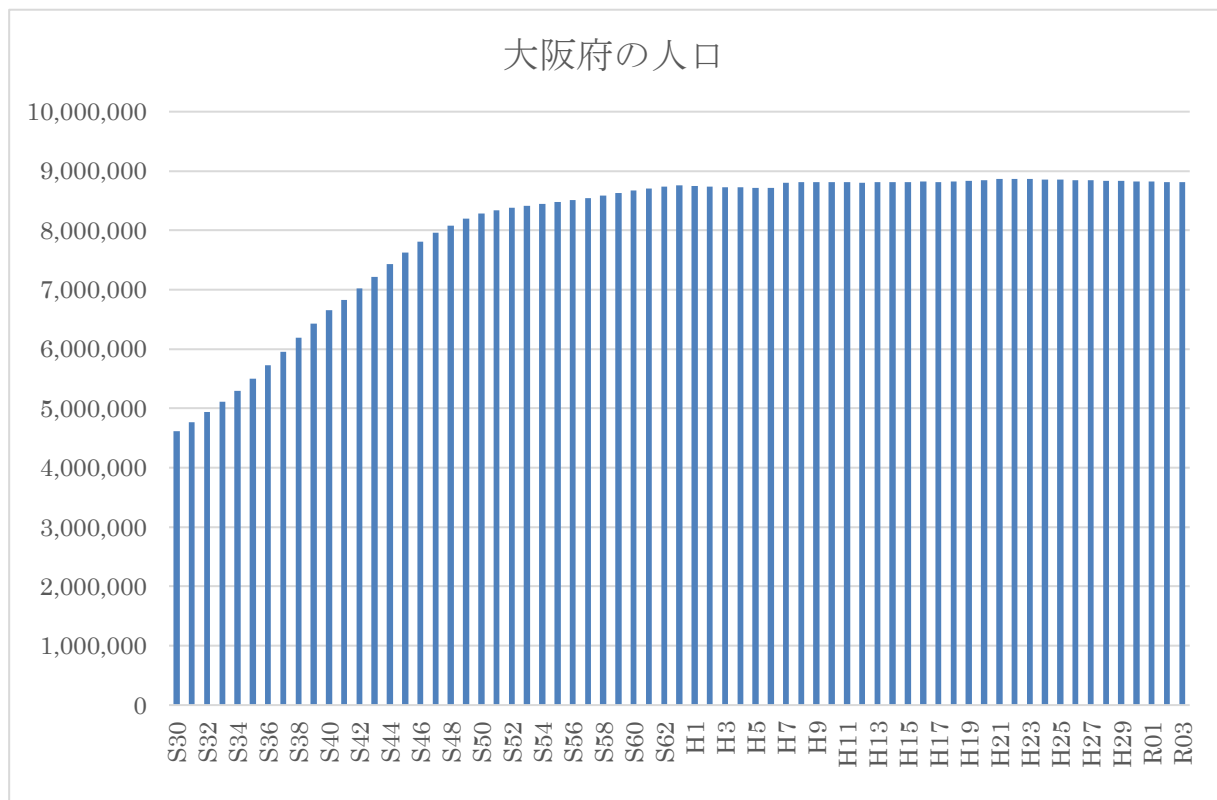
また、大阪メトロ御堂筋線及び泉北高速鉄道のなかもず駅（堺市）と本学との間には、有料のスクールバスを運行している。

以上の交通網を利用する本学学生は、大阪府とりわけ南大阪地域の在住者が最も多く、次いで奈良県、和歌山県の順となり、この3府県で学生数の約88%をしめている。

大阪府の人口は、昭和50(1975)年頃まで増加が続いたが、平成以後ほぼ横ばいに推移し、平成22(2010)年をピーク(886万5,245人)にやや減少へ転じている。

羽曳野市の人口は、市制直後の昭和35(1960)年には約5万人だったが、高度経済成長期には急増し、昭和55(1980)年に10万人を上回った。しかし平成12(2000)年をピーク(119,246人)に減少に転じている。

大阪府全体でいえば近隣府県からの転入は多いが、南大阪地域に限ると高度経済成長期に新居を構えた世代が高齢化する一方で若い世代の転入者が少なく、高齢化がすすみ18歳人口は減少傾向にある。



<羽曳野市>

| H30(2018)年 | | H31(2019)年 | | R2年(2020) | | R3(2021)年 | | R4(2022)年 | |
|------------|---------|------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) |
| 44,700 | 111,128 | 44,933 | 110,364 | 45,247 | 109,451 | 45,546 | 108,515 | 45,388 | 107,971 |

※大阪府発表

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

■ 学生の出身地別人数及び割合

| 都道府県 | 平成29(2017)年度 | | 平成30(2018)年度 | | 令和元(2019)年度 | | 令和2(2020)年度 | | 令和3(2021)年度 | |
|------|--------------|--------|--------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) |
| 宮城県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 神奈川県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 石川県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 福井県 | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | | 0.0% | 1 | 0.4% | 2 | 1.0% |
| 長野県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | | 0.0% |
| 岐阜県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 愛知県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 三重県 | 6 | 2.1% | 2 | 0.9% | 8 | 3.2% | 2 | 0.9% | 5 | 2.6% |
| 滋賀県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.4% | | 0.0% |
| 京都府 | 2 | 0.7% | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | 2 | 1.0% |
| 大阪府 | 180 | 63.6% | 155 | 66.2% | 164 | 66.1% | 156 | 68.1% | 126 | 66.0% |
| 兵庫県 | 2 | 0.7% | 1 | 0.4% | 4 | 1.6% | 3 | 1.3% | 4 | 2.1% |
| 奈良県 | 53 | 18.7% | 48 | 20.5% | 45 | 18.1% | 48 | 21.0% | 33 | 17.3% |
| 和歌山県 | 28 | 9.9% | 22 | 9.4% | 17 | 6.9% | 11 | 4.8% | 9 | 4.7% |
| 鳥取県 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 0.8% | 2 | 0.9% | 2 | 1.0% |
| 島根県 | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 0.8% | | 0.0% | | 0.0% |
| 広島県 | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 山口県 | | 0.0% | 1 | 0.4% | | 0.0% | 1 | 0.4% | | 0.0% |
| 香川県 | 2 | 0.7% | | 0.0% | 1 | 0.4% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 愛媛県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 2 | 0.9% | | 0.0% |
| 高知県 | 2 | 0.7% | 1 | 0.4% | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% |
| 福岡県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 佐賀県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 長崎県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 大分県 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | 1 | 0.5% |
| 鹿児島県 | | 0.0% | 1 | 0.4% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 沖縄県 | 1 | 0.4% | | 0.0% | 2 | 0.8% | | 0.0% | 2 | 1.0% |
| 総計 | 283 | 100.0% | 234 | 100.0% | 248 | 100.0% | 229 | 100.0% | 191 | 100.0% |

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3(2021)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

大阪府も羽曳野市も、人口減少と高齢化、産業の停滞といった深刻な課題を抱えている。しかしながら一方で、大阪府はインバウンドを含めた観光需要が期待されており、羽曳野市も令和元（2019）年に百舌鳥古市古墳群が世界遺産に指定されており、これを資源とした地域振興の取り組みがすすめられている。

四天王寺大学短期大学部（以下「本学」と略記）は、地域における産官学のさまざまな組織と連携して、学校教育や生涯教育、子育て（保育）、地域福祉や、観光、地場産業や商店街の振興、まちづくりなどといった地域課題解決に向けた研究や活動といった取り組みをいっそう期待されている。

これまでも本学は、羽曳野市、藤井寺市の自治体をはじめ、地域の企業や教育委員会とも多くの連携協定を締結してきた。令和4（2022）年4月には地域連携推進センターを発足させており、地域社会のニーズにより多く応えられるように努めている。

■ 地域社会の産業の状況

「大阪府における都市計画のあり方」（平成28（2016）年2月答申）によれば、大阪府が中心となる関西全体は、先進国一国に匹敵する人口・経済規模を有している。リチウムイオン電池や太陽電池など次世代エネルギーの製造拠点も豊富にあり、高い技術をもつ中小企業も集積している。

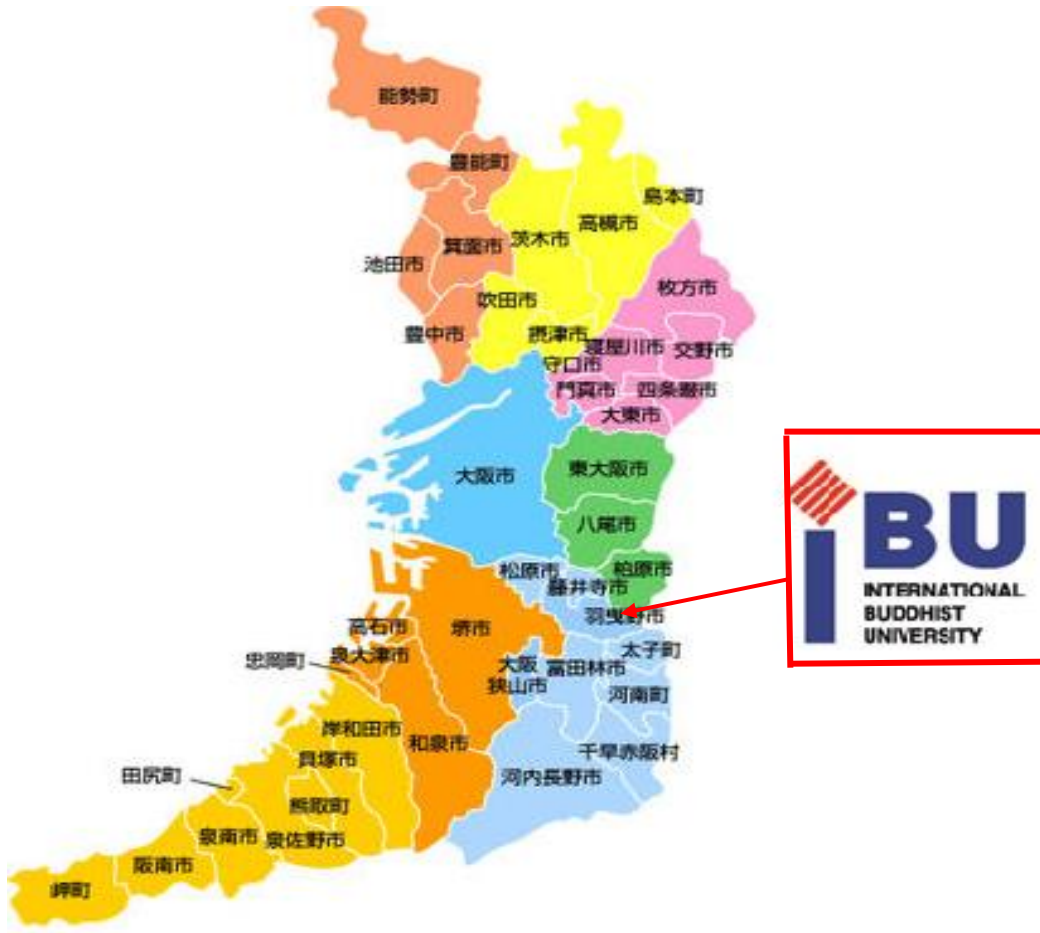
また、国際空港や鉄道網など世界標準のインフラが整い、歴史文化資源・多彩な食文化等の豊かな観光資源を有している。コロナ禍以前は、インバウンドの観光客にとって日本屈指の人気観光地だった。ウィズコロナの時代には、再び高い観光需要が見込まれる。

加えて令和7（2025）年には大阪・関西万博の開催が予定されており、その後も視野に入れて、サービス産業を中心にホスピタリティの意識の高い多彩な人材が求められている。

羽曳野市は、自然や歴史文化資源を活用し、福祉・医療や防災に力を入れ、子育て・教育の充実や産業の振興を通して「人口減少下の活力と成長に向けたまちづくり」をすすめている（「第6次羽曳野市総合基本計画基本構想」（平成28（2016）年2月答申））。

令和3（2021）年3月に策定された同市の「後期基本計画（2021－2026）」では、ぶどうやいちじくに「なにわ伝統野菜」のうすいえんどうも加えた特産品を生かした都市農業の振興、大型店舗の進出に伴って衰退した商店街や地域の小売店の再生、中小企業及び小規模企業の振興、観光資源の活用のための案内所の整備やボランティアガイドの育成、ガイドブックの作成などの取り組みが掲げられている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

| |
|---|
| <p>(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）</p> |
| <p>基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] ○提出された自己点検・評価報告書に評価がなされていない項目があるなど、記載に不備が散見されたので、より組織的な自己点検・評価体制の整備に努められたい。</p> |
| <p>(b) 対策</p> |
| <p>令和元（2019）年に「内部質保証の方針」を定め、組織体制及び役割を明確にするとともに、自己点検・自己評価委員会の構成を見直し、常務理事、学長、事務局長をはじめ、副学長、学長補佐、短期大学部長、学科長が率先して毎年の自己点検・評価に携わっており、前回の評価結果における改善に取り組んだ。特に、令和 2</p> |

| |
|--|
| <p>(2020) 年度は、自己点検・評価委員会専門部会を立ち上げ、自己点検・評価シートに記載事項を検証し、意見を述べるなど組織体制の充実を図った。令和 3 (2021) 年度は、自己点検・評価報告書を自己点検・自己評価委員会で検証し、組織的な自己点検・評価を行っている。</p> |
| <p>(c) 成果</p> |
| <p>内部質保証の方針を定め、自己点検・自己評価委員会及び教育研究評議会がそれぞれの役割を果たすとともに理事会での審議、承認も経て、自己点検・評価報告書を公表するなど、より機動的な自己点検・評価活動を行っており、評価項目に不備がないよう努めている。</p> |

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|---|
| <p>(a) 改善を要する事項</p> |
| <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] ○「危機管理マニュアル」を整備し緊急事態・被害の防止に努め、消火訓練が実施されているものの、避難訓練については実施されていない。緊急避難時の対応に万全を期すためにも、避難訓練の計画・実施が望まれる。</p> |
| <p>(b) 対策</p> |
| <p>平成 29 (2017) 年度から学生・教職員を対象として避難訓練を実施することとした。令和元 (2019) 年度には「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部防火・防災管理規程」及び「四天王寺大学防火・防災消防計画 (以下防火・防災消防計画)」を策定し、災害発生時の初動体制等を整備した。令和 2 (2020) 年度からは防火・防災消防計画に基づき大規模災害発生を想定した総合防災訓練を所轄の消防署の協力のもと実施することとした。</p> |
| <p>(c) 成果</p> |
| <p>防火・防災消防計画に基づき総合防災訓練を実施することで、教職員・学生の防災意識を高めることができた。ただし、令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大のため、大規模な訓練が実施できておらず、感染対策を講じた大規模訓練の実施が課題である。</p> |

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|--|
| <p>(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)</p> |
| <p>なし</p> |
| <p>(b) 改善後の状況等</p> |
| <p>なし</p> |

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

| |
|----------|
| (a) 指摘事項 |
| なし |
| (b) 履行状況 |
| なし |

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の不正使用防止を図るため、「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」及び「公的研究費不正使用防止計画」を定めるとともに科研費採択者等には「科学研究費助成事業取扱要領」を作成・配布し、これに基づき適正に管理を行っている。

令和 3(2021)年度は、各学部等において公的資金の不正使用等に関するコンプライアンス教育を実施するとともに、教職員に対する啓発活動として学内にポスターを掲示するとともにインターネットでも注意喚起を行った。

令和 4（2022）年 2 月の大学運営会議においては、監事の陪席により令和 3（2021）年度の公的研究費の不正使用防止に関する取り組みを報告している。

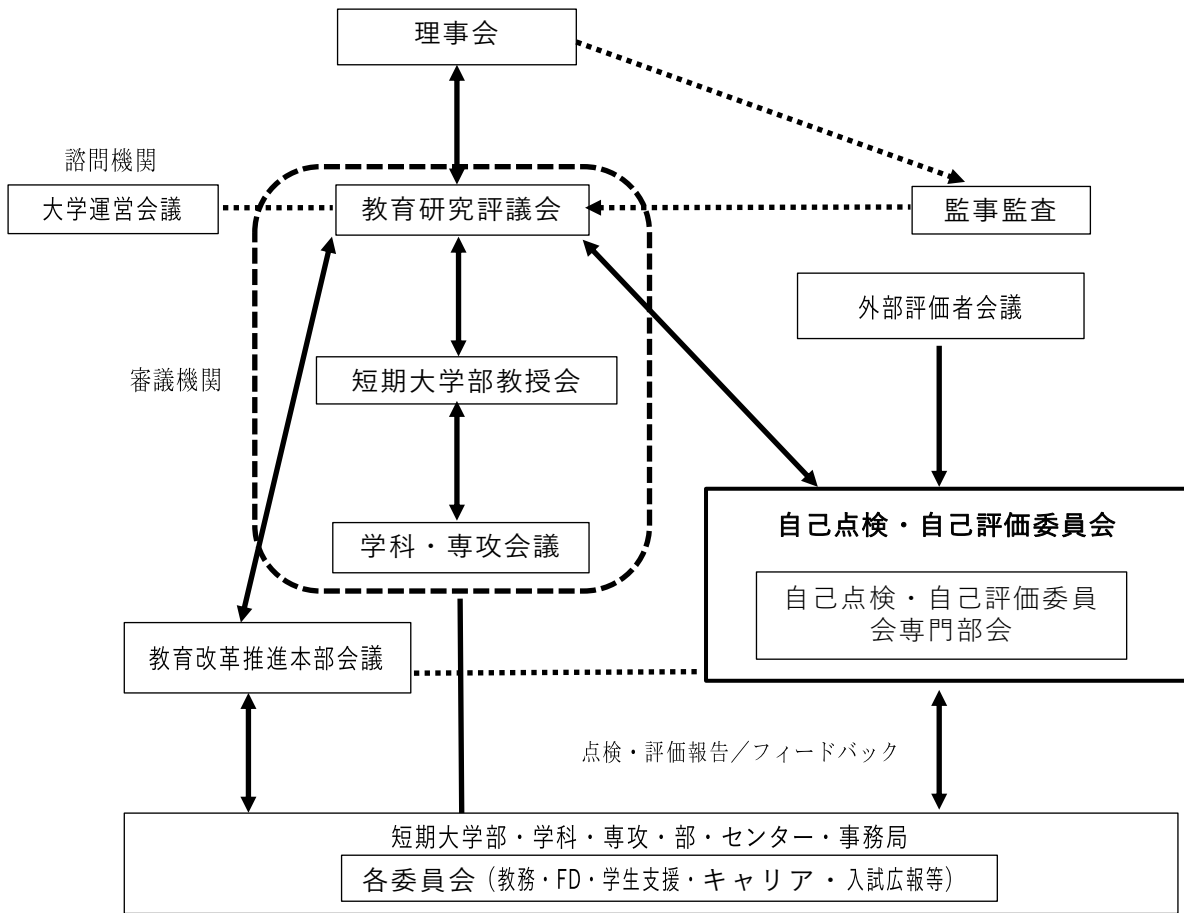
2. 自己点検・評価の組織と活動

自己点検・自己評価委員会規程に基づき委員会が設置され、第4条の定めにより、常務理事、学長、副学長、事務局長、教学推進委員（副学長、学長補佐（ALO）、図書館長、各種センター長、学科長等）及び管理推進委員（事務局各課長）がメンバーとなっている。

委員長には常務理事、教学推進委員長には学長、管理推進委員長には事務局長をそれぞれ充てている。また、委員会に、必要に応じて、専門部会を設けることができるようにしている。

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
 - （委員長） 常務理事
 - （教学推進委員長） 学長
 - （管理推進委員長） 事務局長
 - （教学推進委員） 副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、館長
副部長、副センター長、短期大学部長、学科長、
 - （管理推進委員） 課長
 - （事務局） 総務課

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会の構成員として、委員長である常務理事の指揮の下に、教学関係については学長をヘッドに副学長、学長補佐及び教学部署の長で構成する「教学推進委員」、並びに、管理運営関係については事務局長をヘッドに事務局各課長で構成する「管理推進委員」を置いており、両推進委員が協働して推進する体制としている。

また、学長が指名する学長補佐を ALO に充てている。ALO は、上記の両推進委員が作成した教学部署及び事務部門の活動結果を連結して編集し、外部評価者会議の結果を踏まえて自己点検・評価報告書（案）を作成し、委員会に提案する役割を担っている。同報告書（案）は委員会の審議・了承後、教育研究評議会での学内最終審議を経て、学園の評議員会・理事会において審議し、学校法人として賛同を受けている。この間、教職員は所属部署において、上記推進委員である所属長と協力して、活動結果の取りまとめや、PDCA による改善活動に取り組んでいる。

このように、本学の自己点検・評価活動は、組織的な対応により、全教職員が関与し、学校法人の賛同を得て推進している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

| 会議日 | 議事内容 |
|---|---|
| 令和3（2021）年5月27日 第1回自己点検・自己評価委員会開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 認証評価について（審議） 2. （令和3（2021）年公表用）自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大〕（素案）について（審議） 3. 令和2（2020）年度重点施策の事業計画書（報告）について（報告） |
| 令和3（2021）年7月13日 第2回自己点検・自己評価委員会開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1. （令和3（2021）年公表用）自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大〕（案）について（審議） |
| 令和3（2021）年8月26日 第3回自己点検・自己評価委員会開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1. （令和3（2021）年公表用）自己点検評価・報告書〔大学・大学院、短大〕（案）について（審議） 2. 令和3（2021）年度大学評価充実協議会の報告（報告） 3. 今後のスケジュールについて（報告） |
| 令和3（2021）年9月30日 第1部 外部有識者会議 第2部 学生から意見を聴く会議 | <p>【外部評価の実施】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学外有識者との意見交換 2. 本学学生からの意見聴取 |
| 令和3（2021）年11月11日 第4回自己点検・自己評価委員会開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 認証評価及び自己点検・評価のスケジュールについて（審議） 2. 令和4（2022）年度自己点検・評価報告書の作成について（審議） 3. 規程の整備について（報告） |
| 令和4（2022）年4月27日 第1回自己点検・自己評価委員会開催 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3（2021）年度外部評価の実施結果及び公表について（審議） 2. 外部評価実施要項の制定と今後の外部評価実施方針について（審議） 3. 令和4（2022）年度認証評価スケジュールについて（審議） 4. 令和3（2021）年度受審大学の評価結果と指摘事項等について（報告） 5. 自己点検・評価報告書について（審議） 6. その他（報告） |

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>**

提出資料 1-①. CAMPUS GUIDE 2023 (P109)、2. Campus Diary 2022 (P4～5)、
4. 履修要覧 2022 (P8～11:教育理念、P51:基礎教育科目、P52:共通教育科目)、6. 聖典聖歌集、7. 課外活動ハンドブック 2022

備付資料 1. 学校法人四天王寺学園六十年誌、2. 羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携に関する協定書、3. 藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学との連携に関する協定書、4. 大阪南農業協同組合との包括連携協定書、5. 幸南食糧株式会社との包括連携協定書、6. 河内長野市との連携協力協定書、7. 高大連携協定書、83. 令和 3 年度 IBU オープンカレッジ/たいし塾、89. 令和 3 年度第 25 回公開シンポジウム、90. 公開講座フェスタ 2021、91. ホームページ (生涯学習・地域貢献→知的・人的データベース (講師派遣)) <https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/haken/>

提出資料-規程集 13. 学則、15. 教育改革推進本部規程、33. 自己点検・自己評価委員会規程、41. 宗教委員会規程、248. 地域連携推進センター規程、249. 仏教文化研究所規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

学校法人四天王寺学園は、聖徳太子が四天王寺の敬田院を設立された際の精神を建学の精神として、本学をはじめ各学校を設置している。学校法人四天王寺学園の掲げる「建学の精神」(抜粋)には次のようにある。 (提出 1-① P109)

聖徳太子は、推古元(593)年に四天王寺を創建し、敬田院とされました。その設立の精神は「帰依渴仰 断悪修善 速証無上大菩提処」であり、それは、全ての生きとし生けるものが、仏教に帰依し、深く信じ、悪を断ち、善を修め、速やかに仏の悟りを得て、その境地に達することのできる場所を意味します。

(中略)

創立以後、聖徳太子のご偉業の中から、三経義疏(勝鬘経義疏・維摩経義疏・法華経義疏)を撰述されたことを受け、特に勝鬘夫人・維摩居士を範とした教育を打ち出し、また聖徳太子が制定された十七条憲法に準拠して学園訓を制定しました。十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」により、道徳観・倫理観を涵養し、勉学・スポーツ等において自己を徹底して磨く教育を実践してきました。社会には時代ごとに国内外を問わずあらゆる課題が存在しますが、その課題解決のために、利他の心を起こし、磨き上げた自己の知識・技能をもって、人々に寄り添える人材を育成することが本学園の使命であります。

聖徳太子をはじめ勝鬘夫人や維摩居士は、いずれも出家せず世俗に身を置きながら、仏教の教えを体得・実践して人々にも広めたとされる。また十七条憲法で説かれる「和」とは、自己を抑えて他者に同調するのではなく、あたかも音楽のハーモニーのように、自己も他者も共に個性を発揮しながら、なおかつそれらが調和している状態を指す。なお「和」をなしとげる前提として、他者に対する理解と共感が必須である。

すなわち「建学の精神」は、実社会にあって、絶えず自己を磨き続ける態度と他者を思いやる心とを持ち、自己の個性を生かしつつ他者と協調しながら国内外で活躍できる人材を育成するということである。

本学の使命・目的は、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成の場となることにあり、本学の学園訓では聖徳太子の「和の精神」を象徴する「和を以て貴しとなす」を定めている。

以上のことを基本理念として、「四天王寺大学短期大学部学則」(以下「学則」と略記)第2条の目的において、「建学の精神」に基づく教育理念・理想を明確に示している。(提出・規程集 13)

第2条 本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業または実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

また、「建学の精神」に基づく教育理念・理想をよりわかりやすく具体的に明示するものとして「卒業・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を定め、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成を図るために、①自己分析・自己研鑽の力、②豊かな人間性、③社会(組織)で活躍できる力という3つを掲げている。(提出 4-P8~11)

①は、「建学の精神」で述べられた聖徳太子、勝鬘夫人、維摩居士として、他者と調和しながら個性を発揮し協働できるような自立した人格を磨くということである。

②は、仏教の慈悲の精神そのもので、この世界に生きるさまざまな立場や境遇の人々のことを知り、彼らに共感する気持ちを養うということである。

③は、社会の中に自分の活躍の場を見つけ、自己の個性を発揮しつつ他者とも協働して、よりよい社会を建設する一員となるための力を養うことである。

①と②を身につけることは「和の精神(和のこころ)」を修得することと等しいから、本学のディプロマ・ポリシーとはすなわち、「建学の精神」に基づく教育理念・理想を公教育機関という立場から具現化したものといえる。

上記の通り「学則」第2条には、「教育基本法及び学校教育法に則り（中略）我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」と明記しており、「教育基本法」の目的である第1条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という内容に沿うものであり、本学の建学の精神は、公共性を有している。

本学の建学の精神は、「CAMPUS GUIDE 2023」、「Campus Diary 2022」、「入試ガイド 2022」、本学ホームページにより学内外に広く表明している。**(提出 1-①-P109)**
(提出 2-P4)

学内の学生・教職員・保護者等に対しては、入学式、学位授与式、入学時のオリエンテーション等において、さらに基礎教育科目（必修）「和の精神Ⅰ（瞑想）」「和の精神Ⅱ（写経）」の授業及び、その他学内の様々な行事等を通じて入学から卒業まで継続的・定期的に建学の精神を説明している。**(提出 4-P51)**

また、入学志願者等に対しては、オープンキャンパス、高校教員対象入試説明会、高校訪問、入試説明会等の機会に説明し、積極的に学外に表明している。本学の仏教教育の推進をはかることを目的として設置している仏教文化研究所は、建学の精神に基づき、仏教に関する研究・教育・広報を推進しており、研究所内の仏教教育センターでは、仏教教育広報誌「ウパーヤ」を発行し、仏教に関する知識を内外に提供している。**(提出 5)**

建学の精神である聖徳太子の「和の精神」は、大講堂正面の聖徳太子像の前で挙行される入学式、学位授与式において理事長の挨拶、学長の祝辞、入学時のオリエンテーション等で学生・教職員に共有されている。1年次必修の基礎教育科目「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」では、聖徳太子の仏教精神や学園訓を学ぶために、仏教文化研究所研究員が中心となり教務部と連携し授業内容の検討・立案を行い、各学科教員と連携して運営を行っている。聖典聖歌集（般若心経等）を必携として、専任教員は全員出席で学生指導に当たり、聖徳太子像への献灯・読経・瞑想・写経・仏教講話・仏教聖歌斉唱等の仏

教体験を通じて、聖徳太子の「和の精神」を共有している。(提出 6)

さらに共通教育科目「仏教実践演習」では、学外の寺院での座禅会や見学会を実施し、体験的な仏教教育の機会も設けている。(提出 4-P52)

宗教委員会は、各学部・学科・専攻の代表の教員等で構成し、仏教文化研究所と連携して「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」などの仏教教育の推進と質的な向上を図ることを目的として設置され、委員会で審議された結果を教授会で報告している。(提出・規程集 41) また、学内には聖徳太子像の彫刻をはじめ、レリーフや祭壇、曼荼羅、学園訓、「帰依渴仰、断悪修善、速證無上大菩提處」の書等が設置されており、授業・研修会等の開始前の瞑想の実践や職員朝礼での般若心経の唱和等により建学の精神を身近に共有している。

本学の建学の精神は普遍的なものであるが、時代や社会の変化に対応して学内外にわかりやすく伝えていく必要がある。このため、仏教文化研究所、自己点検・自己評価委員会、教育改革推進本部を中心に見直しを行っており、中長期計画や三つの方針の策定等を行う際に確認を行っている。(提出・規程集 15) (提出・規程集 33) (提出・規程集 249)

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

本学の地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業等の取り組みについては、令和 4 (2022) 年 4 月に組織改編により、これまでのエクステンションセンターから新たに設置された「地域連携推進センター」が管轄し、その事務も担っている。本学の建学の精神である「和の精神」の特色を生かし、地域社会に短期大学部を開放し、地域住民の生涯学習ニーズ実現のために以下の公開講座や生涯学習事業を企画・実施している。令和 3 (2021) 年度は、コロナウイルス感染症対策を万全に講じて、公開講座、生涯学習事業等を実施した。(提出・規程集 248)

① IBU オープンカレッジ

平成 13 (2001) 年度にスタートした「IBU オープンカレッジ」は、生涯学習を通じた教育事業で、本学及び併設大学教育職員等が講師となり、地域の方々に学習する機会を提供する取り組みである。令和 3 (2021) 年度は、語学や歴史講座等を中心にした内容で、前期は対面 10 講座、オンライン 5 講座、後期は対面 10 講座、オンライン 3 講座を実施した（本学教育職員が前期・後期各 1 講座を担当）。(備付 83)

② たいし塾

平成 12（2000）年度にスタートした特別公開講座社会人教室「たいし塾」は、学内の知的資源や教育情報・サービスを広く開放し、「心のオアシス」や「将来設計」を求めためにも役立つ生涯学習の場を創ることを目的に、本学及び併設大学教育職員等が講師となり実施している。

令和 3（2021）年度は、「令和の時代-和の精神（こころ）」をテーマとし、10 講座を予定したが、コロナ禍が続いていたことから 3 講座（併設大学教育職員等で実施）に縮小し、令和 4（2022）年 1 月～2 月にかけて開催した。（備付 83）

③ 公開シンポジウム

本学の知的資源を地域社会に還元するため、平成 9（1997）年度より、「四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部・羽曳野市・羽曳野市教育委員会」による共催事業として実施し、第 25 回開催となった。令和 4（2022）年 2 月 19 日、「和のこころを未来へー聖徳太子から学ぶ、和のこころー」をテーマに公開シンポジウムを開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの実施となったが、北海道、関東、九州など、遠方からも多数の申込みをしていただいた。なお、本学の須原副学長（現学長）が総合司会を務めた。（備付 89）

④ 公開講座フェスタ（大阪府主催）

HSN ネット（「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」の略称で、主催事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課に置く）に参画するため、本学は平成 11（1999）年度から構成員となり、毎年 11 月に実施される講義に、本学及び併設大学の教育職員を派遣しており、令和 3（2021）年度は、「外から見る「日本語」と国際交流」というテーマで、併設大学の教育職員が講演を行った。（備付 90）

⑤ あべのハルカス公開講座

大阪府との共催事業によって、平成 7（1995）年に「四天王寺大学公開講座」としてスタートし、平成 26（2014）年度、あべのハルカスに本学サテライトキャンパスを設置したことを契機として、「あべのハルカス公開講座」として実施している。講座の内容は、「～教養と好奇心で巡る世界の旅～」を主テーマに絞り、講師となる本学及び併設大学の教育職員等が学会や視察で訪れた渡航先での出来事や諸問題を取り上げる形式で、前期 4 講座、後期 4 講座で開催しているが、令和 3（2021）年度はコロナ感染拡大防止のため、開催を中止とした。

⑥ 講師派遣、外部の各種委員等就任

本学では、社会貢献の一環として、講師派遣や外部の審査会及び選考会等の各種委員委嘱を受け入れている。研修会、講演会 各種委員会、学校や自治体などの行事等の実施に当たり、本学教員等への協力内容とのマッチングがスムーズに行えるよう、大学ホームページ上に教員の専門分野別「知的・人的資源データベース」を提供している。（備付 91）

⑦ IBU 桜 WEEKS

大学開放ならびに地域社会との共生・交流を目的として、本学の誇る桜の美しさを鑑賞してもらうことに主眼をおいた「IBU 桜 WEEKS」を毎年開催している。桜の満開の前後 3 週間を鑑賞期間として、地域の方々に学内を自由に散策していただいている。令和 3（2021）年度はコロナ感染拡大防止の観点から、中止とした。

⑧ 四天王寺大学短期大学部公開講座

平成 27（2015）年度より本学の特色を活かし「シニアライフ」「暮らし」に関するテーマで公開講座を開催してきたが、令和 3（2021）年度はコロナ感染拡大防止の観点から、中止とした。

地域連携活動としては、これまで地方公共団体、教育委員会、商工会とさまざまな分野で連携・協力し、地域社会の発展に寄与しつつ学生の成長をうながしてきた。

令和 3（2021）年度には、コロナ禍にもかかわらず、羽曳野市と近隣の藤井寺市とは協定を結んでおり、連携をさらに強化すべく、大学と合同で以下のような各種イベントでの協働や課題解決に取り組んだ。**（備付 2）（備付 3）**

① 学生参加イベント

- 「古墳音頭プロジェクト」・「第 4 回古墳 DE るるる」（羽曳野市）
- 「第 1 回学んでシュラホール」・「第 5 回ハレマチビヨリ」（藤井寺市）
- 「第 3 回食べて応援・作って応援レシピコンテスト」（大阪南農業協同組合）

② 学生デザインによる地域貢献

- 「羽曳野市オリジナル婚姻届・出生届」・「ボトルドウォーター缶ラベル」（羽曳野市）
- 「安全・安心まちづくりのぼり旗」（羽曳野警察署管内防犯協議会）

③ 課題解決

- 「地域連携学生企画プロジェクト」（羽曳野市・藤井寺市）

上記以外に本学の学生が主体となった取り組みとして、大阪市農業協同組合及び幸南食糧株式会社とトレビスを使ったリゾットの商品開発がある。学生の提案した「大阪生まれのトレビスリゾット」という商品名が採用されて、羽曳野市内の大型店舗で店頭販売にも参加した。中心となったライフデザイン学科の谷口ゼミは、令和 3（2021）年 11 月に大阪市農業協同組合から感謝状を授与された。以上のような取り組みの成果として、令和 3（2021）年度は以下のように、近隣自治体や地元企業との間で連携協定を締結した。**（備付 4）（備付 5）（備付 6）**

| No. | 自治体等・締結書名 | 締結日 |
|-----|---|-----------------------|
| 1 | 大阪南農業協同組合と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書 | 令和 4 (2022) 年 2月9日 |
| 2 | 幸南食糧株式会社と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との包括連携に関する協定書 | 令和 4 (2022) 年 2月9日 |
| 3 | 河内長野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携協力に関する協定書 | 令和 4 (2022) 年 3月3日 |

高大連携

本学及び併設大学では、高大連携を積極的に進めており、令和 4 (2022) 年度 5 月現在で、33 校との高大連携の協定を締結しており、今後も拡充していく予定である。

令和 3 (2021) 年度においても、コロナ禍で厳しい状況にあるが、連携協定校の要望を受け、感染予防対策に万全を期し、出前授業講師として 3 校に 4 人の教育職員を派遣した。また、高校 1 年生を対象にした「協定校実践プログラム“初心者のためのピアノ教室”」では、連携協定校 31 校へ案内し 3 月に実施した (7 校から計 16 人が参加)。

なお、連携協定校と大学は相互の教育の充実・発展に資するため、以下の事業での連携協定を締結している。(備付 7)

- ・大学の研究・教育活動や高校の教育活動に関すること
- ・大学への入学に際して大学と高校の連携に関すること
- ・教育上の諸課題に対応した調査・研究等に関すること
- ・大学の学生による高校での実習・インターンシップに関すること
- ・その他双方が必要と認めること

学生の地域におけるボランティア活動としては、例年、本学のボランティア系クラブの「わくわく☆サタデー」、「IBU 大阪アンカークラブ」、「ボランティアクラブ」、「ポコ・ア・ポコ」の 4 団体のはびきの市民フェスティバル「はびきの祭」の企画段階から参加してイベントやブース等の運営にかかわったり、「はびきの軽トラ市」に「茶道部」が参加し野点をしたりするなどしている。この他に、本学近隣の老人福祉施設、小学校や幼稚園などで、「ギター・マンドリンクラブ」、「YOSAKOI ソーラン部」、「IBU チアリーディングクラブ」等が演技を披露したりするなどして、地域・社会に貢献を行っている。(提出 7)

令和 3 (2022) 年度は、コロナ禍で活動中止や自粛を余儀なくされている中で、ボランティア系のクラブが、訪問先施設等と感染防止対策に関する綿密な計画を立てて、児童施設や福祉施設等での交流を行った。また、社会貢献活動の一環として、感染予防に努めながら、あべのハルカスでのイベント(ハルカス大学ハル大祭)に「ギター・マンドリンクラブ」と「和太鼓部」が出演した。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、「和の精神」の授業を中心にさまざまな手段で共有が行われて

いる。今後も、仏教文化研究所や宗教委員会が中心となって、今日的なさまざまな社会の問題と関わらせながら、どのように学生に伝えていくのか、絶えず見直しが必要である。地域との連携は、新たに発足した地域連携推進センターを通して、個々の教員に拠るところが大きかった従来の連携事業を、大学が組織的にサポートすることで一層活性化を図っていく。併せて、地元企業等との連携協定締結をいっそう推進し、地域とともに歩む大学として地元にとって必要とされる存在となるよう努めていく。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

短期大学の2年間を通じて、「和の精神」を深く理解し、慈愛の心と利他の精神をもつ豊かな人間性を育てていくための根幹として位置づけられ、本学の個性・特色を最も表した授業が、1年生全員が、必修科目として受講する「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」である。授業は、1,000人以上の学生（大学の学生も含む）が大講堂に一堂に集まり、全専任教員や担当職員も参加して実施され、学生は指定スーツを端正に着用し、静粛な環境の下で授業に臨む。授業は、仏教の修行方法の一つである瞑想と写経を中心とした実践を行うとともに、「和の精神」に基づく学園訓の理念とその意義を中心に展開される。また、各授業時間のはじめにも、短時間の瞑想を取り入れ、学生が気持ちを落ち着かせ、礼節を重んじ、「和の精神」に基づいた日常の心構えと態度を身につける工夫としている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 4. 履修要覧 2022（P8～P11：教育理念）（P62、P68、P76、P77、85：ディプロマ・ポリシー）（P67、P75、P84、P91：履修系統図）、8-①. 入試ガイド 2023（P14）、9. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 Fact Book 2021、10. 四天王寺大学短期大学部 アセスメント・ポリシー、11. アセスメントに関する基礎資料（令和3年度版）

備付資料 8. ホームページ（令和3年度：卒業生に関する評価調査報告書）、https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf、9. 令和3年度短期大学部教授会議事録（提出34と同じ）、10. 令和3年度大学運営会議議事要旨、11. 令和3年度教育研究評議会議事録、94. 四天王寺大学短期大学部の「三つの方針」

提出資料-規程集 13. 学則

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

本学の教育目的は、「学則」第 2 条に、次のように定めている。

本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業または実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

これを受けて「学則」第 2 条の 2 では、「人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、学科または専攻ごとに別に定める」こととしており、「履修要覧」に以下のとおり記載している。（提出 4-P8～11）

なお、本学は生活ナビゲーション学科ライフケア専攻の募集停止にともない、令和 4（2022）年 4 月より、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻をライフデザイン学科に改称し、保育科とライフデザイン学科の 2 学科体制となった。それにともない、令和 4（2022）年 4 月に学則を改正している。（提出・規程集 13 第 5 条）

〈保育科〉

保育科は、聖徳太子の仏教精神をもとにした仏教保育の理念と方法を体得し、人間性豊かで慈愛に満ち、受容性と共感性に富む、保育実践力及び社会援助技術の基本を身につけた保育者養成を目的とする。

〈生活ナビゲーション学科〉

生活ナビゲーション学科は、建学の精神である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より、誠実・礼儀・健康を心に留め、自己と他者が調和し共に社会貢献する人格形成に努め、幅広い教養を身につけることを教育研究上の目的とする。それを具現化するため、自らのキャリアデザインを描き、社会経済状況の動向に関心を持ち、必要な専門的知識や技術を修得することを目的とする。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻は、建学の精神に基づき、和の精神を持つ、豊かな人格形成・修養に努め、生活全般からビジネスにいたるまでの幅広い教養と実務的な専門性を備えた社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、建学の精神である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より、誠実・礼儀・健康を心に留め、自己と他者が調和し

共に社会貢献する人格形成に努め、幅広い教養を身につけることを教育研究上の目的とする。それを具現化するため、主体性・協調性・倫理性を基礎に、介護実践に必要な専門的知識と技術を修得することを目的とする。

〈ライフデザイン学科〉

ライフデザイン学科は、聖徳太子の仏教精神のもとに、豊かな人格形成・修養に努め、生活全般からビジネスにいたるまでの幅広い教養と実務的な専門性を備えた、社会に貢献できる人材養成を目的とする。

各学科・専攻の教育目的・目標については、「学則」第2条の2を受けて「履修要覧」に明記しており、本学ホームページ上でも、これを公開している。学生には、入学前のプレエントランス・ガイダンスや入学時のオリエンテーションをはじめ、「保育実践演習」「ライフデザインゼミナール」「ライフケア演習」といった授業の中で、各学科及び専攻の教育目的・目標を十分に説明している。**(提出 4 P8～11)**

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検するため、毎年、卒業年度生全員と卒業年度生の就職した企業、幼稚園、保育園、福祉施設等に対して、卒業生の業務や職場への適応状況に関してアンケート調査を実施し、卒業生の業務や職場への適応状況ならびに在学中に身につけておくべき能力等を調査している。**(備付 8)**

その結果は、大学運営会議、教授会、学科会議、キャリア委員会等で報告され、教育課程の改善の参考とすると同時に、学生への就職支援活動の一助としている。**(備付 9) (備付 10)**

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神及び教育・研究上の目的に基づいて、ディプロマ・ポリシーの中で明確に示している。本学では「『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」を目的としており、そのために必要な学習成果として、次の3つを定めている。**(提出 4 P8～11)**

① 自己分析・自己研鑽の力

- ・自らの理念や行動を相対化し、省察することができる。
- ・自己を高めるために生涯にわたり、学び続けることができる。

- ② 豊かな人間性 ～慈愛の心・利他の精神～
 - ・多様な立場、考え方の存在を認める（受容する）ことができる。
 - ・他者に対して思いやりを持ち、寛容な態度で接することができる。
 - ・他者の喜びや躓きを自己のものとして共感することができる。
- ③ 社会（組織）で活躍できる力 ～専門性を基礎として～
 - ・社会（組織）の現状について認識できる。
 - ・社会（組織）の一員としての自己を理解できる。
 - ・社会（組織）に貢献する強い意欲を持ち、行動することができる。
 - ・組織の新たな課題解決や改革に仲間とともに取り組み、実現することができる。

短期大学全体としての学習成果と、先述した各学科・専攻課程の教育・研究上の目的を基にして、各学科・専攻の学習成果を、卒業時点において身につけるべき能力として、ディプロマ・ポリシーの中で明確に示している。

各学科・専攻の学習成果については、以下のとおりである。（提出 4-P62、P68、P76、P77、P85）

〈保育科〉

- ① 慈愛に満ちた保育者として保育現場で活躍できる人格形成
仏教保育の理念と方法を体得し、受容性と共感性に富む慈愛に満ちた保育の実践者として、子どもの成長と共に自らの人格形成を目指すことができる。
- ② 保育者として幅広い教養と専門的・実践的な知識および表現・技術の獲得
保育や子どもとそれらを取り巻く社会情勢に関心を持ち、保育技術の向上や新たな知識の獲得に意欲的に取り組み、保育や幼児教育、福祉、また子どもや子育てに関する知識を理解し、子どものあそび・表現活動にかかわる基礎的な技術力を身につけるとともに保育現場における適切な表現・援助の方法を体得している。
- ③ 自己表現力・コミュニケーション能力および課題解決能力の修得
保育現場で起こる課題に対して、適切な判断を下すことができ、コミュニケーション能力を発揮して臨機応変に保育を展開することができる。さらに、自らの保育実践を省みて新たな課題を設定することができる。

〈生活ナビゲーション学科〉

- ① 建学の精神に根ざした人格形成
建学の精神である聖徳太子の仏教精神を理解し、和のこころをもちビジネス現場や介護現場において貢献することができる。
- ② 社会で求められる基礎力の修得
基礎学力をはじめとしてビジネスパーソンや介護福祉士として求められる専門知識・技能を修得し、活用することができる。
- ③ 問題解決能力の修得
社会状況に関心を持ち、自らのキャリアプランを描く為に、物事に積極的にチ

チャレンジします。また、介護を必要とする対象を多面的に捉え、チームの一員として行動 することができる。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

① 建学の精神に根ざした人格形成

聖徳太子の仏教精神を理解し、和の心を持つ人格形成修養を基に、社会に貢献できるビジネスパーソンとしての能力が培われている。

② キャリアプランを自ら描く能力の修得

社会状況に関心を持ち、積極的にチャレンジし、8つのフィールドと23のユニット科目での学びにより、新たな資格を取得している。更に、卒業後、生涯にわたるライフプランとキャリアプランを自らデザインし、描くことができる。

③ 社会で求められるビジネスパーソンとしての基礎力の修得

基礎学力をはじめとし、フィールド・ユニットでの専門知識・技能、社会人基礎力を修得している。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

① 建学の精神に根ざした人格形成

建学の精神である聖徳太子の仏教精神を理解し、和のこころを尊重し人との関わりをとおして他者と共感することができる。

② 総合的な知識や技能の修得

介護を必要とする対象を理解し、介護ニーズや介護に関連する制度・サービスにグローバルな視野をもって対応できる専門知識・技術を修得する。

③ 高い専門性の獲得

高い倫理性を持って、介護過程に基づく尊厳を支える個別ケアの実践能力を体得し、生涯にわたり学習を継続することができる。

④ 問題解決能力の修得

社会全体のできごとに関心を持ち、対象者の生活をトータルに考えられる姿勢を身につけると共に、チームの一員として行動することができる。

〈ライフデザイン学科〉

① 建学の精神に根ざした人格形成

聖徳太子の仏教精神を理解し、和の心を持つ人格形成修養を基に、社会に貢献できるビジネスパーソンとしての能力が培われている。

② キャリアプランを自ら描く能力の修得

社会状況に関心を持ち、積極的にチャレンジし、8つのフィールドと24のユニット科目での学びにより、新たな資格を取得している。更に、卒業後、生涯にわたるライフプランとキャリアプランを自らデザインし、描くことができる。

③ 社会で求められるビジネスパーソンとしての基礎力の修得

基礎学力をはじめとし、フィールド・ユニットでの専門知識・技能、社会人基礎力を修得している。

ディプロマ・ポリシーは「履修要覧」に記載するとともに本学ホームページ上で公表している。学習成果の詳細については、学生に対して、オリエンテーションをはじめ、「保育実践演習」「ライフデザインゼミナール」「ライフケア演習」といった授業の中で十分な説明を行っている。

本学では、「学校教育法」の短期大学の規程に照らして各学科・専攻課程において学修ポートフォリオ、学位授与状況、単位取得状況、GPA（Grade Point Average）による成績分布状況、就職率、専門領域での就職率、免許・資格の取得状況、PROGテスト（アセスメントテスト）、国家試験の合格状況、学生調査などの指標を用いて、アセスメント・ポリシーとして定期的に点検している。（提出 9）（提出 10）

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針について、建学の精神である聖徳太子の和の精神に基づく教育を実現するための方針と位置付け、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。ディプロマ・ポリシーに掲げる『和の精神』をもち、社会で活躍できる人間」の育成を目的として、カリキュラム・ポリシーでは、基礎教育科目、共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成することを定め、効果的な教育方法と学習成果の評価方法を定めている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、アドミッション・ポリシーにおいては、本学で教育を受けるための資質・能力・目的意識といった具体的な条件を定めている。（提出 4- P8～P11）（備付 94）

三つの方針の策定にあたっては、学長の指示のもとで学科・専攻会議で原案が作成される。原案は、全学的な教育施策の企画・開発や教育活動の継続的な改善について審議する教育改革推進本部会議において議論が重ねられ、案として策定される。策定された案は、教授会で審議を経て、最終的な決定機関である教育研究評議会に送られ審議を経て、決定される。このように三つの方針は組織的議論を重ねて策定している。

（備付 9）（備付 11）

本学では、アドミッション・ポリシーを満たして入学した学生が、オリエンテーションや「和の精神 I・II」「仏教概説」の授業を通して、ディプロマ・ポリシーを理解し、カリキュラム・ポリシーに沿って、学習を進め、教育成果を十分に獲得できる環境を整

えており、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

教員は教育目標及び三つの方針を踏まえてシラバスを作成しており、学生が卒業時点で身につけるべき能力は「履修要覧」の「授業科目編成表」に明示している。「履修要覧」には、「 Semester 別学修分類表」や、学生の身につけるべき能力と専門教育科目とを対応させる形式で、各科目の関係性やつながりを示した「履修系統図」も記載している。(提出 4 -P67、P75、P84、P91)

また、三つの方針を踏まえて、教育活動の PDCA サイクルを機能させるために、アセスメント・ポリシーを策定しており、三つのポリシーに則った教育成果の査定を行い、教育活動の改革・改善に努めている。(提出 10) (提出 11)

三つの方針は、「履修要覧」に記載するとともに、本学ホームページ上の「情報公開」に「教育研究上の目的・三つのポリシー等」として掲載し、公表している。また、「CAMPUS GUIDE」には、本学の学習の全体ビジョンとしてディプロマ・ポリシーを示し、アドミッション・ポリシーについては、「入試ガイド」等に明記している。(提出 8-①)

本学の三つの方針は、オープンキャンパス、入試相談会、高校内ガイダンスなどの場でも説明を行い、学内では、オリエンテーションや「和の精神 I・II」などの授業内でも周知している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

教育の効果について、教員が個々の授業について把握し改善するだけでは不十分であり、学科・専攻のそれぞれのレベルで三つの方針に沿った教育効果があげられているかを把握し、全体の授業改善に結びつけていく取り組みの強化が求められる。そこで、本学では、令和 3 (2021) 年度より、学科・専攻内での専任教員間の成績評価チェックに加えて、学科・専攻間を越えて、相互に成績に関するピアレビューを行うことにした。

具体的には、ある学科・専攻の成績評価を別の学科・専攻が三つのポリシーとアセスメント・ポリシーに則ったものかを第三者の視点で調査し「所見」を作成し、当該学部・学科が「回答」を作成し検証する取り組みを定め、これを実施した。

今後も、この取り組みを継続し、短期大学全体としての教育の効果の把握に努め、授業改善につなげていく。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築を進めており、令和 4 (2022) 年度から本格的に運用を始める。学生が入学時から卒業時まで、どれだけ成長したかを継続的に確認し、教育の効果を検証するツールとして活用する。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 9. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 Fact Book 2021、10. アセスメント・ポリシー、11. アセスメントに関する基礎資料（令和 3 年度版）<短期大学部>、12. アセスメント・ポリシーに基づく評価について（令和 3 年度）、13. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部内部質保証の方針、14. PROG 全体傾向報告書（2021）

備付資料 8. ホームページ（令和 3 年度：卒業生に関する評価調査報告書）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf、
9. 令和 3 年度短期大学部教授会議事録（提出 34 と同じ）、11. 令和 3 年度教育研究評議会議事録、12. 自己点検・自己評価委員会議事録（令和元年度～令和 3 年度）、13. 令和 3 年度教育改革推進本部会議議事録、
14. ホームページ（令和元年度～令和 2 年度自己点検・評価シート）、
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf、
15. ホームページ（令和 3 年度自己点検・評価報告書）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/jiko.html>、
16. 令和元年度外部評価会議（外部有識者の意見）、17. 令和 3 年度外部評価者会議第 1 部（外部有識者）議事録、18. 令和 3 年度外部評価者会議（外部有識者の意見）、19. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部外部評価実施要項、20. ホームページ（授業評価アンケート）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html>

提出資料-規程集 13. 学則、33. 自己点検・自己評価委員会規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、本学の使命や目的を実現し、社会の負託に応える内部質保証を担保するための自己点検・評価を「学則」第 3 条に規定し、計画的かつ継続的な取り組みを主眼として組織的に進めている。（提出・規程集 13）

また、内部質保証の取り組みを恒常的に推進するために、「内部質保証の方針」を掲げ、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を自己点検・自己評価委員会とし、教育研究評議会、教育改革推進本部、教授会・全学委員会が、自己点検・評価活動の各役割を担っている。**(提出 13)**

「自己点検・自己評価委員会規程」第 1 条に基づき、常務理事を委員長として教学推進委員長である学長を中心に、自己点検・自己評価委員会を開催し、毎年、定期的に行っている。**(備付 12) (提出-規程集 33)**

令和元(2019)年度、令和 2 年(2020)年度分の自己点検・評価報告書は、短期大学基準協会が示す基準に準拠して、基準項目における自己判定を A~D の 4 段階に分類し、現状、課題、行動計画の実施状況、改善状況を「自己点検・評価シート」にまとめ、本学ホームページの「情報公開」に公表している。**(備付 14)**

令和 3(2021)年度は、一般社団法人大学・短期大学基準協会が示す基準に準拠して、自己点検・評価報告書を作成し、同じく本学ホームページの「情報公開」に公表している。**(備付 15)**

自己点検・自己評価委員会は、「自己点検・自己評価委員会規程」第 4 条に基づき、常務理事が委員長、学長が教学推進委員長、事務局長が管理推進委員長を務め、教学推進委員として、副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、副館長、副部長、副センター長、短期大学部長、学科長、管理推進委員として各課長が加わり構成している。**(提出-規程集 33)**

自己点検・自己評価委員会での報告事項や審議事項は、短期大学部長、学科長を通じて教授会や学科会議で伝達され、事務局各課にはセンター長や課長を通じて共有している。そして、教授会及び全学委員会では、教育研究評議会を示された方針、計画に則り、教育研究活動を実行し、自己点検・自己評価委員会による自己点検・評価での検証結果をふまえ、それぞれ改善・改革に取り組んでいる。**(備付 9) (備付 12)**

また、教育改革推進本部会議では、教育研究評議会の方針のもとで中長期計画の策定や三つの方針に基づく評価を担い、自己点検・自己評価委員会による評価活動の結果も踏まえて、全学的な教育施策の企画・開発や教育活動の継続的な改善について審議し、各部局(学部、部、センター、付属施設)・事務局各課と連携して教育改革活動を進めている。**(備付 13)**

このように本学では、明確な責任体制のもと、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる取り組みとして、令和元(2019)年度より、自治体、教育委員会、学校・園、企業などから外部有識者を招き、本学の教育研究活動に対する評価・助言を得るための「外部評価者会議」を開催し、より客観的な視点を取り入れた自己点検・評価を行っている。**(備付 16) (備付 19)**

令和 2 (2020) 年分の「外部評価者会議」は令和 3 (2021) 年 9 月 30 日に開催した。会議で聴取された意見は、関係する各部局・事務局と教育改革推進本部で検討し、回答や改善案がまとめられ、自己点検・自己評価委員会に報告された後、教育研究評議会で審議する。外部評価会議の内容については、各部局で共有すると同時に、大学ホームページで公表し、教育研究活動、地域貢献等の改善・向上に役立てている。(備付 11) (備付 17) (備付 18)

本学では、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画(改訂版)」を定めている。中長期計画では、学園の「将来ビジョン」に基づいて、5 つの戦略(広報活動の強化による志願者増、「学生の自ら学び取る力」を育む教育の展開、学生の自律的な活動の推進、研究力の強化及び地域連携の推進、財政基盤と組織力の強化)を掲げているが、自己点検・評価は、この中長期計画に基づいて実施しており、自己点検・評価の結果は中長期計画に反映されることになる。

このように、自己点検・評価の結果は、科目レベル(授業科目)、教育課程(学科・専攻課程)レベルでの改革・改善はもとより、機関レベル(学部)の改革・改善に大いに活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、三つのポリシーに基づき、科目レベル(授業科目)、教育課程レベル(学科・専攻課程)、機関レベル(学部)の 3 つのレベルで、学習成果を焦点とするアセスメント・ポリシーを定めて査定する手法を有している。

科目レベル(授業科目)のアセスメントとしての成績評価は、試験やレポートによる直接評価だけでなく、学びの途中の評価としてルーブリックによるパフォーマンス評価や真正の評価等も実施して判定を行っている。

評価方法については、シラバスにその旨を記載し学生に周知している。各教員は、授業の到達目標を視野に入れた課題設定や小テスト実施、レポート課題などを学生に課し、必要に応じてフィードバックすることで学習成果を測定している。また、学期ごとに、すべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施し、教員はアンケート結果を振り返った授業改善コメントを作成、提出し、教育改善に取り組んでいる。(備付 20)

アンケート結果は、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD 委員会」と略記)や教育改革推進本部に報告、検証され、さらに教授会や学科会議で改善策等を

議論して授業や教育の改善を図っている。授業改善コメントはアンケート結果とともに図書館にて学生や教職員が閲覧できる。

教育課程レベル（学科・専攻課程）のアセスメントとしては、学修ポートフォリオ、担任教員による面談結果、学位授与数、修得単位数、成績分布状況、PROG テスト、就職率、専門領域での就職率、免許・資格の取得状況、国家試験の合格状況、新入生アンケート、学生調査、授業評価アンケート、卒業生アンケート、卒業生就職先アンケートなどの査定手法を併用して、学科・専攻ごとのアセスメント・ポリシーに基づく評価として学生の成績評価と学習行動を検証し、その結果を教育課程レベルでの改善に活かしている。**(提出 10) (備付 8) (備付 20)**

令和 3 (2021) 年度分のアセスメント・ポリシーに基づく評価については、アセスメントに関する基礎資料（上述の検証方法によるデータを 1 つにまとめた資料）、PROG 全体傾向報告書、「教学情報一元化データ」（学生の入学前から卒業までの情報を一覧表にしたデータ）を用いて、各学科・専攻が達成状況に対する考察を記す形式で実施している。機関レベル（学部）のアセスメントとしては、教育課程レベル（学科・専攻課程）であげた査定手法に加えて、外部評価者会議による意見も参考にしている。特に、機関レベル（学部）のアセスメントでは、学位授与数と就職率、専門領域での就職率が重要と考えている。**(提出 14)**

教育改革推進本部会議、教授会、学科会議等において、アセスメント・ポリシーについて毎年度点検を実施し、査定の手法や運用方法等の見直しを行っているほか、査定ツールとして実施している各種調査（学生調査、授業評価アンケート、卒業生就職先アンケート等）の調査事項等についても同様に毎年度点検を行い、課題を反映させた調査内容に見直すなど改善に努めている。**(備付 12)**

教育の向上・充実については、教育研究評議会の方針のもとで、科目レベル（授業科目）、教育課程レベル（学科・専攻課程）、機関レベル（学部）で、PDCA サイクルを適切に機能させている。

科目レベル（授業科目）における取り組みとしては、教員の三つの方針に沿ったシラバス作成と第三者によるシラバスチェックの実施、シラバス内容の学生への周知とシラバスに則った授業の実施と成績評価、授業評価アンケートの実施と教員への結果のフィードバック、教員による振り返り、改善コメントの作成という PDCA サイクルを回している。

教育課程レベル（学科・専攻課程）では、次のような PDCA サイクルを回している。はじめにディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーのもとで、学科・専攻で教育課程を編成し、教育研究評議会等での決定を経て、教育課程が実行される。その成果は、各学科・専攻のアセスメント・ポリシーに基づくアセスメント手法を用いて評価し、教育課程に即した学習成果が創出されているかを検証することになる。課題や問題点については、改善方策を立案し、次年度以降の教育課程編成に反映されることになる。

機関レベル（学部）では、次のような PDCA サイクルを回している。教育課程編成

に関する全学的な方針や教育効果の評価方法の改善・実施などの事項は、教育改革推進本部会議で審議されるが、これらの内容は教授会での審議を経て、学科・専攻で反映され実行に移される。各学科・専攻でのアセスメント・ポリシーに基づく評価結果は教授会、教育改革推進本部会議で共有、検証され、教育課程編成に関する全学的な方針や教育効果の評価方法の改善・実施に活用されることになる。**(提出 11) (提出 12)**

例えば、令和 3 (2021) 年度は、学科・専攻を越えての成績評価のピアレビューを新たに実施しており、この取り組みの結果も、今後の全学的な教育の向上・充実のために用いられることになる。

本学では、「学校教育法」をはじめ、「私立学校法」、「短期大学設置基準」等の関係法令の変更を適宜確認し、法令を遵守している。法令遵守及び改善のために「学則」をはじめとする諸規程を制定、改正する際には、学科会議、大学運営委員会や教育研究推進本部会議での議論を経て、教授会と教育研究評議会にて審議を行い、最終的には学園理事会の審議を経て決定される。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

情報を収集して現状や既存の取り組みを点検・検証し、改善策を講じる全学的な自己点検・自己評価の実施体制は整っている。

令和 3 (2021) 年度後半には、学科・専攻内での専任教員間の成績評価チェックや学科・専攻を越えての成績評価のピアレビューの実施、入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築など、自己点検・自己評価活動をより効果的に実行していく新たなアセスメントの手法も導入し、内部質保証の向上に努めている。

今後は、こうした手法により得た結果を、科目レベル（授業科目）、教育課程レベル（学科・専攻課程）、機関レベル（学部）のそれぞれで丹念に検証し、教育の質保証の向上を図りたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、併設する大学も含めて対面授業の実施に関して大幅な制限を受けた。そのような中でも、2年間しかない学生生活を充実したものにするために、感染対策を万全にして可能な限りで対面授業を実施し、遠隔授業においても担任教員を中心にきめ細かなフォローを行い、教育の質を担保できたことは評価に値すると考えている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

建学の精神・学園訓を学生に教え伝える方法として、「仏教 I・II」（礼拝）等の実践行等があるが、当然、各学科・専攻の専門教育科目を通して実現が図られなければな

らない。学生に向き合う各学科・専攻の教員自身が建学の精神を自覚し、教育の基礎に据えられるよう恒常的に理解を促す機会が必要である。

保育科では「保育実践演習」、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインゼミナール」、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「ライフケア演習」等の初年次科目を開講している。その教育内容は「仏教Ⅰ・Ⅱ」と連動して建学の精神に関する理解を深める授業を盛り込んでいる。また、礼拝については、今後も教員の積極的な参加・協力を、各学科・専攻の宗教委員を通して呼びかけていく。

【前回の行動計画の実施状況】

基礎教育科目である「仏教Ⅰ・Ⅱ」を「和の精神Ⅰ・Ⅱ」に名称変更し、聖徳太子が帰依された仏教に基づく「和の精神」を核として学べるよう、ディプロマ・ポリシーに掲げる『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」を前面に打ち出した授業を展開している。学科・専攻の専任教員全員も学生とともに「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業に参加し、授業運営に積極的に関わることで、建学の精神を改めて自覚し、教育の基礎に据えられるよう恒常的な理解を促す機会にもなっている。

また、「和の精神」を学ぶ意義について、学修ポートフォリオをツールとして用いて、全学生が在学2年間を通して学園訓を実践して理解を深める仕組みも整えている。

保育科では「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインゼミナールⅠ～Ⅳ」、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「ライフケア演習Ⅰ～Ⅳ」等の科目を開講しており、教育内容は「和の精神Ⅰ・Ⅱ」と連動して建学の精神に関する理解を深める授業を盛り込んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業は、1,000人以上の学生（併設大学の学生も同時に受講）が大講堂に一堂に集まり、全専任教員と担当職員も参加して実施しているが、コロナ感染症拡大防止の観点から、令和3（2021）年度は、オンライン授業やオンデマンド授業の形式となり、令和4（2022）年度も対面授業とオンデマンド授業を組み合わせ実施している。今後もこのような状況が続くことを想定して、こうした形式でも、学生が建学の精神について十分な理解を得られるような教育内容・方法について仏教文化研究所研究員を中心に検討していく必要がある。

アセスメント・ポリシーに基づく三つの方針の評価をはじめて3年が経過したが、今後も継続的にアセスメント結果の積み上げを行い、より高次の教育の質保証を実現できるように、既存のアセスメント手法の検証や新規のアセスメント手法の導入を図り、教育成果を評価するための客観的な判断基準を構築することに努める。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>**

- 提出資料** 2. Campus Diary 2022 (P22) 4. 履修要覧 2022 (P8～11: 本学の教育方針、P22～23: 学位・単位のしくみ、P38～46: 成績評価、P49～50: ナンバリング・履修系統図) 9. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 Fact Book 2021、14. PROG 全体傾向報告書 (2021)、8-①. 入試ガイド 2023、15-①. 四天王寺大学短期大学部入試ガイド 2023、16. 2022 年度 入学生の手引き、41. シラバス
- 備付資料** 8. ホームページ (令和 3 年度: 卒業生に関する評価調査報告書)
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf、
 9. 令和 3 年度短期大学部教授会議事録 (提出 34 と同じ)、12. 自己点検・自己評価委員会議事録 (令和元年度～令和 3 年度)、13. 令和 3 年度教育改革推進本部会議議事録、21. ホームページ (学修成果: 修得単位数分布表)
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/gakushu_seika.html、
 22. ホームページ (令和 3 年度 FD・SD 報告書)
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/gakushu_seika.html、
 23. ホームページ (生活ナビゲーション学科ライフケア専攻 国家試験合格者・合格率)
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/3-t02.pdf>、
 25. ホームページ (令和 3 年度学位授与率)
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/42-2-27g2.pdf>、
 26. 令和 3 年度 学科別内定状況、27-①. キャリア委員会議事録、27-②. 令和 3 年度キャリア支援計画
- 提出資料-規程集** 13. 学則、29. 入試広報委員会規程、144. 単位の修得および試験に関する規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、基準 I-B-2 で示したとおり、それぞれの学習成果に対応している。本学では建学の精神に基づいて、ディプロマ・ポリシーを掲げ、各学科・専攻の所定の教育課程を修め、学習成果に示した資質と能力を持つ者に短期大学士の学位を授与している。卒業要件、成績評価の基準、資格取得要件については、「学則」に定められている。

卒業要件は、改正前の「学則」第 15 条に明記されており、保育科は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 10 単位、専門教育科目 46 単位を含めて 62 単位以上を修得しなければならない。生活ナビゲーション学科は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 10 単位、専門教育科目 46 単位を含めて 62 単位以上を修得しなければならない。ただし、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻において介護福祉士試験受験資格を取得する場合は、基礎教育科目 6 単位、共通教育科目 4 単位、専門教育科目 84 単位を修得しなければならない。なお、先述のとおり、令和 4（2022）年度からライフケア専攻の学生募集を停止したため、生活ナビゲーション学科をライフデザイン専攻に名称変更した。

成績評価の基準については、「学則」第 19 条の 2（成績評価基準等の明示等）及び第 20 条（試験等の評価）に明記されており、各授業科目の成績評価の方法及び基準はそれぞれのシラバスに記載している。また、資格取得要件については、「学則」第 16 条（教員免許状）、第 17 条（その他の資格）にそれぞれ定めている。「学則」については、本学ホームページで公開し、学生に配布された「Campus Diary」にも QR コードを読み取る形式で掲載している。（提出-規程集 13）（提出-規程集 144）

また、「履修要覧」には「学則」を踏まえた内容としてディプロマ・ポリシー、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を示し、全学生にオリエンテーションや授業を通じて周知している。（提出 4 P38～46）

本学のディプロマ・ポリシーでは、「豊かな人間性～慈愛の心・利他の精神～」を掲げており、より具体的に次の 3 つを記している。

- ・多様な立場、考え方の存在を認める（受容する）ことができる。
- ・他者に対して思いやりを持ち、寛容な態度で接することができる。
- ・他者の喜びや躓きを自己のものとして共感することができる。

また、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは以下のように定めている。

〈保育科〉

保育科は、聖徳太子の仏教精神をもとにした仏教保育の理念と方法を体得し、人間性豊かで慈愛に満ち、受容性と共感性に富む保育実践力の基本を身につけた保育者養成を目的とします。グローバルな視点が必要な現代社会における保育者の役割を自覚し、仏教保育の理念を理解したうえで、子どもや保育に関する基礎的・基本的な知識の理解と、適切な思考・判断・技術に基づいた保育実践力を身につけることを目指します。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では、建学の理念である聖徳太子の仏

教精神とそれに基づく学園訓の見地より誠実・礼儀・健康を心に留め、豊かな教養と実務的な専門性を備えた、グローバルに活躍できるビジネスパーソンを育成することを目的とします。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、質の高い介護福祉サービスを提供できる介護福祉士の養成を基本とし、実社会で求められる社会人基礎力を育みます。あわせて、その目的の達成に向けて何事にも主体的に取り組むことができる人材の養成を目的とします。

〈ライフデザイン学科〉

ライフデザイン学科では、建学の理念である聖徳太子の仏教精神とそれに基づく学園訓の見地より誠実・礼儀・健康を心に留め、豊かな教養と実務的な専門性を備えた、グローバルに活躍できるビジネスパーソンを育成することを目的とします。

これらのディプロマ・ポリシーからわかるように、本学では慈愛の心、利他の精神を軸にして、グローバルな視点で物事をとらえることができる人材の育成を掲げ、幼稚園教諭、保育士や介護福祉士等の資格を取得し地域社会に貢献する人材を育成しており、社会的・国際的に通用性があるものといえる。**(提出 4 P8～11)**

ディプロマ・ポリシーを含む三つの方針は、教育改革推進本部会議、教授会、学科会議、自己点検・自己評価委員会、教育研究評議会において定期的に点検しており、令和4年(2022)年度も、学科名称の変更にともない、ディプロマ・ポリシーを含む三つの方針の見直しを実施している。**(備付 12)**

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、学生生活全体を通して、「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成を図ることが掲げられている。本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシーに対応する形で以下のように定めている。

ディプロマ・ポリシーに掲げる『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間の育成を目的として、学科共通に基礎教育科目、共通教育科目を、そして、各学科において専門教育科目を体系的に編成します。

「基礎教育科目」は、短期大学部での学習や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する「共通教育科目」、そして各学科における専門分野を修得する「専門教育科目」を学ぶ前提となる科目です。この「基礎教育科目」では、「和の精神」についての学びを深め、調和のある社会で活躍できる人格形成を行います。

学科・専攻課程の教育課程は、短期大学設置基準及びカリキュラム・ポリシーに則り体系的に編成している。カリキュラム・ポリシーに示した各学科・専攻課程の編成、教育内容は以下のとおりであり、学習成果に対応した授業科目編成となっている。

（提出 4 P8～11）

〈保育科〉

保育科は、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得を基本的な考えとします。「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」を中心に、保育の本質を捉え、仏教保育の理念に基づいた子ども観や保育観を基礎とした専門的な実践力を身につけることができるように、系統的に分類した6つの科目群について、基礎・基本から応用・発展へ、また、確実な知識・技術の修得から課題解決力を培う探求型の学習態度の育成へと、確実に保育実践力を自ら身につけていくことができるように、各専門科目を年次配置します。

- ・保育の本質や意義、保育制度や歴史、保育者の役割に関する科目群には、「保育者論」「保育原理」「教育原理（制度的事項等を含む）」「社会福祉」などの科目を配置。
- ・心理学に基づいた子どもの発達や家庭支援の基礎理論に関する科目群には、「保育の心理学Ⅰ」「子どもの保健」「子ども家庭支援論」「在宅保育」などの科目を配置。
- ・保育内容（領域別の理論と実践）・方法に関する科目群には、「幼児教育課程総論」「保育内容総論」「子育て支援」などの科目を配置。
- ・保育に必要な表現技術・基礎技能を身につけるための科目群には、「音楽Ⅰ～Ⅳ」「図画工作Ⅰ・Ⅱ」「小児体育Ⅰ・Ⅱ」などの科目を配置。
- ・学外実習での課題解決に関する科目群には、事前・事後指導を含む学外実習などの

科目を配置。

- ・仏教精神を核に、慈愛に満ち、現代の保育課題に対応できる保育者を育てるための本学独自の科目群には、「仏教保育論」「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」「保育探究演習」などの科目を配置。

〈生活ナビゲーション学科〉

生活ナビゲーション学科の教育課程は、短期大学部共通である「基礎教育科目」「共通教育科目」と専攻ごとの「専門教育科目」によって構成している。専攻に共通する教育方針は、社会人基礎力の修得を土台とし、専攻の専門性を積み上げ、各種資格の取得を目標としている。

〈生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻は、教育課程の編成と実施については建学の理念の土壌に育つ樹木とその実りをイメージしている。これまでに育まれた人間性と基本的な生活習慣、基礎学力、社会人基礎力を基に、「ライフデザインゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「キャリアの基礎Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザイン」「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を幹に、枝になる実をイメージして、専門科目の「ビジネス」「情報」「フード」「ファッション」「インテリア」「健康・ビューティ」「ブライダル」「観光」の8つのフィールドを配している。各科目は、知識を理論的に学び、それらを実践的な演習・実習により定着させ、さらに学びの集大成として各種資格を取得できるように開講している。

- ・社会で働く心構えを始めとして、さまざまなビジネス環境で求められる仕事の基本を学び、医療事務の知識や良好な人間関係を築く方法なども学ぶために、ビジネスフィールドの科目群を配置。
- ・社会に出て必要とされる ICT・IoT などについての知識を深め、技能を身につけ、情報リテラシーを学び、必要な情報を的確に集め、整理し、活用する力を養うために、情報フィールドの科目群を配置。
- ・食品の栄養や調理法、食空間の演出、行事食を通じた食文化などについて学び、更に実習で料理や製菓の楽しさを知り、技術を身につけ、健康を支える食生活を実践する力を養うために、フードフィールドの科目群を配置。
- ・素材やデザインについて学び、健康で快適な衣服の知識を身につけ、個性を表現するための感性を養い、パターン製図やソーイングなど基本的な技術を学ぶためにファッションフィールドの科目群を配置。
- ・生活の中にある雑貨や家具などのインテリアについて学び、空間をイメージしデザインする力を養い色彩についての基礎的知識を身につけ、コーディネートする技術を学ぶためにインテリアフィールドの科目群を配置。
- ・肌や爪の生理学を学び、メイクやネイルの技術を身につけ健康で美しい身体を作るための知識と技術を実習・演習を通し学ぶために、健康・ビューティフィールドの科目群を配置。

- ・婚礼の歴史や慣習などについて学び、プランニングや司会法などブライダル業界で必要なスキルを身につけ、ブライダルフラワーの技術を学ぶために、ブライダルフィールドの科目群を配置。
- ・基本的な英語力を身につけ、異文化について学び、茶道・華道を通して、日本の伝統文化について理解を深め学ぶために、観光フィールドの科目群を配置。

〈生活ナビゲーション学科ライフケア専攻〉

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、介護福祉士国家試験受験資格の取得を基本として編成している。さらに介護の本質を理解し、対象の身体的、精神心理的、社会的側面から総合的にアプローチできる実践力及び社会人力の修得を目指している。これを達成するために、次の4領域を設定するとともに、人間性豊かな人材を育成するため総合的に幅広く介護実践の専門分野を理解し深め、介護を学ぶための人材育成する科目として「ライフケア演習Ⅰ～Ⅳ」を配置している。

- ・「人間と社会」の領域では、人間の尊厳と自立、コミュニケーションの基礎を学び人間理解を深め、介護保険制度、障害者総合支援制度、また社会を理解するために「ケアの本質」、「現代社会と福祉Ⅰ・Ⅱ」等の専門科目、「仏教概説」「現代社会と人権」の基礎教育科目「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」「レクリエーション論」の共通教育科目を配置。
- ・「介護」の領域では、介護の基本を学び、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程の展開と、学外での介護実習によって介護を総合的に理解し、かつ実践力を修得するために「介護福祉論」「コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ」「日常生活援助技術Ⅰ・Ⅱ」さらに、「介護過程総論及び各論」「介護実習指導」「事例研究」等の科目を配置。
- ・「こころとからだ」の領域では、介護を必要とする対象のこころとからだのしくみ、高齢者・認知症の介護を学ぶために「身体の構造と機能の理解」「医学概論（老年）」「高齢者の日常生活」また、「医学概論（認知症）」「認知症の介護と支援」等の科目を配置。
- ・「医療的ケア」の領域では、医療的ケアを必要とする対象の身体的、精神心理的、社会的側面について理解し、喀痰吸引・経管栄養の基本的な手技を習得する。
- ・上記4領域を超えて総合的に幅広く介護実践の専門分野について履修するために、「ライフケア演習Ⅰ～Ⅳ」を配置。

〈ライフデザイン学科〉

ライフデザイン学科は、知識・技能を活用しながら学びの視野を広げ、問題を解決する力（ジェネリックスキル）と資格取得をとおして各分野の学びを深める力（スペシャリスト）の育成を基本的な考えとしています。教育課程の編成と実施については、建学の理念を土壌に、基幹科目として「ライフデザインゼミナールⅠ～Ⅳ」「キャリアの基礎Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザイン」「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を配し、社会で求められる基礎学力やデータ処理能力を身につけます。その上で、専門科目として「ビジネス・

ICT」「医療事務」「フード」「ファッション」「インテリア」「トータルビューティ」「ブライダル」「グローバルカルチャー」の 8 フィールドの各科目を開講し理論的な知識を学び、実践的な実習・演習によって知識・技術を定着させ、さらに各種資格取得で学びを深めます。また同時に、地域連携活動を主としたプロジェクト型学習で知識・技能を活かし広げる教育を実施します。

- ・ビジネス・ICT フィールドの科目群は、社会で働く心構えを始めとして、さまざまなビジネス環境で求められる仕事の基本を学びます。ICT・IoT・AI などについての知識・技能を深め、必要な情報やデータを的確に集め活用する能力を養います。
- ・医療事務フィールドの科目群は、医療事務や医師事務作業補助者の知識や良好な人間関係を築く方法について学びます。
- ・フードフィールドの科目群は、食品の栄養や調理法、食空間の演出、行事食を通じた食文化などについて学びます。また、実習では料理や製菓の楽しさを知り、技術を身につけ、健康を支える食生活を実践する力を養います。
- ・ファッションフィールドの科目群は、健康で快適な衣生活を営むための素材学や衛生学の知識を身につけます。また、個性を表現するための感性を養い、パターン製図やソーイングなど基本的な衣服製作の技術を身につけます。
- ・インテリアフィールドの科目群は、生活の中にある雑貨や家具などのインテリアについて学び、空間をイメージしてデザインする力を養います。また、色彩についての基礎的知識を学び、コーディネートする技術を身につけます。
- ・トータルビューティフィールドの科目群は、健康で美しい身体を作るための肌や爪の生理学を学びます。また、メイクやネイルの技術を実習・演習を通して身につけます。
- ・ブライダルフィールドの科目群は、婚礼の歴史や慣習などについて学び、プランニングや司会法などブライダル業界に必要なスキルを身につけます。また、ブライダルフラワーの演出技術を学びます。
- ・グローバルカルチャーフィールドの科目群は、外国語（韓国語・英語）の基本的な会話力を身につけます。また、グローバルな視点で異文化について学び、一方で、茶道を通して日本の伝統文化について理解を深めます。

単位の実質化については、各科目のシラバスにおいて「授業時間外に必要な学習」の欄を設け、予習・復習等のための具体的な学修事項を学生に明示することで、全科目において単位相当の学修時間の実質化を図っている。

各学期で履修できる単位数の上限については、令和 3（2021）年度はライフデザイン学科及び生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻のみを対象としていたが、令和 4（2022）年度中に、保育科を含めた全学科において履修上限単位数を定めるべく「学則」及び関連規程の改定作業を進めている。令和 5（2023）年度からこの運用を行う。また、「短期大学設置基準」等に則り、各科目の成績評価基準を明示している。成績評価は「秀」「優」「良」「可」「不合格」「認」で表され、「不合格」以外が

「合格」となる。「認」は、単位は付与されるが成績や GP は付与されない。「秀」は 90-100 点、「優」は 80-89 点、「良」は 70-79 点、「可」は 60-69 点、「不合格」は 0-59 点である。シラバスには、授業科目、概要、到達目標、授業計画、学外活動予定、目標達成のための授業方法、履修上の注意事項、授業時間外に必要な学習、授業形態（講義、演習、実習、発表、対話、討論、双方向授業）、使用するテキスト、参考図書、成績評価の方法（試験やレポート、小テストなど、どのような基準で評価が決まるのか）、実習材料費等、アクティブ・ラーニングを行っているか、また、その詳細、ICT の活用状況、ルーブリックを採用しているか、15 回全て外国語のみで授業を行っているか、実務経験のある教員による授業内容といった全 16 項目を設定し、学生が各授業内容を理解できるよう運用している。なお、本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。（提出 41）

教育課程の見直しについては、三つの方針とともに教授会、学科・専攻会議、教務委員会で定期的に行っている。令和 3（2021）年度は、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻からライフデザイン学科に名称変更したことにとまなう、カリキュラム改正を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育の科目群として、「基礎教育科目」と「共通教育科目」を配置している。

「基礎教育科目」は、「和の精神」についての学びを深め、本学の「共通教育科目」「専門教育科目」を学ぶうえでの前提となる科目として位置づけており、「和の精神Ⅰ・Ⅱ」「仏教概説」「現代社会と人権」の 4 科目を配置している。

「共通教育科目」は、本学での学習や現代社会で求められる総合的な知識・技能を修得する目的で配置しており、学問の対象や性格によって、「学びの基礎」「こころと思想」「社会と文化」「情報と自然科学」「健康と福祉」「英語」「キャリア教育」の 7 つの科目群に分類している。各科目群の内容は以下のとおりである。（提出 4-P51～52）

「学びの基礎」は、短期大学部での学びや生活に必要なスキルを育成するとともに、専門的な学びへのなめらかな導入を図る。

「こころと思想」は建学の精神である聖徳太子の仏教精神をさらに深めるとともに、心の問題や思想について学び、自らの生き方を振り返る一助とする。

「社会と文化」は「こころと思想」の学びをもとに法や政治という社会システム等について学ぶことで社会の一員としての意識を高める。

「情報と自然科学」は ICT 活用能力を高めるとともに、自然科学の観点から生命や社会について考える素地を養成する。

「健康と福祉」は心身の健康に対する意識を高めるとともに利他の精神に基づく福祉の考えを学ぶ。

「英語」は 1 年生時に受講し、基礎から応用まで段階を踏まえてコミュニケーション技能を身につけ、高める。

「キャリア教育」は卒業後の社会生活を視野に入れて、キャリア意識や社会人に必要な幅広い知識・技能を段階的に身につける。さらに、入学から卒業までを見通したキャリアデザインを構想するための支援をおこなう。

実施体制は、「学びの基礎」3 科目、「こころと思想」7 科目、「社会と文化」6 科目、「情報と自然科学」7 科目、「健康と福祉」10 科目、「英語」2 科目、「キャリア教育」2 科目（令和 3 年（2021）年度入学生は 2 科目）を開設しており、保育科、ライフデザイン学科、生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻はいずれも 10 単位、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、介護福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、4 単位、取得しない場合は 10 単位の修得を卒業要件とし、各科目において知見の深い教員を配置している。なお、共通教育科目には、7 つの科目群に加えて、指定された資格・検定について、本学で定められた基準以上の成績を修めた場合に、単位を認定する「知識・技能研究Ⅰ・Ⅱ」と海外インターンシップや語学研修における単位認定を可能とする「国内実地研修Ⅰ・Ⅱ」「海外実地研修」「海外語学研修Ⅰ～Ⅲ」も開設している。

教養教育の科目（基礎教育科目及び共通教育科目）と専門教育の科目（専門教育科目）を体系的に編成している。「履修要覧」の基礎教育・共通教育・専門教育の各科目編成表では、その科目での学修がディプロマ・ポリシーに定めるとの資質能力の形成に通じているのかを科目ごとに示している。

これらにより、教養教育と専門教育の双方での学修を通じてディプロマ・ポリシーに掲げる資質能力を修得するという両科目の関連性を明示している。さらに、ナンバリングコードを付すことで、科目の区分や水準（難度）を示し、各授業科目も学習の段階や順序を示している。各学科・専攻の定める学習成果はいずれも基礎教育科目、共通教育科目、専門教育科目のすべてを履修することによって獲得できる。

すべての基礎教育科目、共通教育科目では、学期ごとに授業アンケートを実施しており、アンケート結果は高等教育推進センターにおいて集計、その学習効果を分析し、教育改革推進本部会議で報告、検討した後、各学科・専攻及び FD 委員会で共有され、改善を行っている。（備付 13）

令和 3（2021）年度は、教務部及び高等教育推進センターを中心に、全学的に語学教育の見直しや情報教育の強化を図っており、令和 4（2022）年度入学生からは、本学が重要視している情報教育の推進のため、「情報と自然科学」の科目群に設置している「情報処理演習Ⅰ」及び「情報処理演習Ⅱ」を「IBU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」と位置づけ、授業を展開している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学では、「短期大学設置基準」に則り、「学則」第2条で「職業または実際生活において必要とされる能力を授け」と定め、この目的を踏まえて、各学科・専攻で職業教育の実施体制を敷いている。

例えば、保育科では、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得するための課程を持ち、所属する学生は、これらの資格を取得することを基本としている。生活ナビゲーション学科ライフケア専攻は、質の高い介護福祉サービスを提供できる介護福祉士の養成する課程を持ち、所属する学生は、介護福祉士国家試験受験資格を取得することを基本としている。(備付23)

ライフデザイン学科では、「ビジネス・ICT」「医療事務」「フード」「ファッション」「インテリア」「トータルビューティ」「ブライダル」「グローバルカルチャー」の8つのフィールドを設け、学期ごとに学生が自らの興味・関心により科目を選択し、見直ししながら学習する体制を整えている。同じフィールドを選択することで学びを深めることや、フィールドを変更し学びの幅を広げることなど、より自分にあったプランで学習することができる。各フィールドの中には、簿記能力検定、秘書技能検定、医療秘書技能検定、色彩検定、ファッションビジネス能力検定、アソシエイト・ブライダル・コーディネーター検定、建築CAD検定等の資格検定対策のための科目も配置しており、職業教育を担っている。以上のように、各学科・専攻の専門教育は職業教育と有機的に関連し、専門職への高い就職率に結びついている。

各学科・専攻とキャリアセンター、地域連携・研究推進課は緊密に連携を図っており、各学科・専攻の教員代表とキャリアセンター長・副センター長・課員で構成するキャリア委員会を中心に、職業教育は絶えず検討されている。

職業教育の効果は、学生調査、就職率、専門領域での就職率、免許・資格の取得状況、国家試験の合格状況、卒業生アンケート、卒業生就職先アンケート、外部評価者会議の結果などを用いて測定・評価し、職業教育の改善に役立てている。(備付8)

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

〈区分 基準Ⅱ-A-5の現状〉

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、高校生に理解しやすい表現に配慮して、学科・専攻が求める資質、能力、目的意識を示し、本学での学習成果に対応している。

アドミッション・ポリシーは、「入試ガイド」、「入学試験要項」及び本学ホームページに掲載しており、オープンキャンパスや入試相談会、高校内での入試説明会などの場で、丁寧に説明し、入学希望者等に周知している。

アドミッション・ポリシーの内容は、入学前の学習成果の把握・評価を明示している。各学科のアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。（提出 8-①）

〈保育科〉

保育科は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるための条件として、具体的には次のような資質・能力、目的意識をもった人物を求めます。

- 1) 保育や子どもに対する学びへの興味・関心が高く、慈愛に満ち、将来、保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）となる意志が明確なこと。
〔求める要素：関心・意欲・態度、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 2) 将来、保育現場で、子どもの援助だけではなく、子育て支援等における保護者への支援の基礎となるコミュニケーション能力や自己表現力を、仲間と協調して高めようとする姿勢のあること。
〔求める要素：関心・意欲・態度、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 3) 保育現場で要求される保育技術、特にピアノ演奏についての能力の獲得意欲のあること。
〔求める要素：関心・意欲・態度、知識・技能、表現力、主体性・多様性・協働性〕
- 4) 高校生活全般を通して自分の知的好奇心を育てながら、高等学校で学ぶ基礎学力（特に国語）および音楽に対する基本的な知識を身につけていること。
〔求める要素：関心・意欲・態度、知識・技能、主体性・多様性・協働性〕

〈ライフデザイン学科〉

ライフデザイン学科は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるための条

件として、具体的には次のような資質・能力、目的意識をもった人物を求めます。

- 1) 豊かな教養と専門性を備え、将来グローバルに活躍できるビジネスパーソンになることを目指すこと。
〔求める要素：思考力・判断力、表現力〕
- 2) 自らのライフプランとキャリアプランを描くため、自分の将来像や仕事のイメージ創り、適職探しに興味を持つこと。
〔求める要素：主体性・多様性・協働性〕
- 3) 仕事に必要なビジネス関連知識を修得し、各種資格取得を目指すこと。
〔求める要素：知識・技能〕
- 4) コミュニケーション能力を高め、物事に積極的にチャレンジする熱意のあること。〔求める要素：関心・意欲・態度〕
- 5) 高等学校等で学ぶ、基礎的な国語力と情報処理能力を身につけていること。
〔求める要素：知識・技能〕

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等、多様な入学者選抜方法においても、それぞれアドミッション・ポリシーに対応している。

アドミッション・ポリシーでは、本学で学ぶための基礎学力をはじめ、それぞれの分野への強い関心・目的意識や豊かな人間性を求めており、いわゆるペーパーテストだけに依らない多様な入試制度と選抜基準により本学が求める学生像に合致する入学者選抜を行っている。

これらの入学者選抜過程は、「学則」にも裏付けられたものであり、入試判定委員会で審議され、決定している。**(提出 15-①)**

高大接続の観点については、総合型選抜における入学者選抜試験において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて面接や調査書を活用しながら判断・評価しており、多様な入学者選抜について、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。さらに、高大連携校 33 校を対象とした学校推薦型選抜（高大連携型）を実施している。

授業料、施設設備費等入学に必要な経費については、「入学試験要項」や「入学の手引き」、本学ホームページに明示しており、オープンキャンパスや進路相談会において、特に保護者を対象として具体的に説明を行っている。**(提出 16)**

入試・広報部はアドミッション・オフィスとして機能しており、職員は学生募集から評価に至るまでの入学者選抜実施体制の充実や強化のため、アドミッション・オフィサーとしての責務を果たしている。

なお、学生募集・選抜に関する事項は、入試・広報部長が委員長を務め、各学科・専攻の専任教員から選出された委員と入試・広報部の副部長及び職員から構成される入試・広報委員会で定期的に検討する体制が整っている。**(提出・規程集 29)**

受験生、保護者や高校生等からの受験の問い合わせについては、入試・広報部が対応している。オープンキャンパスの際には、個別相談コーナーを開設し、教職員で個別相

談に対応し、各学科・専攻の取り組みや大学生活の理解を深める機会を設けている。

アドミッション・ポリシーを含めた本学の入学者受入れの態勢や取り組み、入試制度については、教職員や参事による学生募集活動（定期的な高校訪問や高校内ガイダンス、電話連絡等）を通じ、高等学校関係者の意見を聴取しており、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

ディプロマ・ポリシーに基づき、授業科目ごとに「学生が身につけるべき能力」を設定し、「履修要覧」の授業科目編成表に、重点が置かれている項目に「○」印、特に重点が置かれている項目に「◎」印をつける形で表示し、学習成果に具体性をもたせている。また、各科目のシラバスでも「到達目標」を記載し、学生に学習成果をより明確な形で公開している。

教育課程は、2年の在籍期間内で卒業に必要な単位数、資格取得に必要な単位数を取得し、ディプロマ・ポリシーを達成できるように編成している。カリキュラム・ポリシーでは、学びの分野を具体的に分類し、明示しており、「履修要覧」の学習分類表でそれぞれの分野に対応する科目と、その科目が2年間のうちどの学期に配置されているかわかるように記載している。さらに、各科目の関連性やつながりを体系的に明示した履修系統図や科目ナンバリングコードも設けて、学生が教育課程の構造を視覚的に理解できるようにしている。**(提出 4 -P49~50)**

各授業科目の学習成果は、科目の特色に応じて定期試験、小テスト、実技試験、課題提出、レポート作成など多様な評価方法を用いて測定している。演習や実技科目では、学修ポートフォリオによる評価やルーブリックによる評価も併用して、学習成果を測定している。

各授業科目担当教員により評価された学習成果は、GPA分布、授業評価アンケート、単位取得率などにより、教育課程全体の学習成果として多角的に測定可能である。

また、PROGテスト（アセスメントテスト）を入学時と2年次に2度実施することで、継続的に学習の成果を可視化し社会人基礎力が身に付いたかを測定している。

(提出 14)

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、GPA・単位取得状況、PROG テスト、学生の学習成果の集積（学修ポートフォリオ）資格試験や国家試験の合格率、学生調査、新入生アンケート、正規卒業率、就職率などを以下のとおり活用している。（提出 9）

① GPA・単位取得状況

GPAは、個々の学生の成績表に累積GPAと SemesterごとのGPAを記載している。学科・専攻及び担任教員そして各部局の職員にとって、個々の学生の学習状況を把握する上で、取得単位数と並び最も参考になる指標の一つである。GPAの分布状況とともに、どれだけの学生がどの程度の単位を取得済なのか、学科・専攻の年次ごとに10単位刻みで一覧を作成して、教務委員会で確認し、学部学科でも共有して在学生の単位取得状況を把握している。これらを使って教育課程の学年進行が滞りなく進んでいるのかを検証するとともに、これらを基準値として個々の学生への履修指導にも活用している。（提出 4-P44～46）

② PROG テスト

入学時と2年次にPROGテスト（いわゆるアセスメントテスト）を実施し、基本的な情報活用能力にあたるリテラシーと、仕事に取り組む行動特性にあたるコンピテンシーを測っている。併せて、学科が独自に設定した質問も加えてディプロマ・ポリシーの達成度を評価している。2年次に再度実施するのは、2年間の学習を経て入学時からどのように成長したのかを確認するとともに、進路を定める際の自己省察のためである。PROGテストの結果は担任教員から本人に渡され、個人面談などを通じて指導に活用している。（提出 14）

③ 学生の学習成果の集積（学修ポートフォリオ）

IBU.net（学生用ポータルサイト）により、各学生の成績、基礎学力、和の精神の学習成績、学習目標（全学年）、資格試験、面談記録等を「学習成果可視化」として設定し、教職員がこれらを確認し、面談等に活用している。

④ 資格試験や国家試験の合格率

国家試験については、介護福祉士国家試験の受験者数、受験資格保持率、合格者

数、合格率を算出し、自己点検・評価に活用している。(備付 23)

⑤ 学生調査

学生調査は、毎年、冬学期に全学生に対して IBU.net 上で実施している。学生生活や学内施設・学生支援に対する満足度などを含めた総合的な調査で、調査項目は、「大学生活」「大学での授業・学習」「就職・キャリア」「学生自身のこと」の 4 つに大別したものとなっているが、学習成果に関しては各学科・専攻の教育目標達成度を測定・点検している。

調査結果は、カリキュラム改善や課内・課外の教育改善に活用している。なお、調査結果は IBU ポータル（教職員用の学内ポータルサイト）の IBU フォルダ内に格納されており、全教職員が閲覧することが可能となっている。

⑥ 新入生アンケート

毎年、入学直後の新入生に実施している。入学時点での学習習慣、大学への期待・不安や、受験・入学に至るまでの行動等に関する調査・分析を行っている。アンケート結果は教育改革推進本部会議で報告し、教授会等で共有される。当年度の新入生の傾向を知り、どのような教育や支援を行えばいいのか参考にするだけでなく、入学者の傾向を把握し、今後の学生募集の改善や教育組織の再編のための重要なデータとして活用している。

⑦ 正規卒業率(標準修業年限卒業率)

入学者のうち標準修業年限の 2 年間で卒業できた学生の割合になる。この数値で、三つのポリシーに基づく教育課程が問題なく機能しているかどうかを測っている。

令和 4 (2022) 年 3 月の卒業年次の学生の学位授与率は、短期大学部全体で 94.8% である。正規卒業率は、全教職員及び役員に共有されて、学部・学科ごとに留年者、退学者、休学者の情報をしっかりと把握する基礎資料として、教育課程その他の改善に活用している。

⑧ 就職率

就職率は、就職を希望した卒業生のうち、実際に就職できた者の割合である。これらを通して、卒業生が自らの資質をみがいて能力を身につけ、進路を自己決定できたかどうかを測っている。令和 3 (2021) 年 3 月の卒業生は、短期大学部全体で 98.6% だった。令和 4 年 (2022) 年 3 月の卒業生は、短期大学部全体で 99.4% である。

就職率は、決定情報はもちろんのこと、年度進行中の途中経過についても大学運営会議、キャリア委員会、教授会や学科、専攻会議、事務局連絡会の場で随時報告される。その情報は全教職員に共有され、キャリア教育の改善に活用している。また、就職支援の必要な学生をタイムリーに把握するための基礎資料となっている。(備付 26)

学習成果の獲得状況は、上述のような量的・質的データを併用し、教育内容・方法及び学習指導等の改善に役立てている。これらのデータの多くは、大学ホームページの「情

報公開」内にある「教育・研究情報の公表」や「Fact Book」で公表している。(提出 9)

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

ディプロマ・ポリシーの達成状況を評価し、今後の教育内容の検討・改善に資するため、毎年、卒業年度生全員と卒業年度生の就職先（民間企業、福祉施設、公務員、幼稚園・保育園など）に対して、卒業生の業務や職場への適応状況に関する Web によるアンケートを実施し、卒業生の業務や職場への適応状況ならびに在学中に身につけておいて欲しい能力等を調査している。(備付 8-①)

聴取した結果は、大学運営会議、教授会、学科会議、キャリア委員会で報告され、教育課程の改善の参考とすると同時に、学生への就職支援活動の一助としている。キャリア委員会では、聴取の結果を次年度の各学科教員による「キャリア支援計画」の策定の参考にするとともに、キャリア・就職支援行事の内容検討に反映している。(備付 27-①) (備付 27-②)

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和 4 (2022) 4 月より、生活ナビゲーション学科はライフケア専攻の募集停止に伴いライフデザイン学科に名称変更したため、専門科目の 8 フィールドの内容を見直して、新たな 8 フィールドを基にしたカリキュラム改正を実施した。新カリキュラムの学習効果は、量的・質的データを用いて、迅速に把握し、必要な授業改善を実施して教育の質を保証していかなければならない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

Semester 別学修分類表(カリキュラムマップ)に加えて、履修系統図やナンバリングコードも整備し、学習内容の順次性や授業科目間の関連性、学習構造をわかりやすく表示し、体系的な教育課程を明確にしている。

学習成果の量的・質的データについては、令和 4 (2022) 年 4 月より、「教学情報一元化データ」の活用を開始し、より多角的な検証が可能となる素地が整った。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1-①. CAMPUS GUIDE 2023、1-②. CAMPUS GUIDE 2022、

1-③. CAMPUS GUIDE 2021、2. Campus Diary 2022、
7. 課外活動ハンドブック 2022、8-①. 入試ガイド 2023、
8-②. 入試ガイド 2022、16. 2022 年度入学生の手引き、
15-①. 四天王寺大学短期大学部入試ガイド 2023、15-②. 四天王寺大学短
期大学部入試ガイド 2022、41. シラバス

備付資料 一. CAMPUS GUIDE 2023 【提出資料 1-①と同じ】、
一. CAMPUS GUIDE 2022 【提出資料 1-②と同じ】、
一. 入試ガイド 2023 【提出資料 8-①と同じ】、
一. 2022 年度 入学生の手引き 【提出資料 16 と同じ】、
8. ホームページ（令和 3 年度：卒業生に関する評価調査報告書）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf、
27-②. キャリア委員会議事録、
28. 令和 3 年度学生調査の結果について、29. 学生支援センターからのお知らせ（オリエンテーション配布資料）、30. 学籍システム（学籍管理）
【様式】、31. 令和元年度学校法人基本調査票 卒業生数及び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分類、32. 令和 2 年度学校法人基本調査票 卒業生数及び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分類、24. 令和 3 年度学校法人基本調査票 卒業生数及び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分類、
35. ホームページ（令和 3 年度 夏学期 GPA の数値の分布状況（短大））
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/gpa-t2021.pdf>、
36. ホームページ（令和 3 年度 冬学期 GPA の数値の分布状況（短大））
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/gpa-2021w.pdf>、
37. ホームページ（令和 3 年度 夏学期 授業評価アンケート結果）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_summer.pdf、
38. ホームページ（令和 3 年度 冬学期 授業評価アンケート結果）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_winter.pdf、
39. 四天王寺大学 国際交流プログラム、
40. ホームページ（IBU でできる国際交流）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/kokusai/koryu/>、
41. 令和 4 年度授業運営について、42. 四天王寺大学図書館ガイドブック 2022、43. 令和 3 年度一般教室無線 LAN 接続台数一覧表、44. 令和 4 年度ネットガイダンス資料、45. 学生相談室リーフレット、46. 学習サポートデスクのご案内、47. オフィス・アワー一覧 48. PIATA 新入生お役立て BOOK、49. 令和 3 年度大学祭パンフレット、50. 学生寮 施設概要一覧、
51. 四天王寺大学スクールバスの利用について、52. 講座・資格・検定ガイド 2022、
53. ホームページ（コロナ禍で困窮した学生に食の支援）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/press/press-41314.html>、

54. 学生から意見を聴く会議（学生からの意見）、55. ノートテイク、手話による授業サポート、
56. ホームページ（あべのハルカスサテライトキャンパス）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/abenoharukas/>、
88. 入学試験要項

提出資料-規程集 15. 教育改革推進本部規程、16. 教育研究評議会規程、17. 大学運営会議規程、28. キャリア委員会規程、31. 学生支援委員会規程、52. 文書取扱規程、53. 文書の保存年限に関する細則、57. 教務部文書取扱内規、111. 新型コロナウイルス感染症に係る授業料減免規程、144. 単位の修得および試験に関する規程、175. 厚生補導規則、185. 学長表彰規程、187. 障害学生の修学等の支援に関する規則、190. 奨学金規程、194. 緊急・応急奨学金規程、195. 入学試験成績優秀者奨学金規程、196. 資格チャレンジ奨励金規程、198. 学外教育活動奨励金規程、199. 入学試験成績優秀者遠隔地奨学金規程、202. 成績優秀者特待奨学金規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に

活用し、管理している。

- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

学修成果の獲得状況については、シラバスに成績評価の方法として定期試験、小テスト、レポート課題、提出物等、それぞれの評価比率を記載するとともに、成績評価は「単位の修得および試験に関する規程」第12条に基づき、「秀」「優」「良」「可」「不合格」及び「認」で表され、「不合格」以外が「合格」となる。「認」は、単位は付与されるが成績やGPは付与されない。教員はこれらを指針として学習成果の獲得状況を評価している。(提出41)(提出-規程集-144)

学習成果の獲得状況は、GPAや修得単位数等で Semester ごとに各担任教員が確認すると同時に、学科・専攻全体でも適切に把握している。(備付35)(備付36)

各学期末に実施した授業評価アンケートを踏まえて、科目担当教員は授業改善等を行い、授業改善コメントを作成し、これと授業評価アンケート結果をファイルとしてまとめて図書館で学生が閲覧できるようにしている。授業評価アンケート結果は、教育改革推進本部会議や教授会で報告、検証している。(備付37)(備付38)

教員は、教務部の作成した「授業の運営について」に従って、複数担当で運営される統一シラバスの内容を確認しており、個々の授業内容については、学科会議を通じ授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図ることによって、連携に努めている。

(備付41)

教員は、教育目標を具現化するために設定された各科目の到達目標をシラバスに明記し、それに基づく授業内容を記載している。そして、成績評価や授業評価アンケートの結果を参考に、科目の到達目標の達成状況を把握している。(備付37)(備付38)

履修及び卒業に至る指導は、専攻全体ではオリエンテーション時に、クラス担任・ゼミ担任は授業前後やオフィス・アワーに、「Campus Diary」や「履修要覧」を用いて丁寧に繰り返し実施している。また、担任教員は、IBU.net や学科会議での情報共有により、担任学生の成績状況を Semester ごとに把握しており、修得単位数の少ない学生等については面談や電話を通じて個別に指導を行っている。(備付41)(備付29)

教務部の職員は、卒業へ向けての履修指導、免許・資格取得のためのガイダンスや申請手続き、単位修得などにかかわる諸規程の制定・改廃の作業を通して、学修成果の獲得について認識し、貢献している。全職員を対象に行われるSD研修の際にも、学生支援活動の前提として共有されている。

また、事務職員は、所属部署の所管業務に応じて、教育研究評議会、大学運営会議、教育改革推進本部会議、各種委員会の構成員となっており、教員とともに教育目的・目標達成状況を把握している。**(提出-規程集 15) (提出-規程集 16) (提出-規程集 17)**

教務部の職員は、履修ガイダンス、履修に関する個別相談会、担任教員を通じての履修指導など、様々な支援を行っている。卒業年次の学生については、履修ミス等で卒業できないというようなことが起こらないように、卒業仮判定により履修登録の確認を行い、担任教員と連携して履修指導にあたっている。

学生支援センターの職員は、障害をもつ学生や、経済的事情や家庭環境等から学修の困難な学生、学習意欲の低下した学生を、担任教員と連携しながら卒業を目指して支援している。

特に、令和 3 (2021) 年度は、令和 2 (2020) 年度に引き続き、コロナ禍のため遠隔授業の実施が続き、パソコン操作等の苦手な学生への迅速な対応が求められ、高等教育推進センターと学生支援センターの事務職員が中心となり、窓口対応の強化、学生ヘルプデスクの設置などサポート体制の充実を図り、機器(ノートパソコンや Wi-Fi ルータ)の貸与も行い、遠隔授業のためのマニュアル等も作成して、学生が学習をあきらめドロップアウトしないように努めた。

学生の成績記録は、「文書取扱規程」及び「文書の保存年限に関する細則」「教務部文書取扱内規」に基づき、データもしくは紙面で、適切に管理・保管している。

(提出-規程集 52) (提出-規程集 53) (提出-規程集 57)

学修成果の獲得へ向けての施設設備や技術的資源の活用について、図書館では、図書館事務に関わる専門的職員を正規職員 4 人、パート職員 5 人を配置している。このうち 2 人が司書資格を有しており、日常的な図書の閲覧や貸出に関わるサービスや、図書の紹介・検索、文献送付(文献複写・文献貸借)等のレファレンスサービスを実施して、学生の学習向上のための支援を行っている。

また、学生が効果的に図書館を利用できるよう図書館の使い方、文献検索方法等の講習をする、図書館ツアー(図書館内閲覧室や図書の配架場所、電動書架の利用方法の説明等)や図書館ガイダンスを定期的実施している。図書館入口付近には、「新着図書コーナー」「展示コーナー(各種企画図書を展示)」を設置し、利用者に手に取ってもらいやすい工夫を行っている。時期によっては「新入生に読んで欲しい本」の企画展示を行っており、学習の手助けとなるようにしている。

図書館の閲覧席は 346 席あり、十分な席数を確保しており、コンセントを増設してノートパソコン等の活用の便を図っている。新型コロナ感染防止対策として入館者数を抑制することとなったため、郵送による図書の貸出や電子ブックを導入した。

所蔵の図書は、OPAC(Online Public Access Catalog) クイックリサーチで蔵書検索可能となっており、それ以外にデータベース 11 種類(ジャパンナレッジ、EBSCO-host など)が学内外を問わず利用可能である。また、データベース収録の電子ジャー

ナル 12,842 種（うち外国書 11,242 種）を提供している。

令和 3（2021）年度には、ノートパソコンの画面を表示するディスプレイと Zoom 等を利用しての遠隔会議が行える Web カメラを備えたミーティングテーブルを設置し、様々な形態でのグループ学習ができるようにしている。図書館地下 1 階のゲートをくぐり 1 階に上ったコンピュータ室には十分な台数のパソコンとプリンタが設置されており、図書を閲覧しながら情報収集やレポート作成などができる。

貸出し用ノートパソコンも用意しており、BD や DVD 等の AV 視聴が出来るスペースも 8 ブース 16 席設置し、学生の学習の利便性の向上を図っている。（備付 42）

全専任教員の研究室にはデスクトップパソコンとプリンタを配置しており、授業教材の作成や成績管理、教職員間の連絡などに活用している。教員から学生への連絡や課題の配布・回収などは学内で運用している授業支援システムである IBU.net を通じて行われており、学生はパソコンを活用することで学習活動を行っている。

一般教室の教卓にも備付のパソコンを設置し、授業教材などを、プロジェクタを使ってスクリーンに投影し授業を行っている。遠隔授業をよりスムーズに実施するために、教室のマイクの音声を Zoom などのテレビ会議システムに直接出力できるようにして、鮮明な音声で自宅で聞こえるよう改善に努めている。書画カメラの映像もテレビ会議システムに直接表示できるように改めた。

事務職員には、1 人 1 台のパソコンが整備されており、様々な事務作業や連絡、情報収集に利用している。また、ペーパーレス化を推進するために、全学の会議に参加する教員や、事務局長をはじめ課長などの職員などにはタブレットを貸与し、会議での紙資料の配布を極力削減するよう努めている。

学内 LAN は、キャンパス内すべての建物に整備している。また、無線 LAN 環境については学内建屋すべてのエリアで接続が可能となるようアンテナを配備し、屋外においても各種イベントを行う際のメインステージとなる中央広場や 2 号館・3 号館のピロティでも利用可能となっている。令和 3（2021）年 6 月には遠隔授業に対応すべく教室の収容人数に合わせてアンテナ工事を実施し、さらなる学習支援の強化を図った。（備付 43）

令和 2（2020）年度から遠隔授業を実施するため、教員を対象に Zoom 等のソフトの活用方法等の講習会を実施するとともに、効果的な実践を行っている教員が合同研修会で報告するなどを通して、コンピュータの活用技術の向上を図っている。学内ホームページや授業支援システムには利用マニュアルや講習会のマニュアルを公開している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対しては、入学前教育（プレエントランス・ガイダンス）を実施し、各学科の学びについて詳しい説明を行うなど、授業や学生生活の様子を情報提供することを通して、大学生活の具体的なイメージを伝えている。また、基礎学力を向上させ学習習慣を身に付けさせるために、入学前教育として IBU ドリル（eラーニング）の受講の案内している。令和3（2021）年度はコロナ感染拡大防止のため、インターネットによる遠隔でのプレエントランス・ガイダンス参加も可能とした。

また、入学予定者に対して本学ホームページ上に「新入生応援サイト」（入学予定者専用ページ）を開設し、学科・専攻からのメッセージ、先輩たちの大学での活動の様子、入学までの間に準備してもらいたいことや必要なことなどの情報を発信している。

入学者に対しては、大学生活へスムーズに移行できるよう、全学オリエンテーションと学科・専攻別オリエンテーションを実施している。

全学オリエンテーションでは、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を周知し、時間割・シラバスの見方、時間割の作成方法、履修登録の方法、教員免許・資格取得の方法、各部局の紹介や証明書の発行など学習及び学生生活全般についての説明を行っている。また、奨学金に関する説明会や、IBU.net の操作・利用方法について説明を行うネットガイダンスも実施している。（備付 44）

学科・専攻別オリエンテーションでは、具体的な時間割の作成やネットガイダンスの復習を兼ねた IBU.net の利用方法、資格・免許の取得方法、実習の流れ、教材に関する説明、学習の動機に応じた授業の取り方など個別の履修指導も行っている。

学生に配布する「Campus Diary」は、学年暦を始め、予定を書き込める年間スケジュール帳や、学生生活において困った時はどこに相談すればよいか、どうすればよいかを様々なシーンごとに紹介し、すぐに理解できるようにしている。また、QRコードを用いて、教室や各種規程等の詳細も閲覧できるようにしている。

同じく配布する「履修要覧」には、本学の教育方針や、授業・履修、試験や成績、教育課程（授業科目編成・単位・履修系統図等）に関することのほか、取得可能な免許・資格など、本学で学習を行うにあたって必要な知識と知っておかなければならない事柄や規則について詳しく説明している。この他にも学生相談室のリーフレット作成し、困ったときにはカウンセラーに相談できることを周知している。**(備付 45)**

基礎学力の不足している学生には、先述の入学前教育の IBU ドリルの他に、ラーニング・コモンズで個別に指導する体制をとっている。ラーニング・コモンズには、授業開講期間中の週 2 日（令和 4（2022）年度から週 5 日に拡充）、英語及び国語の教育学等を専門とするリメディアル教員が常駐して個人指導を行い、学習を支援している。**(備付 46)**

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う役割を負っているのは、まずは担任教員である。全専任教員がオフィス・アワーを設定し、随時対応できる体制を整えている。また、学生は IBU.net を用いて、担任教員だけでなく科目担任教員に相談、質問ができる。これらによって、担任教員や科目担当教員へ容易に接触や相談できる体制が整っている。**(備付 47)**

教務部では、学習上の悩みなどの相談窓口として対応に当たるほか、各学期初めに在学学生向け履修個別相談会、各学期末に保護者向け履修個別相談会を実施し、学生や保護者からの個別の相談を受け付けている。

また、学生による学生のための相談窓口としてピアサポート活動を行っている。ピア学生（PIATA）に選ばれた SA（Student Assistant）の学生は、担当教員が指導や助言を受けて支援学生に対応している。担当事務職員は、ピア学生と相談学生とのマッチングや予約調整等を行っている。**(備付 48)**

本学は、通信教育を開設していない。

優秀な学生への配慮や学習支援については、例えば、保育科のピアノの授業では、学生を初級から上級までの 5 班に分けて異なるレベルの課題に取り組みさせている。 Semester 中に数回の発表会を設け、進捗状況によって班の入れ替えを行うことで、学生の意欲向上を促している。

留学生の受入れ及び派遣は現在行っていないが、大学では派遣を再開しており、同じスキームですぐにでも派遣できる体制にある。学生の海外派遣に関する危機管理体制は、令和 3（2021）年 11 月に策定した「学生の海外渡航等に関する危機管理マニュアル」「新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特例措置」に基づき、海外へ安全に渡航できる体制に見直し済みである。同時に、海外提携校・団体とオンラインで交流するプログラムの提供や実践的な外国語運用能力を身につけることを目的としたネイティブスピーカーによる語学レッスン(英語・中国語・韓国語)を実施するなど、国内でも国際交流体験・留学ができるよう支援を行っている。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データとしては、単位取得状況、GPAの分布状況、授業評価アンケート、学生調査、就職率、専門領域での就職率、学修ポートフォリオの記載内容、各種資格の取得状況、国家試験合格率、正規卒業率、卒業生アンケート、卒業生就職先アンケートがある。

令和3（2021）年度からはこれらの情報から学生指導に活用できる主要な情報を抜粋した「教学情報一元化データ」を整備し、入学から卒業までのトータルな支援を行えるようにデータの提供を開始した。各アンケート調査の集計及び分析結果については、高等教育推進センターをはじめ、キャリアセンター、学生支援センターから教育改革推進本部会議の場で報告がなされ、学科・専攻や各部局・事務局では、それらの結果を踏まえて学生の学習成果の獲得状況を分析するとともに、学習支援方を点検し、改善につなげている。（備付13-第8回）

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学生の生活支援（学生指導、厚生補導等）のための教職員の組織として、学生支援委員会と学生支援センターを整備している。学生支援委員会は、学生の生活支援を行う組織として教職員で構成し、学生支援センター長が委員長となり毎月1回開

催しており、学生の課外活動支援、経済支援、厚生補導等について協議・審議等を行っている。**(提出・規程集175)**

学生支援センターは、教員がセンター長、副センター長となり、事務を担当する学生支援課長をはじめとした事務職員による教職協働の組織であり、学生指導、厚生補導など学生生活全般の支援を担っている。学生サービス、厚生補導については、学生支援センター及びグローバル教育センターと学生支援委員会及びグローバル委員会が中心となり、教員と職員が協働して学生生活、学生相談、健康相談、国際交流の4領域における学生支援を行っている。学生支援センターには、学生の心身の健康保持を支援するために、保健センター及び学生相談室を置き、学生の健康支援として、保健管理及び安全管理等に関する業務や学生生活への適応支援、障害学生の修学支援、メンタルヘルスに関する相談等を行っている。

学生支援センターを中心とする学生サービスとしては、学生証発行、課外活動支援、奨学金、授業料分納、学籍異動（休学、退学等）、学生寮・下宿紹介、アルバイト紹介、ボランティア紹介、スクールバス受付、学生駐車場の利用、通学定期、遺失物・拾得物などの学生生活全般について学生の支援を行っている。**(提出・規程集31)**

本学のクラブ活動や大学祭は、学生が組織する学生運営委員会及びその下部組織（以下「運営委員会」という。）が主体となって運営・実施されている。この運営委員会の活動については、学生支援センターの教職員による助言や活動のための資金援助等を行っており、支援体制は整備されている。**(提出 7)**

令和 2（2020）年度から新型コロナウイルスの感染が拡大したため、学生の活動が中止等に追い込まれたためクラブへの加入率が大幅に減少した。このため、課外活動に関するガイドラインを作成し、令和 3（2021）年 7 月頃から各団体の代表者と面談を実施し、感染防止策が充分とられていることが確認できた団体から順次、活動再開を許可した。

例年、11 月上旬の 3 日間にわたって開催されている大学祭は、令和 3（2021）年は、コロナ感染拡大防止のため 2 日間に短縮し、オンライン（YouTube）と対面のハイブリット形式で実施した。例年は保護者や近隣住民等にも門戸を広げているが、来場者は本学の在学生に限定し、入場前の身分証確認や、検温や手指消毒、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）への登録を来場者へ促すなどの感染予防策を行ったうえで実施した。**(備付 49)**

本学では、学生のキャンパス・アメニティに配慮して、COCODINING（学生食堂）及び COCOCAFE（カフェラウンジ）を配置しており、授業のある期間中、食事等の提供を行っている。また、キャンパスショップ（売店）では、教科書・文具・書籍等の販売から、パンや弁当・菓子類の飲食物も販売している。

隣接して学生の居場所として設置しているラウンジには、給茶器や自動販売機を設置している。新型コロナウイルス感染症対策として、アクリルパーテーションの設置、手指消毒及び机・椅子消毒用薬剤・資材を設置している。また、オンライン型授業などで多用するノート PC やタブレット利用の便宜を図るため、充電用コンセントは図書館内に 50 個所（124 口）、学舎内のオープンスペースに 33 個所（87 口）を整備して

いる。

大学近隣にワンルームマンション形式の6つの学生寮（定員93人）があり、例年新生入生に対し入寮の案内を行っている。基本的には入学時に入寮し、卒業までそのまま学生寮に居住することが多いが、空室が発生した場合は、在学生に空室の案内を行っている。学生寮以外を希望する学生に対しても、地域の不動産業者や女性単身者専用マンションを無償で紹介するなどしている。（備付 50）

本学への通学は、近鉄電車の駅から路線バスで約20分程度かかるため、多くの学生は路線バスか車、自転車等で通学している。このため、本学では学生の利便性を図るため、平常授業の開講期間中に路線バスが通っていない大阪メトロ御堂筋線・南海高野線・泉北高速鉄道中百舌鳥駅、大阪メトロ御堂筋線新金岡駅からスクールバスを運行している。また、自動車約700台、バイク・自転車約600台収容できる駐車場及び駐輪場を整備している。（備付 51）

令和2（2020）年度から導入の「高等教育の修学支援新制度」により、住民税非課税世帯や、これに準ずる世帯の学生68人が日本学生支援機構給付奨学金の支給と授業料等の減免対象者となった。また、この高等教育の修学支援新制度の対象とならない学生に対しても、ひとりでも多く恩恵が受けられるように、従来からの「四天王寺大学短期大学部奨学金」を総合的に見直した。現在は、経済的な理由で修学継続が困難な学生10人に、また、学業成績が特に優秀な学生2人に学内奨学金を給付し、学習環境の整備やモチベーションアップに繋げている。その他に家計支持者の死亡や失職によって、家計が急変した家庭を対象にした「緊急・応急奨学金」制度も設けており、家計急変後も修学が継続できるよう経済支援を行っている。

本学の主な独自奨学金としては、「四天王寺大学短期大学部奨学金」、「緊急・応急奨学金」に加えて、「海外留学および長期研修奨学金」、「グローバル教育奨学金」、「入学試験成績優秀者奨学金」、「入学試験成績優秀者遠隔地奨学金」を設けている。コロナ禍において経済的に困窮している学生5人に対して、国の補助金制度を利用した半期授業料の減免を実施した。この他、コロナ禍でアルバイトがままならない状況であったことなどから、支援の希望者に対してレトルト食品などの食糧配付を実施した。

（備付 53）（提出-規程集 111）（提出-規程集 190）（提出-規程集 194）（提出-規程集 195）（提出-規程集 199）

学生の心身の健康支援は、保健センターとそれに併設した学生相談室が担っている。保健センターでは保健師1人と看護師1人、非常勤の看護師1人が在籍し、2人が常駐している。9時～17時30分まで開室し、応急処置や健康診断事後措置、禁煙支援等啓発活動も行っている。校医は専任教員1人が兼務しており、健康相談も随時対応している。学生相談室には専任臨床心理士1人、非常勤臨床心理士1人、専任公認心理師1人が在籍し、2人が常駐している。学生の心の相談はもちろん、人間関係が苦手な学生の支援として居場所作りやイベント企画、課題提出のスケジュール管理等、多様

な学生のニーズを把握し適切な支援に誘導する拠点としても機能している。学生相談室の利用案内は、リーフレットを全学生に配布、学内ホームページを随時更新、ポータルサイトでイベントのお知らせ等情報周知に努めている。**(備付 45)**

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取は、外部評価として、学生の代表者から、授業、学生支援、就職支援等の観点別評価項目について意見を求めている。

令和 3 (2021) 年度は、教育研究活動を含め、大学生生活全般に関して意見を求める「学生に意見を聞く会議」を 9 月 30 日に開催した。会議で聴取された意見は、関係する各部局及び事務局と教育改革推進本部で検討し、回答や改善案がまとめられ、自己点検・自己評価委員会に報告された後、教育研究評議会で審議し、その内容は各部局、事務局で共有するとともに大学ホームページで公表している。**(備付 54)**

このほか、高等教育推進センターにおいて、学生の学習行動や満足度、学習成果等を調査し、本学における教育の質向上等に資するための基礎資料を得ることを目的とした学生調査を全学生対象に毎年度実施している。調査結果については、教育改革推進本部会議に報告・分析のうえ、各学科・専攻に、調査結果のデータを提供している。

また、学生支援センターでは、「経済支援検討のためのアンケート」や「食糧等物資支援に関するアンケート」を実施し、授業料の減免や食糧支援を行う際の参考とした。学生運営委員会及びその傘下の体育会本部、文化会本部と月に 1 度の定例会前にミーティングを実施して課外活動に関する意見交換を行っているほか、センター内に「意見箱」を設置して学生からの意見を汲み取り、その都度改善を図っている。

なお、外国人留学生は在籍していない。

また、社会人学生の学習を支援する体制については、特別な体制は構築していないが、他の学生と同様に担任教員が学習を支援するため特に問題はない。

障がい者への対応としては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」を定め、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害）を持つ学生が学生支援センターに授業配慮の申請をした場合、合理的配慮の提供を行っている。担任教員と話し合って授業配慮申請をする学生も多い。**(提出・規程集 187)**

配慮の内容は、学生支援委員会の下に設置される小委員会（ケース会議）で申請学生の希望内容を踏まえて協議・審議し、科目担当者へ依頼している。科目担当者が受諾して授業配慮が始まった後も、学生支援センターの職員は担任教員、科目担当教員と連絡を取り合いながら、配慮学生の学習状況などを見守っている。合理的配慮の具体的な内容は、座席位置の調整、課題の提出期限延長、体調不良時の特別な対応などである。また、聴覚障害のある学生に対しては、授業担当教員からの情報提供を受けて、学生の協力のもとノートテイク、ポイントテイクやレジュメの配付、動画教材の音声を聞いた文字おこし、法人契約した UD トーク（音声認識アプリ）による動画への字幕付与を行っている。視覚障害のある学生に対しても、同じように点字化したレジュメの提供等を行っている。ノートテイカー（要約筆記者）や文字おこしは、学生支援センター

に登録した学生による有償ボランティアで行われる。夏・冬それぞれの学期開始前に学生支援センターの職員がノートテイク養成講座を実施している。(備付 55)

施設面については、車椅子等の学内移動を考慮した施設のバリアフリー化、建物入口のスロープ化、段差解消機の設置、自動扉の設置、主要建物への身障者対応エレベータ及び多目的トイレの設置を行っている。多目的トイレは東体育館を除き学内すべての建物(1~9号館、総合体育館、事務局棟)に整備しており、点字ブロックも中長期計画に沿って継続的に設置しており、利便性にも配慮している。

長期履修生を受入れる体制については、特段の体制は取っていない。

地域・社会貢献活動等に顕著な活動があった学生に対し、学長名で表彰を行う学長表彰制度を設けている。課外活動等において、国際的、全国的規模の各種競技会または国際交流等のボランティア活動等の実績が認められ、他の学生の模範となった者及び団体に対して学長表彰規程に基づき、「特別賞」表彰する制度を設けている。(提出・規程集 185)

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、就職支援のための教職員の組織としてキャリア委員会を整備し、各学科・専攻の教員及びキャリアセンターの教職員が連携して学生の就職活動を支援している。キャリア委員会は月に1回定期的に開催し、学科・専攻所属教員への情報、所属学生の活動状況の集約、課題改善のための意見交換などを行っている。キャリアセンターは、キャリアセンター長・副キャリアセンター長(教育職員)、課長、職員で構成され、企業、福祉施設・病院及び幼稚園・保育園の求人開拓、学生への就職斡旋及び相談等、学生の就職活動を全面的に支援している。(提出・規程集 28)

本学は、就職支援のための施設としてキャリアセンターを整備しており、センター内に相談カウンターを設けるなど、学生からの相談を受ける体制を整えている。コロナ禍においては、遠隔での相談指導が必要となったため、遠隔相談に対応できる設備等を整備し臨機応変に対応できる体制を採っている。

また、大阪市内の利便性の高いあべのハルカスの23階にサテライトキャンパスにおいて、キャリアセンタースタッフが常駐し、キャリアセンターと連携して就職活動支

援を行っている。コロナ禍においては、企業等の選考がリモートでの面接が主体となっているため、学生にリモート面接もできるように会議室等を開放し学生の利便性を図っている。その他、就職活動準備のための各種ガイダンスを実施している。

(備付-56)

就職のための資格取得支援について、地域連携推進センターでは、検定試験の受験申込み、検定試験や国家試験合格のための各種対策講座の企画・運営、専門スタッフや指導教員による学生一人ひとりの相談対応など、多方面から学生の資格取得を支援している。数多くの資格検定試験を学内で受験できるだけでなく、資格チャレンジ奨励金（資格取得による奨励金）の支給や、大学教育に相当する水準を有すると認めた資格を取得した場合、授業科目の履修とみなして「知識・技能研究Ⅰ」「知識・技能研究Ⅱ」という形で単位認定を行う制度も設けている。**(備付 52)**

さらに、四天王寺大学後援会による検定試験受験料補助、対策講座受講料補助など、資格取得に関する学生支援を実施している。本学の学生に対しては、授業科目である「ライフデザインゼミナール」（生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻）、「ライフケア演習」（生活ナビゲーション学科ライフケア専攻）、「保育実践演習」（保育科）において、入学直後から自己分析、自己紹介書作成、採用試験での模擬面接などを実践的に学び、各自の就職活動に活かしている。

授業外においては、キャリアセンター主催の「面接・筆記試験対策講座」を開催し、就職活動直前の学生たちの後押しをしている。

学生の就職状況については、年度進行中の途中経過についても大学運営会議、キャリア委員会、教授会や学科・専攻会議、事務局連絡会の場で随時報告され、全教職員で共有して必要に応じた迅速な就職支援対策（例えば、未内定者を把握し、キャリアセンター及び学科・専攻教員で個別にアプローチして、就職指導を行うなど）を実行している。また、毎年、就職決定率を分析し、キャリア・就職支援行事の内容や、就職相談業務での指導方法などに反映している。**(備付 27-②)**

キャリアセンターでは学生全員を対象に、進路希望調査を実施しており、その中で希望進路欄に「進学」や「留学」と記載した学生に対しては、関係部局（留学生のサポートを行っている学生支援センター、入試広報課）と連携を図り、志望校選択、応募書類作成等、受験準備における個別支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

令和 3（2021）年度は、コロナ禍で対面での学生相談に応じることができない状態が続き、保健センターと学生相談室が学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などをオンラインで実施した。こうしたオンラインによる対応も含めて、学生が安心して生活できるように、引き続き現行の制度や体制を見直して支援の拡充を図る。

今後も多様な支援を必要とする学生のニーズに合わせた適切な対応ができるよう教

員、職員、保健センター、学生相談室、キャリアセンター、地域連携推進センターで連携しながら支援を行っていく必要があり、「教学情報一元化データ」なども用いて教職員間の迅速な学生情報の共有と適切な対応を進めていく。

令和 3（2021）年度はコロナ禍で感染症の拡大防止による利用制限のため、学生のキャリアセンターの対面での利用が減少、リモート中心となったが、対面での指導・相談のほうが効果的であることから、今後は、感染予防を徹底して、対面での対応を増やし、センターの利用人数の増加を図っていく。また、インターンシップ受け入れ企業の拡大にも注力し、短期大学生の企業等へのインターンシップ参加者数の増加を図っていく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

コロナ禍の影響でアルバイトが出来ないなど、経済的理由で困窮する学生に対して食糧等の物資支援を継続的に行った。まず、全学生を対象とした支援として、令和 3（2021）年 11 月及び令和 4（2022）年 2 月に食糧品やマスク、消毒液などの物資を希望する学生宅に発送した。また、コロナ禍で、ゴールデンウィークや年末年始の帰省自粛を余儀なくされ、孤立しがちな一人暮らし学生を対象に、令和 3（2021）年 4 月末と 12 月末に食糧品等物資を別途発送した。

また、キャンパス内での食料品の配布を年 3 回実施した（令和 3（2021）年 7 月／大阪南農業協同組合からの寄付により農産物配布、同年 11 月／フードバンク OSAKA の寄付により「学園祭」で食料品を配布、同年 12 月／食料品を配布）。

令和 4（2022）年度より、保育科新入生に対してキーボードの貸出（最長 2 年間）をスタートし、入学前から自宅にキーボードを持ち帰り練習できるようにした。初心者向けピアノ講座と併せて実施することで、ピアノを全く弾いたことがない学生やピアノ初心者の不安を取り除き、安心して学習をはじめることが出来る環境を整えた。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

教育課程においては、学位授与の方針、教育課程の編成及び実施方針を明確に示し、カリキュラムマップの作成につなげ、平成 26（2014）年度は「卒業時において身につけるべき能力別平均点」を算出し、レーダーチャート及び分布表を用いて学習成果の検証を行った。加えて卒業後の評価も、就職先へ調査結果をもとに検証を行った。今後も「教育の質保証」に向けた PDCA サイクルをさらに加速させ、カリキュラムマップの検証・改善を図っていくとともに、教職員は学生の目線に立った学習支援を行い、これまで以上に学生生活への満足度が高まるように取り組んでいく。学生支援においては、社会人基礎力の養成と社会への即戦力となる人材養成を主眼として、短期大学 2 年間における特性をふまえて学生生活へのサポート体制を強化し、大学との共同キャンパスを活かした課外活動の活性化や、併設大学との連携による学生アドバイザーの設置の検討、卒業後の人材養成のための保育、介護、企

業現場との交流の 推進等を行動計画の中心に据えて取り組んでいく。

【前回の行動計画の実施状況】

教育課程においては、ディプロマ・ポリシーや教育課程の編成及び実施方針をより明確に示すために、「 Semester 別の学修分類表」（カリキュラムマップ）に加えて、ディプロマ・ポリシーに示した学生の身につけるべき能力と専門教育科目とを対応させる形式で、科目区分（領域）間や授業科目間の関係性と履修順序（配当年次）をわかりやすく示した一覧表である「履修系統図」と、各授業科目の学習の段階や順序を示すナンバリングコードも整備している。教育の質保証に向けた PDCA サイクルは、科目レベル（授業科目）、教育課程（学科・専攻課程）レベル、機関レベル（学部）で問題なく機能している。

学生生活へのサポート体制を強化するために、学生が学生を支援するピアサポート” PIATA” を設置した。” PIATA” は、研修を受けた学生 SA であるピアサポーターが常駐して、後輩学生への履修や学習の相談、学生生活の相談も行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

昨今、学力低下だけではなく、各種の障害を抱えた学生やそれに準ずる学生が増えてきており、学科教員と学生支援センター学生相談室の専門員（心理士、看護師）が連携し支援を要する学生の早期把握に努め、入学時からの学生生活支援につなげていく。

学生支援のための基礎資料として、学生調査等のアンケート調査を実施しているが、Web によるアンケート調査は、設問も簡潔で設問数を絞った形にならざるを得ない。今後はアンケート調査とは違った形の、例えば特定の学生を対象としたモニタリング調査のような新たな方法による調査・分析、隔年調査の実施等も視野に入れながら、改善を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>**

- 備付資料** 34. 事務組織一覧表
 37. ホームページ（令和3年度夏学期授業評価アンケート結果）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_summer.pdf、
 38. ホームページ（令和3年度冬学期授業評価アンケート結果）
https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_winter.pdf、
 57. 教員個人調書 [様式 21]、58. 教育研究業績書 [様式 22]、59. 非常勤教員一覧表 [様式 23]、60. 教員の年齢構成一覧（令和4年5月1日現在）、
 61. ホームページ（四天王寺大学リポジトリ）
<https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp/>、
 62. ホームページ（FD・SD活動報告書）令和元年度～令和3年度
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html>、
 63. SD研修（事務局全体研修会）次第、64. 事務局連絡会議事録
- 提出資料-規程集** 14. 組織・分掌規程、24. 教育職員人事委員会規程、27. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程、40. スタッフ・ディベロップメント委員会規程、56. 公開文書取扱要領、57. 教務部文書取扱内規、58. 学内規則の基準に関する規程、59. 専任教職員就業規則、60. パート職員就業規則、61. 非常勤講師就業規則、62. 特別任用教員および有期・無期職員就業規則、75. 教育職員選考基準、76. 教育上の能力および研究上の業績の評価に関する要項、77. 教育上の能力および研究上の業績の評価等に関する細則、78. 教育職員の選考手続に関する規程、86. 給与規則、95. 通勤に関する規程、99. 教育職員研修規程、227. 研究倫理規程、224. 研究活動の不正行為防止規程、234. 教育研究実践論集投稿規程、235. 公的研究費の不正使用防止等に関する規程、226. 紀要投稿規程、237. 短期海外研修支援規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、保育科、ライフデザイン学科及び生活ナビゲーション学科ライフケア専攻（令和4（2022）年度から学生募集停止中）の教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な教員組織を編制している。

短期大学設置基準による「必要専任教員数」は、保育科10人、ライフデザイン学科5人及び収容定員に応じた教員数4人の合計19人であり、各学科の必要専任教員人数は、以下の表のとおり「短期大学設置基準」に定められた条件を満たしている。

（専任教員数表）

| 学 科 等 | 専任教員数 （うち教授数） | 設置基準上 必要専任教員数 （うち教授数） |
|--------------------|------------------|-----------------------------|
| 保育科 | 11（5）人 | 10（3）人 |
| ライフデザイン学科 | 7（2）人 | 5（2）人 |
| その他の組織等 | 4（2）人 | — |
| （大学全体の収容定員に応じた教員数） | — | 4（2）人 |
| 合 計 | 22（9）人 | 19（7）人 |

本学の専任教員は、「教育職員選考基準」、「教育上の能力および研究上の業績の評価に関する要項」、「教育上の能力および研究上の業績の評価に関する細則」に基づき、選考しており学位はもとより十分な教育実績、研究業績を有する者であり、制作物発表等その他の経歴等含め短期大学の教育を担当するにふさわしい能力を有しており、短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員の学位、研究業績等についてはホームページでも公表している。（提出・規程集 75）（提出・規程集 76）（提出・規程集 77）

専任教員及び非常勤教員の配置については、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員 22 人、非常勤教員 68 人を配置している。（備付 57）（備付 58）（備付 59）（備付 60）

非常勤教員の採用については、「短期大学設置基準」の規定を準用し「教育職員の選考手続きに関する規程」に基づき、教務委員会及び教授会において、学位、研究業績、その他の経歴等を審査し、教育職員人事委員会において審議の上、承認している。

教育課程編成・実施上、補助教員の配置は特に必要とせず、専任教員等で実施している。

専任教員の採用・昇任の手続きは、「教育職員の選考手続きに関する規程」に基づき行っている。(提出・規程集 78)

また「教育職員選考基準」及び「教育職員人事委員会規程」に基づき、本学の建学の精神を遵守できる人物であることを前提に、人格、識見、学歴、職歴、教育上の能力、研究上の業績等の資格審査を行っている。採用の発議は、短期大学部長、教務部長、IR・戦略統合センター長等から学長に対して行い、昇格の発議は、短期大学部長が学長に対して行っている。(提出・規程集 24)

申請を受けた学長は、常務理事と協議して採用・昇格が必要と判断した場合に教育職員人事委員会を開催し、審議を経て選考手続きを行っている。採用はJREC-IN等による公募を原則としているが、発議の際に相応の理由を添えて学長に申請した場合には、公募に抛らない採用ができる。

採用候補者または昇格対象者の審査は、教育職員人事委員会から付託された短期大学部長及び関係する学科・専攻教員を中心とした教員資格審査会で審査を行い、学長に報告する。採用候補者は、常務理事、学長等による面接を行っている。面接を終えた採用候補者及び学長の決定した昇格候補者は理事長に報告し、理事長が採用・昇格を決定する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員が行っている論文発表・学会活動等の研究活動は成果をあげている。

令和3(2021)年度の本学専任教員の研究成果は、①著書(共著)5件、②論文(単著)7件、(共著)2件、③国内学会発表4件、④海外学会発表1件である。その他研究活動に関連するものとして、公的機関依頼の動画の作成や月刊誌への連載等を行って

いる。なお、各教員の業績は本学ホームページの「教員情報」において公開している。

専任教員の科学研究費助成事業（科研費）の獲得状況は、研究代表者として 1 件、研究分担者として 5 件を獲得している。また、令和 4 年（2022）年度の公募では、前年度を上回る科研費獲得を目指して、外部講師を招き科研費獲得セミナーを「科研費獲得の方法とコツ」と題して開催している。加えて、毎年、科研費執行の資料として「科研費取扱要領」を教員に配付している。（備付 92）

本学は、建学の精神に基づき、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点及び科学的観点から、学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究活動を進めるために「研究倫理規程」を定めている。（提出-規程集 227）

また、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用防止を図るため、「研究活動の不正行為防止規程」、「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を定め、適切に研究活動が行われるよう公的研究費の不正使用防止等に関する体制と研究活動不正行為防止に関する体制を整えている。（提出-規程集 224）（提出-規程集 235）

これらの体制のもと、研究者として公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるか等を理解し、意識を高めるためにコンプライアンス教育や啓発活動を、研究者自らの倫理規範に対する意識向上のために研究倫理教育を実施している。

令和 3（2021）年度は、大学全体として外部講師を招聘し、「研究における倫理的配慮」と題して対面とオンラインのハイブリッド形式で研究倫理研修会を実施した。また、「内部監査規程」に則り、内部監査を実施し、関係書類や研究費の支払い及び執行状況等について確認するとともに実施結果は理事長及び監事へ報告し、組織的な取り組みにより専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

専任教員の研究成果の発表の機会については、「紀要投稿規程」に基づき、「四天王寺大学紀要」を年 1 回発行している。このほかに「教育研究実践論集投稿規程」に基づき、「四天王寺大学教育研究実践論集」も年 1 回発行しており、これらにより研究成果の発表の機会を確保している。（提出-規程集 226）（提出-規程集 234）

「四天王寺大学紀要」及び「四天王寺大学教育研究実践論集」は、本学ホームページの「四天王寺大学リポジトリ」で公開している。（備付 61）

すべての専任教員には個々に研究室を整備しており、研究室には机、椅子、書棚、パソコン等を配置し、研究に専念できる環境を確保している。また、研究室前には教員名を表示するとともに、事務局棟 1 階には教員の在室状況を確認できるモニターを設置しており、学生が積極的に研究室を訪問できる環境を整えている。

週 1 日以上の研究日を確保できるよう、時間割上配慮していること、また、専門業務型裁量労働制を適用していることにより、始業・終業時間や休日を教員本人の裁量で決定することができるため、研究、研修等を行う時間は確保されている。

専任教員の留学等に関する規程は、「教育職員研修規程」、「短期海外研修支援規程」、「留学・研究・研修出張規程」を定め運用している。「教育職員研修規程」は、教員が教育・研究・学術水準の向上を図るために、一定の期間、通常負うべき一切の義務を免除し、特定の課題に対する研究・調査が専念できることを定めている。**(提出・規程集 99)**

「短期海外研修支援規程」は、教員が海外の教育研究機関において 4 週間以内の研修を受けることを支援するもので、教員の教育研究能力等の向上を図り、本学のグローバル人材育成と教育研究の国際的通用性・共通性の向上に資することを目的としている。**(提出・規程集 237)**

FD 活動については「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、FD 活動の企画立案事項の審議・推進を図ることを目的として、FD 委員会を設けている。**(提出・規程集 27)**

FD 委員会は、各学科より選出された教員で構成され、学生による授業評価アンケートの実施案の策定、結果の検証及び全専任教員の授業を対象とした相互授業参観（冬学期 1 回、全教職員（非常勤含む）の参観が可能）等について検討・実施している。また、学生による授業評価アンケートでは学生の評価に対し、授業改善コメントの記入を教員へ依頼するとともに、相互授業参観では参観終了後に、授業科目ごとや学科・コースごとに合評会も行われ、授業・教育方法の改善を行っている。**(備付 37) (備付 38)**

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、学内の関係部局と連携している。時間割作成、授業運営等の準備・支援、学生への履修や単位取得に関わる指導・支援については教務部と連携し、教育環境の整備に関しては、教務部及び高等教育推進センターと連携して改善を図っている。

また、正課外教育としての入学前教育、リメディアル教育、キャリア教育及び教育課程外の資格取得に関わる支援や運営については、学生支援センター、キャリアセンター、地域連携推進センターと連携しており、学生の学習成果の獲得が向上するためサポート体制を整備している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。

- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学では校務の円滑な管理運営のため「組織・分掌規程」に基づき、事務組織及び職制を定め、業務担当別の所属・人員配置及び責任体制を明確に定めている。事務局には事務局長を置き、事務局長は常務理事及び学長の命により事務局を統括している。

また、事務局には総務課、IR・戦略統合課、高等教育推進課、教務課、学生支援課、就職課、教職教育推進課、入試・広報課、地域連携・研究推進課、図書館課、庶務課、人事課、経理課及び管財課が設置され、各課長は事務局長の命を受けて課を統括している。(提出-規程集 14)

事務職員は、各部局においてオンジョブで専門的な知識を身に付けるとともに、学内外の各種研修に参加し、より高度で幅広い知識を獲得することとしており、専門的な職能を習得している。また、職員の人事配置では、各職員のキャリア、年齢、適性等、各職員の能力が発揮できるよう考慮するとともに、組織間のバランス等にも配慮し、業務が円滑に進められるよう職員を配置している。

事務職員の能力が十分発揮できるよう学内外の各種研修を実施している。令和 3 (2021) 年度は、課長・係長・主任及び若手職員、新入職員を対象者として、階層別の研修を実施したほか、外部機関が主催する新人研修やリーダーシップ研修を受講している。

課長・係長・主任の昇格者は、大学事務に特化した専門分野別研修を受講し、職員としての資質向上に努めている。これらの研修には、全体で 19 人の事務職員が受講した。

また、本学への入社歴の比較的浅い職員(平成 27 (2015) 年から令和 3 (2021) 年度入職者を対象)に事務局長を講師として、大学職員としての必要な知識を身につける目的で独自の研修を実施した。

本学の運営に関する事務関係の諸規程は、人事、財務、管財、教務、学生、図書等多岐にわたっており、各部局において関連する規程等を整備し、それに基づいて業務を遂行している。

各事務室には、業務を円滑に進めるために必要な机や椅子、書棚などの什器類はもとより、現在の事務処理では必須となったパソコンやその周辺機器などの情報機器について整備を行っている。学内にはネットワーク環境を構築し、事務職員 1 人に 1 台のパソコンを貸与するほか、業務に必要な備品等も完備している。

令和 3 (2021) 年度は事務系のネットワーク接続機器及び図書館自習室のネットワ

ーク接続機器の更新を実施し、コロナ禍における動画コンテンツの活用やオンラインによる課題提出など大容量のネットワーク通信にも対応できるよう整備した。

本学では、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、職員としての資質の向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的にスタッフ・ディベロップメント委員会を設置し、毎年、事務職員及び希望する教育職員を対象に事務局全体研修会を実施している。**(提出-規程集 40)**

令和 3 (2021) 年度は 2 月 24 日に講演会を実施した。「SDGs と四天王寺大学のこれから」をテーマとし、91 人の事務職員及び教育職員が出席した。やむなく欠席した場合は、後日動画視聴ができるようにするなど、SD 活動を積極的に実施している。

(備付-63)

事務職員は、前例にとらわれることなく日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、業務の改善につなげている。また、業務改善や事務処理に関する意見は、常態的に話し合いを行うことで適宜改善している。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部局と連携しており、教育研究評議会をはじめ大学運営会議、各種委員会の構成員として各会議に出席し、教員や関係部局と連携している。

また、事務局各部局の所属長によって構成される事務局連絡会を定期的に行き、学生の学習成果等の情報共有を図っている。さらに必要に応じて各部局と連携して学生への指導を行っている。**(備付 64)**

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程として、「専任教職員就業規則」、「パート職員就業規則」、「非常勤講師就業規則」、「特別任用教員および有期・無期職員就業規則」を定め、運用している。また「給与規則」「通勤に関する規程」等の規程を整備している。**(提出-規程集 59) (提出-規程集 60) (提出-規程集 61) (提出-規程集 62) (提出-規程集 86) (提出-規程集 95)**

諸規程の制定及び改廃は、教職員の代表者の意見を聴取したうえで随時行っている。諸規程は、IBU ポータルで公表し、必要に応じて説明会を実施し教職員へ周知している。また、新任教職員に対しても着任時の研修において、就業規則や各種手続き等を説明し、周知している。

教職員の就業に関しては、「専任教職員就業規則」等の諸規程に基づき、適正に管理している。勤務時間は勤怠管理システムを用いて管理し、年次有給休暇は年次有給休暇取得計画表を策定し、年間 10 日以上付与されている教職員が 5 日間確実に取得できるように管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員とも限られた人員の中で多くの業務を遂行しているが、教学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に対応するため、FD・SD 研修、外部のセミナー研修会等の機会を利用し、教職員の育成に取り組む制度を整備する。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

新規採用教員を対象として 4 月初旬に「ICT 研修会」等を実施している。また、採用初年度 1 年間の教育成果を各教員が発表し、その動画を学内ホームページに掲載している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 42. 四天王寺大学図書館ガイドブック 2022、
65. ホームページ（キャンパスマップ）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/map.html>、
93. 校地、校舎配置図

提出資料-規程集 6. 経理規程、112. 固定資産及び物品管理規程、122. 体育施設管理運営規程、126. 危機管理マニュアル、134. 防火・防災管理規程、
245. 図書館資料管理規程、246. 図書館選書基準

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、同一の敷地内に四年制の四天王寺大学を併設しており、校地、校舎、設備等を共有して使用しているため併せて記載する。

本学の校地面積は 172,887 m²であり、「短期大学設置基準」に規定された必要面積 4,800 m²及び「大学設置基準」で規定された必要面積 37,000 m²の合計面積 41,800 m²を充足している。(備付 93)

運動場は、同一敷地内にグラウンド、東グラウンド、テニスコート、東テニスコートを備えており、面積は 67,013 m²と適切な面積を有している。

本学の校舎の面積は 77,782 m²であり、短期大学設置基準に規定された必要面積 5,000 m²及び大学設置基準で規定された必要面積 19,454 m²の合計面積 24,454 m²を充足している。

校地、校舎は、障がい者に配慮し、学内のバリアフリー化を考慮した教育環境を整備している。学内には、障がい者も利用できる多目的トイレや点字ブロック及び点字表示、車いす等の対応のためのスロープ、段差解消機、自動扉、身障者対応のエレベータを設置している。また、キャンパス内のトイレについても、温水シャワー付き洋式トイレに変更を行った。

授業を行う講義室には、プロジェクタ等の AV 機器を整備し、保育科では「保育実習室」「音楽教室」「個人レッスン室」を整備している。ライフデザイン学科及び生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻では「ライフデザインスタジオ」「秘書実務実習室」を整備し、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻では「介護実習室」「入浴実習室」「演習室」を整備している。また「調理実習室」「被服実習室」は、それぞれ 2 教室を備えており、教育課程編成・実施の方針に基づく講義室、実習室等を用意している。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために、教室にはコンピュータ、プロジェクタ、スクリーンが設置され、パワーポイントや諸メディアを活用した授業に

支障のない機器・備品を整備している。また、学生が教育上の連絡・報告事項などを確認し、自主学習を行うためのパソコンもコンピュータ教室をはじめ、図書館、ラーニング・commons等学内の随所に設置し、整備している。**(提出 1-①) (提出 1-②) (備付 65)**

本学の3号館は、地下2階から1階までが図書館となっており、延べ床面積4,246.44㎡の適切な面積を有している。

図書館の地下1階には閲覧席及び書架があり、閲覧席は346席ある。地下2階の書庫を合わせて図書約342,870冊、学術雑誌127,043冊、AV資料6,046種を所蔵しており、データベース11種類(ジャパンナレッジ、EBSCO-hostなど)の利用も可能となっている。

電子図書としては、丸善ebookやLibrariEで岩波書店の文庫・新書等、多読英語用の図書を提供している。1階はコンピュータ室で学生が自由に使えるコンピュータが約50台とAVブースを整備している。2階にはラーニング・commonsを整備し、学生の自主学習のために使用できる空間として、また、学生同士で研究のためのプレゼンテーションやディスカッションを重ねられる場として利用されている。**(備付 42)**

本学での図書選定は、大きく以下の4通りに分かれる。

- ① 各学科・専攻に対して、過去4年間の購入実績に基づく「学科別図書費」を毎年度当初、配分している。所属教育職員からの購入依頼によるもので、学生の利用に供する学科図書の選書を指す。学科・専攻の特性を鑑み、専門の学術書をはじめ、各分野の周辺領域をも含みこんだ比較的専門性の高い書籍から概説書、入門書の類まで幅広く取り扱う。
- ② 学生からの購入希望については、所属する学科・専攻での卒業研究、レポート等にかかわる専門性の高い書籍から、学生自身の生活、進路、興味関心のある書籍で、他の学生にも有益な書籍を対象とし、「図書館選書基準」に適合するものを積極的に購入している。学生は年度内3万円を上限として購入希望願を提出することができる。
- ③ 学生の選書では、「学生選書」と称して大規模な書店に出向く活動も行っている。**(提出・規程集 246)**
- ④ 図書館予算の選書については、図書館全体の蔵書構成を勘案し、新刊案内及び新聞等の書評を参考に、図書館長が選書する。

図書の廃棄については、内容的に資料価値が消失、必要以上に重複している等の資料を中心に「図書館資料管理規程」に従って廃棄を進めており、図書委員会の審議を経て、理事長の決裁により行っている。**(提出・規程集 245)**

参考図書は、学生が学習をする上で、最も基本となる資料であるため、各授業担当教員よりシラバスに提示のある図書で未所蔵については、購入を行い、学生の利用に備えている。内容は辞書、辞典、図鑑、白書等。関連図書は、公務員試験、教員採用試験、

各種資格試験に関する図書を中心に整備している。

本学は、同一敷地内に 2 つの体育館を設置している。総合体育館は平成 29 (2018) 年に建設し、面積は 7,530.06 m²を有し、体育館内には、メインアリーナのほかサブアリーナ、屋内プール、トレーニングルーム、ダンススタジオを整備している。また、東体育館は 3,478.14 m²を有し、フットサルコートも備えている。(提出-規程集 122)

新型コロナ感染症が拡大したため、感染防止の観点からインターネットを活用した遠隔授業を実施することとした。そのため、オンライン会議システム (Zoom 等) を導入するとともに、動画作成のためのスタジオ等の設置、各教室、教員研究室から動画を配信するための情報インフラの整備等を行った。

自宅で受講する学生の支援として、パソコンやインターネット環境のない学生にはパソコン等の貸し出しを行った。加えて、授業時間外の支援として授業関連資料の配布、課題の回収、学生からの問い合わせ、授業履修者間での意見交換を行うことができる環境をインターネット上に整備し、時間や場所に制限されず学習を進めることができる環境を構築している。(備付-71)

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品 (消耗品、貯蔵品等) を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産の管理、消耗品及び貯蔵品管理については、「経理規程」及び「固定資産及び物品管理規程」等を整備し適正に管理している。(提出-規程集 6) (提出-規程集 112)

施設設備、物品 (消耗品、貯蔵品等) を維持管理については、上記規程等のほか、「体育施設管理運営規程等の管理規程」や「使用規程」等に基づき適切に維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規程として、「危機管理マニュアル」「防火・防災管理規程」及び「防火・防災消防計画」を整備している。「危機管理マニュアル」では、天災、犯罪・事件、伝染病等の緊急事態が発生した際の危機対応を、「防火・防災管理規程」では、火災の予防や地震等の災害が発生した際の対応等を規定している。(提出-規程集 126)

「防火・防災管理規程」に基づき、防火・防災管理者の法定資格を有する防火・防災管理者を置き、法令にしたがって火災における消防設備点検を定期的に行っている。また、地震、災害対策のための定期的な訓練として、避難訓練を行うなど、防火、防災教育を実施している。**(提出・規程集 134)**

令和 3 (2021) 年 12 月には、消防署の協力を得て地震発生及びそれに伴う火災発生を想定した総合防災訓練を実施した。教室からの学生の避難誘導、負傷者の搬送訓練、消火栓・消火器を使った消火訓練を行うとともに安否確認システムによる学生・教職員の安否確認を実施し、全学的な安全への取り組みを行っている。**(備付 72)**

校舎内には避難経路を明示するとともに、各教室には「地震時の避難について」のマニュアルを英語版も併せて設置している。**(備付 72)**

校舎は、新耐震基準に準拠して建築しており安全性を確保している。なお、新耐震基準の施行前に建築した講堂についても、平成 20 年 (2008 年) に耐震診断を実施しており、安全性を確保している。

防犯対策については、キャンパス内に防犯カメラを設置するとともに、警備員による 24 時間の監視体制をとっている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策では、インターネットと学内ネットワークの分岐点及び学内ネットワークにおける教育系ネットワークと事務系ネットワークの分岐点にそれぞれファイアウォールを設置し、不正な侵入や攻撃を防いでいる。また、ウイルス検知ソフトをサーバー及びクライアント PC へインストールすることで、電子メールによる標準型の不正なプログラムの侵入を防いでいる。

省エネルギー・省資源対策として、空調設備の効率化、照明設備の LED 化をはじめ、全学におけるクールビズの実践に取り組んでいる。また、さらに学内から排出される廃棄物については、適正に分別回収を行うなど、地球環境保全に配慮している。また文書のペーパーレス化や古紙等のリサイクルにより、資源の節約や有効活用にも取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎等を建設してから年数が経過しており、中長期計画に基づき計画的に大型改修等を実施し、施設の長寿命化に取り組んでいく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

学生が主体的に学べるスペースとしてラーニング・コモンズやコンピュータ室を設置しており、情報機器等を利用してグループ学習ができるよう設備等を整備するとともに、ヘルプデスクを設け学生によるサポート体制も整備している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 42. 四天王寺大学図書館ガイドブック 2022
66. 令和3年度一般教室無線 LAN 接続台数一覧表、75. 2021年度ネットガイダンス資料、76. 令和3年度 ICT 講習会実施一覧、77. ソフトウェアバージョン管理表

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、学生が情報システムを活用できるよう、入学時オリエンテーション期間中に本学のコンピュータ利用・学内ネットワーク利用上の注意点についてガイダンスを実施している。(備付 75)

学生は、オフィスソフト (Office365) が無償で利用でき、学生が自由に使用できるコンピュータ室も設置している。

各科目の特性に応じた教室の配当を行っており、実技・実習の科目については、リズム室、保育実習室、総合体育館ダンススタジオ、ライフデザインスタジオ、調理実習室、被服構成実習室、秘書実務実習室、入浴実習室、介護実習室を整備し、教育に活用している。

高等教育推進センターでは、情報処理教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の業務を担い、学生及び教職員の情報活用能力の向上を目指して、情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

教職員には、情報技術の向上として、情報処理演習での反転授業、データサイエンスについての講習会や、遠隔授業でも対面授業でも活用できる ICT 講習会などを実施した。(備付 76)

コンピュータ教室、コンピュータ室、ラーニング・コモンズ等に設置した学生用コンピュータについては、計画的に設備の更新を行い、授業に適した環境を維持している。一般教室の AV 設備については、学内全体を 2 つのエリアに分けて 5 年毎に機器の更新を行うことで適切な状態を保持している。(備付 42)

時間割編成時、教室の配当において教員からの要望を毎年確認し、見直しを行っている。令和 3 (2021) 年度は、遠隔授業を全教室で実施できるように設備の充実を図った。

専任教員の各研究室には、授業や大学運営に活用できるよう、パソコン及びプリンタを整備している。また、非常勤講師が活用する講師室には、個別ブースに計 16 台のパソコンを整備している。

学内の全教室(実習室・演習室を除く)には、パソコン、書画カメラ、DVD プレーヤー、プロジェクタを整備し、様々な映像教材を視聴することができる環境を整えている。さらに遠隔授業に対応できるように Zoom をインストールするなど授業や大学運営に活用できるようにしている。事務職員には、1 人 1 台のパソコン等を貸与しており、大学運営に必要な業務に活用している。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN は、キャンパスのすべての建物に整備している。また、無線 LAN 環境については学内建屋すべてのエリアで接続が可能となるようアンテナを配備し、屋外においても各種イベントを行う際のメインステージとなる中央広場や 2 号館・3 号館のピロティでも利用可能となっており、大学祭をはじめ入学式、学位授与式などでも学生、教職員等が活用している。

令和 3 (2021) 年 6 月には遠隔授業に対応すべく教室の収容人数に合わせてアンテナ工事を実施し、さらなる学習支援の強化を図った。(備付 66)

ICT 等、情報技術を利用している授業については、シラバスに記載し、学生が授業で利用されているか否かを、一目瞭然で分るようにしている。

例えば、生活ナビゲーション学科ライフデザインの専攻専門科目「キャリア形成演習/プレゼンテーション」では、プレゼンテーション能力が必要な理由と場面の理解を促し、情報収集の仕方や資料の作り方、伝え方など、効果的な表現活動の知識と技能を学ぶ。また、「インテリアコンピュータ演習」では Illustrator の基本操作法と、デザイン図作成上必要な基礎知識を習得し、イメージを形にするなど、科目に即した情報技術を駆使し、効果的な授業を行っている。

学生及び教員が活用するコンピュータ教室 7 教室に 296 台のパソコンを設置している。また、タブレット、電子黒板など各種 ICT 機器を設置した ICT 教室があり、アクティブ・ラーニングに活用している。(提出 1-① P96)

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 17. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕、18. 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕、19. 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕、20. 財務状況調べ〔書式 4〕、21. 資金収支計算書（令和 3 年度）（大学・短大・大学院）22. 資金収支計算書（令和元年度～令和 3 年度）、23. 資金収支内訳表（令和元年度～令和 3 年度）、24-①. 令和 3 年度資金収支総括月計表（目的分類）、24-②. 令和 3 年度資金収支総括月計表（形態分類）、25. 活動区分資金収支計算書（令和元年度～令和 3 年度）、26-①. 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（平成 29 年度～令和 3 年度）、26-②. 事業活動収支計算書関係比率（短大単独）（平成 29 年度～令和 3 年度）、27. 事業活動収支計算書（令和元年度～令和 3 年度）、28. 事業活動収支内訳表（令和元年度～令和 3 年度）、29-①. 貸借対照表（令和元年度～令和 3 年度）、29-②. 貸借対照表関係比率（法人全体）（平成 29 年度～令和 3 年度）、30. 事業報告書（令和 3 年度）31. 四天王寺学園中長期計画予算書（平成 28 年～令和 7 年度）、32. 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版・総表）、33. 令和 4 年度予算配賦書綴、42. 公的研究費一覧（令和元年度～令和 3 年度）、35. ホームページ（財務状況）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/zaimu.html>、

39. 令和 3 年度残高試算表、40. 事業計画書

備付資料 26. 令和 3 年度 学科別内定状況、

67. ホームページ（大学へのご寄付について）

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/donation/>、

68. 学校法人会計計算書類、

69. ホームページ（科学研究費助成事業（科研費））

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kaken02.html>、

70. 事務局連絡会議事録、71. 動画教材作成簡易マニュアル、72. 令和 3 年度総合防災訓練の実施について、73. 避難マニュアル（地震時の避難について）、74. 定員充足率一覧表（令和 2 年度～令和 4 年度）

提出資料-規程集 6. 経理規程、112. 学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程、113. 固定資産及び物品調達規程、114. 資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体の資金収支は、令和元（2019）年度約 2 億円の支出超過、令和 2（2020）年度約 1 億 4,000 万円の収入超過、令和 3（2021）年度約 1 億円の収入超過となっている。事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、令和 2（2020）年度から黒字に転換した。なお、短期大学部において、資金収支は過去 3 年間にわたり、収入超過で推移している。（提出 17）（提出 23）

また、事業活動収支については、基本金組入前当年度収支差額は令和元（2019）年度約 700 万円、令和 2（2020）年度約 4,800 万円、令和 3（2022）年度約 5,000 万円と過去 3 年間収入超過で推移している。（提出 18）

事業活動収支の収入超過は、系列校である「四天王寺学園高等学校・中学校」において、「四天王寺東高等学校・中学校」に校名変更するとともに、カリキュラムの改編や教育環境の向上等の改革を継続して行った結果、四天王寺東高等学校において、入学定員を満たす生徒を確保できたことに起因している。

本学における事業活動収支の収入超過は、定員の充足と経費の削減に努めながら、収支を見通した予算編成を行っていることによるものと考えている。

法人全体の貸借対照表の状況は、貸借対照表関係比率のうち運用資産余裕比率において直近 2 年間基準年数 1 年を超えており、内部留保資産比率においても 10% を超え直近 3 年間プラスで推移しており、健全に推移している。**(提出 29-②)**

学校法人全体を見ると、活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額は 3 か年収入超過で推移しており、令和 3 (2021) 年度は 11 億円の収入超過となっている。事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額においても、令和 2 (2020) 年度から黒字に転換した。そういった状況の中で短期大学部単独でも上記のとおり収入超過で推移している。**(提出 17) (提出 18)**

学校法人全体の財務状況が上向きになってきている状況であるために、短期大学部の存続を可能とする財政を維持できるといえる。

退職給与引当金は期末要支給額の 100% を引き当てており、そのうち 1 部については、特定資産を設定し、目的通りの引き当てを行っている。**(提出 29-①)**

資産運用については「資金運用規程」に基づき適切な運用をしている。ほとんどの資産を元利金のリスクのない市中金融機関等への円建て預金で運用しており、資産運用は適切である。**(提出・規程集 114) (備付 68)**

事業活動収支の経常収入における教育研究経費の割合は、法人全体及び短期大学部において直近 3 年間は 20% を超えており、学生の教育に必要な学習資源への資金配分も十分な水準を確保している。**(提出 26-①) (提出 26-②)**

資金配分については、各部門の経理担当部署が各課から提出された予算要求を検討し、部門ごとにとりまとめ、理事会・評議員会の審議を経て実行している。

令和 3 (2022) 年度における大学・短大共用で運用している教育研究用機器備品は 8,729 万円、同じく大学・短大共用の図書支出は 2,128 万円であり、法人全体の支出からみても適切に資金配分を行っている。**(提出 21)**

公認会計士から指摘等があればその都度対応している。重要な指摘事項は受けておらず、適切な会計処理が実施できている。

寄付金については、四天王寺大学において平成 26（2014）年度から「教育研究活動の活性化ならびに教育環境の整備推進事業」として継続的に寄付金募集を行っている。特定公益増進法人や税額控除の証明書の発行を受け、多くの人に共感を得て広く支援を受けている。（備付 67）

令和 3（2021）年度において短期大学部の入学定員充足率が 79.6%、収容定員充足率が 86.0%と 100%を下回っており、令和 2（2020）年度入学定員充足率の 95.4%からさらに減少した。大学と短大を合わせると、令和 3（2021）年度の入学定員充足率が 104.2%と充足しており妥当な水準である。

令和 3（2021）年度の収容定員充足率が 86.0%、令和 4（2022）年度の収容定員充足率が 79.3%とさらに厳しい状況となっているが、大学と短大を合わせると、令和 3（2021）年度の収容定員充足率が 102.1%、令和 4（2022）年度の収容定員充足率が 101.2%と定員を充足しており、短期大学部における事業活動収支の基本金組入前収支差額の令和 3（2021）年度は過去 3 年間プラスで維持しているため、定員充足率に相応した財務体質を維持している。（備付 74）

短期大学部をはじめ各設置校の事業計画及び予算については、学校法人の設置校ごとに（法人会計、四天王寺大学・同短期大学部、四天王寺高等学校・同中学校、四天王寺東高等学校・同中学校、四天王寺小学校）平成 28（2016）年度に策定した 10 年間の中長期計画を基として、その学校の事務局の各部署から予算要望案の提出を各学校の経理担当部署がとりまとめ、予算の原案を作成する。

本学においては、1 月初旬に、予算の原案をもとに、常務理事、学長、事務局長、副学長の下、予算のヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、予算項目・額の見直しを行った部局・事務局においては再度ヒアリングを行ったうえで、経理課において各部局・事務局の修正後の予算立案書を取り纏め、全体の収支バランスを計り、3 月の評議員会・理事会の審議を経て決定される。

中長期計画（改訂版）により立案した 5 つの戦略の 1 つである「V 大学運営戦略」財政基盤と組織力の強化のうち、安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化の方針に基づき、令和 4（2022）年度予算においても、新たな中長期目標・計画に則って事業計画及び予算が策定された。（提出 31）（提出 32）

3 月の評議員会・理事会の審議を経て決定された事業計画及び予算は、速やかに関係部門に指示している。

評議員会・理事会にて決定された予算額を予算管理各部局に予算配賦書にて配布し、4 月 1 日から当該年度の予算として各部局において適正に執行している。（提出 33）

日常的な出納業務も、「経理規程」第 6 条に基づき、担当部署の長である経理課長が経理業務を円滑に行い、事務局長及び理事長の命を受けて業務を統括する常務理事

に報告し、毎月、月次資金収支月計表を理事長に報告している。(提出-規程集 6) (提出 24-①) (提出 24-②)

資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「資金運用規程」等に基づき、安全かつ適正に管理、処理している。(提出-規程集 6) (提出-規程集 112) (提出-規程集 114)

月次試算表については、毎月経理責任者を経て理事長に報告をしている。(提出 39)

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、開学以来 30,700 人を超える卒業生を輩出し、卒業生は多方面で活躍している。開学以来建学の精神である聖徳太子の和の精神に象徴される仏教精神を根幹とし、伝統を重んじてきた。今後も和の精神に基づく教育を基本とし、教育内容と学習環境の整備等を進めていくために本学においては、本学園の将来ビジョンのもとで、平成 28(2016)年度から中長期計画(前半 5 年:改革期、後半 5 年:発展期)を策定している。なお、中長期計画に掲げた計画については、毎年「事業計画書」及び「事業報告書」を作成し、達成度合いを確認することができるようにしている。

中長期計画には、本学の使命・目的を明記し、将来ビジョン（①「和の精神」を持ち、時代の変化に応じて積極果敢に活躍し社会を支える人材を育成し続ける。②特色ある教育研究活動を推進するとともに、地域の「和」の拠点として社会に貢献して発展する。）を実現するために、「広報・募集戦略」「教育改革戦略」「学生支援戦略」「研究・地域貢献戦略」「大学運営戦略」の5つの戦略を柱としている。

本学の強みは、就職率の高さである。就職率（就職希望者に占める就職者の割合）は保育科 100%、ライフデザイン専攻 96.8%、ライフケア専攻 100%であり、高い水準で就職率を保っている。（備付 26）

また、学生調査では「社会人として活躍できる能力を身につけられているか」を問う各設問に対し、1年次より2年次の方が身につけられていると回答する比率が高くなっており、仏教精神を根幹とした2年間の実践的な学びが就職率につながっている。弱みとしては、18歳人口の減少や四年制大学への進学者が多いことから定員充足に至らず、短期大学部の教育・募集戦略の方向性を再考する必要がある。

外部資金の獲得や目まぐるしく変化する社会情勢に対応していくため、教育内容や入試方法等の改革に取り組む必要がある。

短期大学部において、長年にわたり幼児教育や福祉等に積極的に傾注してきた教育への取り組みを基盤として学生募集を行ってきた。また、受験生や保護者、高校教員への情報提供をはじめ、オープンキャンパス等イベントにおける来場者の目線に立った内容の見直し、教職員及び参事を中心とした高校訪問の強化、高校現場との連携体制の強化、オンラインによる入学者選抜を取り入れるなど、入学者選抜方法の改善、志願者及び入学者の確保に積極的に取り組んでいる。

学納金の源泉となる学生の確保について、短期大学部の志願者は、平成 29（2017）年度 503 人、平成 30（2018）年度 380 人、平成 31（2019）年度 405 人、令和 2（2020）年度 311 人、令和 3（2021）年度 244 人と減少傾向となっている。

入学者は、平成 29（2017）年度 283 人、平成 30（2018）年度 234 人、平成 31（2019）年度 248 人、令和 2（2020）年度 229 人、令和 3（2021）年度 191 人、と維持してきたが、コロナ等の影響で最近の2年間は定員を充足できていない。

人事計画は、教職員の定年や任期に合わせて新規の採用を検討し、中・長期的な展望に立って必要な人材を採用しており、適切である。

施設設備については、令和 2（2020）年度に施設の長寿命化を目的として、建屋毎に中規模改修・大規模改修計画を策定し、中長期計画に明記した。計画的な施設の維持・管理を行うことにより、安定した施設管理、建て替え時期の延長、施設の維持更新経費の平準化と抑制を図っており、将来計画は明瞭となっている。

外部資金の獲得については、科学研究費助成事業として、令和元（2019）年度 156 万円（研究代表 52 万円、研究分担 104 万円・間接経費含む）、令和 2（2020）年度

594 万円（研究代表 481 万円、研究分担 113 万円・間接経費含む）、令和 3（2021）年度 169 万円（研究代表 50 万円、研究分担 80 万円・間接経費含む）と令和 2（2020）年度を筆頭に毎年度コンスタントに獲得できている。（提出 34）

学科・専攻ごとの定員は充足していないが、人件費比率は短期大学部で 60.5%、学校法人全体で 57.6%である。短期大学部においては、令和 2（2021）年度の短期大学法人の全国平均の 61.9%よりも低い水準にあり、経費のバランスはとれている。（提出 26-①）（提出 26-②）

経営情報の公開については、決算に係る資料を本学ホームページ上「情報公開」に掲載するとともに、全教職員を対象とした合同研修会において、常務理事から短期大学部の定員割れを含めた学園の現状や経営状況等を踏まえた説明を行うなど、危機意識を共有している。（提出 35）

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学部全体での収支のバランスは確立されているが、各学科の入学定員充足率が令和 3（2021）年度に引き続き令和 4（2022）年度には 100%を割る状況であり、今後続いていく 18 歳人口の減少の中で、学生募集方法等の工夫を行い定員確保に努めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

教員は教育研究活動に取り組み、事務職員は事務総合力を身につけた能力開発に励むべく、FD・SD活動を推進させることが重要である。短期大学創立 60 周年事業として平成 27（2015）年 7 月に総合体育館が竣工し、ライフデザインスタジオが設置されるなど良好な教育環境が整備されている。これら充実した施設をいかに活用し、危機意識を共有する中で新たな対策を検討する。

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻に関しては、我が国における今後の介護福祉士の重要性をアピールしていく。短期大学部全体での収支のバランスは確立されているが、今後は全学科・専攻の定員を満たした上で、教職協働の連携のもと魅力ある施策を打ち出し、より魅力のある短期大学部を目指す。

【前回の行動計画の実施状況】

平成 27（2015）年に完成した総合体育館やライフデザインスタジオなどの設備は、授業や課外活動において有効に使用されている。ICT 設備も充実し、無線 LAN 環境に

については学内建屋すべてのエリアで接続が可能となり、良好な教育環境が整備されている。FD・SD活動も充実してきており、コロナ禍で、特にICT環境の大きな変化があったが、そうした変化にも柔軟に対応ができた。

令和3(2021)年度において短期大学部の入学定員充足率・収容定員充足率が100%を下回っており、令和2(2020)年度に引き続き、入学定員、収容定員とも定員に達していない状況であるため、学費等の収入は減少しているが、学生数に相応した予算編成及び管理を適正に行ったことにより、事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は過去3年間プラスで維持しているため、バランスは確立されている。

生活ナビゲーション学科ライフケア専攻については、社会的に介護福祉に対する希望者の減少に伴い、本学の志願者も減少したため、令和4(2022)年度から学生募集を停止した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻はライフデザイン学科に名称変更し、今後は教職協働の連携のもと保育科と共に、その魅力を入学希望者、保護者、高等学校関係者にしっかりと伝えて定員の充足に努める。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 提出資料 36. 寄附行為、37. 理事会議事録（令和元年度～令和3年度）、
 備付資料 78. 理事長（南谷恵敬）履歴書、79. 学校法人実態調査表（令和元年度）、
 80. 学校法人実態調査表（令和2年度）、81. 学校法人実態調査表（令和3年度）、82. 四天王寺学園中長期計画、85. 四天王寺第806号P3
 提出資料-規程集 5. 常務理事の職務権限に関する規程、
 112. 学校法人四天王寺学園固定資産及び物品管理規程、113. 固定資産及び
 物品調達規程、114. 資金運用規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人においてその要職を務めるとともに、現在は本学の母体である

宗教法人四天王寺の執事長に就いており、建学の精神である和の精神に象徴される「仏教精神」をはじめ、教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与している。

毎年、発行されている冊子「四天王寺」の年始号（1・2月号）では、四天王寺執事長、学校法人理事長、社会福祉法人理事長としての年頭の挨拶を公表し、建学の祖である聖徳太子の仏教精神について触れ、学園全体として進むべき方向性を示している。また、毎年開催される学園創立記念式典では、教職員に対して建学の精神・教育理念等について自らの言葉で伝えている。（備付 85 P3）

理事長は、「寄附行為」第 11 条のとおり、学校法人を代表し、その業務を総理しており、「寄附行為」第 5 条第 3 項の規定により、学園内の各学校を担当する常務理事を置き、学校法人の日常業務を執行させている。（提出・規程集 5）

理事長は、「寄附行為」第 37 条のとおり、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求めている。

令和 4（2022）年 5 月 27 日に開催された理事会では、令和 3（2021）年度事業報告及び決算について審議の結果、これを承認するとともに、同日開催した評議員会に報告し、意見を求めている。

理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、年間 11 回（8 月を除く毎月下旬）に開催し、「寄附行為」第 18 条にある事項を議決し、第 16 条第 2 項により、理事の職務執行を監督している。

「寄附行為」第 16 条第 3 項に基づき、理事会は理事長が招集する。また、寄附行為第 16 条第 7 項のとおり理事長が議長を務めている。

「寄附行為」第 18 条第 8 号に基づき、理事会は、この法人の業務に関する重要事項を議決している。理事会は、「学校教育法」に定められた認証評価を法人の業務に関する重要事項として理解しており、認証評価の一端となる自己点検・点検報告書は毎年理事会で審議し、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。（提出 36）

理事会は、日常業務を執行している常務理事及び理事である学長を通じて、短期大学部の発展に必要な情報を共有し、各学校の運営の改善に努めている。

理事会は、本法人の最終意思決定機関であり、重要事項の決定を行っており、コンプライアンスやアカウントビリティ等の社会的責任やリスクへの対応にも配慮し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。令和 4

(2022)年3月25日の理事会においては、「学則」の改正及び「経理規程」について審議した。その他にも、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は適宜審議し、整備している。(提出 37)

理事は、「寄附行為」第5条及び第6条に定められた定数と資格において、8人以上12人以内が任じられる。令和4(2022)年度は11人の理事が選任されているが、いずれも本学の建学の精神を理解し、本法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事は、「私立学校法」第38条(役員の選任)の規定に基づき、「寄附行為」第6条で、本学の母体である宗教法人四天王寺代表役員のほか、宗教法人四天王寺責任役員のうちから宗教法人四天王寺総務会において選任された者2~3人、学長・校長から1~2人、評議員のうちから評議員会において1人、学識経験者のうちから理事会において3~5人選任すると規定し、適切に選任している。

「私立学校法」第38条第8項に基づき、「寄附行為」第10条第2項に役員の退任について規定し、学校教育法第9条を準用するとともに「心身の故障」による退任事由を準用している。(提出 36)

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下で、健全な運営を行っている。「私立学校法」の改正で理事長以下理事の責務が明確となり監事機能も強化されたことに伴い、本法人も理事会の機能の充実に取り組んできた。その結果、理事会は学園の使命・目的の達成のために意志決定のできる組織としてよく機能しており、今後も健全な運営に努めていく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

令和3(2021)年度は、理事長のリーダーシップの下で、新型コロナウイルス感染症に伴う学生への緊急支援対策を令和2(2020)に引き続き実施しており、評議員会並びに理事会で審議を行い、学費減免の実施、緊急奨学金の給付や、遠隔授業に対応するためのノートパソコンの貸出し等の支援策を決定し、実行した。また、令和3(2021)年7月から8月には、職域接種を実施し、学生、教職員等2,653人が接種を受けた。その他に、令和4(2022)年は学園創立100周年の新たな節目を迎えるため、学園創立100周年を機に、中長期計画(改訂版)を策定し、財務の安定を図りながら建学の精神、教育目的等に沿った学園及び短期大学の運営を行っている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 3. こころに、学びを。STORIES 2021、34. 短期大学部教授会議事録(令

和元年度～令和3年度）（備付9と同じ）

備付資料 9. 令和3年度短期大学部教授会議事録（提出34と同じ）、10. 令和3年度大学運営会議議事要旨、11. 令和3年度教育研究評議会議事録、13. 令和3年度教育改革推進本部会議議事録、57. 教員個人調書〔様式21〕、58. 教育研究業績書〔様式22〕

提出資料-規程集 14. 組織・分掌規程、15. 教育改革推進本部会議規程、21. 教授会規程、25. 教務委員会規程、31. 学生支援委員会規程、28. キャリア委員会規程、29. 入試・広報委員会規程、63. 名誉学長および学長の任免並びに職務権限に関する規程、175. 厚生補導規則、188. 学生の懲戒等に関する規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、「学則」及び「組織・分掌規程」により、短期大学部における役割が明確に示され、校務をつかさどり、教職員を統督している。**(提出・規程集 14 第 9 条)**

学長は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会及び本学の運営に関して必要な企画及び立案、学内の意見調整等を行う大学運営会議において議長となりリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聴き、最終的な判断を行っている。

学長は、「名誉学長および学長の任免並びに職務権限に関する規程」に則り選考され、「人格高潔で和宗四天王寺の得度式もしくは授戒灌頂会を受けた者の中から理事会がこれを任免する。(第 3 条)」と定められており、候補者となる段階で人格高潔ということが条件となっている。学識に優れ、教務部長、副学長を歴任し、大学運営に関し識見を有しており、教職員はもとより学生からも厚い信頼を得ている。**(提出・規程集 63)**

学長は、「和の精神Ⅰ・Ⅱ」の授業に参加し、授業の中で建学の精神である聖徳太子の「和の精神」についての講話も行い、エピソード集「こころに、学びを。STORIES」を通じての建学の精神の周知にも携わり、全学生に対して本学の教育研究に対する基本姿勢を発信している。**(提出 3)**

また、建学の精神に基づき、学長は教職員の先頭に立って教育研究を推進し、常に教育の質保証に向けた努力を続けており、その強力なリーダーシップの下で短期大学の運営全般が進められている。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続は「学則」及び「厚生補導規則」と「学生の懲戒等に関する規程」により定めている。また、「四天王寺大学短期大学部教授会規程（以下「教授会規程」と略記）」において教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、「学生の厚生補導ならびに学生の賞罰に関する事項」を定めており、学長は教授会の意見を聴取したうえで決定している。

(提出・規程集 175) (提出・規程集 188) (提出・規程集 21)

学長は、教学運営の職務遂行を行っている。学長は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」及び大学運営に関して必要な企画及び立案、学内の意見調整等を行う「大学運営会議」を招集し議長を務めている。最終的に学長が意思決定をし、教学組織を統括しており、事務組織の長である事務局長と連携し所属職員を統督している。

学長は、「名誉学長および学長の任免ならびに職務権限に関する規程」に則り、理事会から適切に任命されている。

教授会は「学則」第 52 条及び「教授会規程」に基づき設置されており、教育研究上

の審議機関として適切に運営されている。

学長は、「教授会規程」第3条に基づき、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。教授会における審議及び報告・依頼事項は、学長が議長となる教育研究評議会及び大学運営会議にて議事整理され、教授会前に構成員への通達と資料配布を行っている。

学長は、教授会規程第3条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会の開催については、「教授会規程」第4条の規定に基づき、学長の命を受け選出された短期大学部長が招集し、議長となり短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決している。開催は月1回を原則としているが、必要に応じて適宜追加し開催している。

教授会の議事録は、「教授会規程」第5条の規定に基づき、出席構成員の中から署名人2名を置き、議長である短期大学部長が指名している。(提出-規程集 21)

学習成果及び三つの方針については、教授会で審議し、大学改革推進本部会議、教育研究評議会決定されており、それに基づいて教育活動を行っており教育の質保証とさらなる改善に取り組んでいる。その結果は、最終的には「和の精神」の具現化につながることを認識している。

教学に資することを目的に、学長の下に教育改革推進本部をはじめ、教務委員会、学生支援委員会、入試・広報委員会、キャリア委員会等の各種委員会を設置している。各種委員会で審議された結果は教授会で報告し、また、学科・専攻で必要に応じて意見を集約したものは各委員会で報告・審議しており、各委員会規程に基づき適切に運営している。(提出-規程集 15)(提出-規程集 25)(提出-規程集 31)(提出-規程集 28)(提出-規程集 29)

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、保育科、生活ナビゲーション学科、ライフデザイン学科がそれぞれの教育目標に向かって確固たる教学運営体制を築いていくために短期大学部長・学科長・専攻長の補佐体制の強化に努め、更なるリーダーシップを発揮していく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和3(2021)年度においては、コロナ禍における緊急事態への対応として、医学的見地等を踏まえた予防策の周知の徹底を図り、職域接種の実施の陣頭指揮を取ると同時に、教育の質保証のため対面授業の実施や遠隔授業の設備環境の整備を迅速に進め

ることにリーダーシップを発揮した。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 36. 寄附行為、37. 理事会議事録（令和元年度～令和3年度）、38. 評議員
会議事録（令和元年度～令和3年度）

備付資料 84. 監事監査報告書（令和元年度～令和3年度）、
86. ホームページ（教育・研究情報の公表）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html>、
87. ホームページ（財務状況）
<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/zaimu.html>

提出資料-規程 9. 情報公開規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「寄附行為」第15条の規程に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行っている。決算書類を閲覧し、経理責任者から説明を受けるとともに、常務理事、学長、事務局長等から学校法人の業務及び財産の状況について報告を受け、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査を行っている。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して必要に応じて意見を述べている。令和3（2021）年度は、理事会・評議員会（理事会10回、評議員会3回）に出席し、議案に関する理事の説明を聞いて法人の業務の執行状況について理解を深め、法人の業務及び財産状況について、必要に応じて意見を述べている。（提出37）（提出38）

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、「寄附行為」第15条の規程に基づき、監査を行っている。また、期中監査終了後には会計監事監査を行い、公認会計士とも意見交換し会計年度終了後2月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出し

ている。

令和 3 (2021) 年度決算については、監事監査報告書を令和 4 (2022) 年 5 月 27 日に理事会、評議員会に提出し報告を行った。(備付 84)

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、「寄附行為」第 22 条第 2 項に基づき、25 人以上 28 人以内の評議員をもって組織するとし、令和 4 (2022) 年 4 月現在で 26 人の評議員で構成しており、理事定数 8 人～12 人に対して、その 2 倍を超える人数となっている。

「私立学校法」第 42 条の規程に基づき、「寄附行為」第 24 条に予算及び事業計画をはじめとする諮問事項を定めており、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。評議員会はその規定に従い、理事会の諮問機関として役割を果たし、適切に運営している。

「寄附行為」第 25 条は、評議員会は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを定めており、その規定を踏まえた運営を適切に行っている。評議員会に欠席する者には、付議される事項について書面をもってあらかじめ議案ごとに賛否の意思表示を求めている。(提出 36)

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学園が有する情報を積極的に公開し、学園の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として令和 2 (2020) 年 3 月に「情報公開規程」を制定した。(提出・規程集 9)

「学校教育法施行規則」第 172 条の第 2 項に基づく教育情報は、本学ホームページ「情報公開」の「教育研究情報」で以下のとおり区分し公表している。(備付 86)

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

に関すること。

- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥ 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

「私立学校法」第 47 条第 2 項の規程に基づく財務情報は、本学ホームページ「情報公開」の「財務状況」で以下のとおり区分し公表している。(備付 87)

- ① 学校法人会計について
- ② 各主要科目の説明
- ③ 令和 3 (2021) 年度決算 (資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事監査報告書)

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

理事・理事会機能や評議員会機能の実質化、監事の牽制機能の強化も「私立学校法」の規程に則して図っており、また情報公開の充実も努めているので、特段の課題はない。今後も引き続き、各ステークホルダーに対するわかりやすい情報公開の充実に努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和 2 (2020) 年 5 月に「監事監査規程」及び「内部監査規程」、「内部監査実施細則」を制定するとともに理事長直下の内部監査室を設置し、内部統制にかかる組織体制を明確に定め整備した。内部監査室は、理事長より命を受けた室長及び室員が短期大学部の業務監査及び会計監査を実施し、その結果を監事会で報告しており、今後もガバナンスの強化を図っていく。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の行動計画】

令和 4 (2022) 年に学園創立 100 周年を迎えるにあたり、将来的構想を策定し具体的な立案を進めていく。そのためにも、理事長はこれまでの学園の歩みを振り返りつつ、新たな展望を切り開いていくとともに、建学の精神に基づく学園づくりを推進させる。また、短期大学部が直面する課題を把握し、中長期計画に基づく事業と予算の執行を適切に行い、監事、評議員との意見交換や話し合いの場を積極的に設け、学長のリーダーシップのもと、全学的な教育改革を推進させる。

【前回の行動計画の実施状況】

学園創立 100 周年に向けて、平成 28 (2016) 年度に 10 年間の中長期計画を策定

し、建学の精神である「和の精神」を身につけた人材育成に取り組んできた。一方、短期大学部については、新型コロナウイルスの影響や18歳人口の減少などの影響により入学者数が減少し、生活ナビゲーション学科ライフケア専攻については、学生募集を停止することとなった。

益々厳しくなる環境の中で、理事長、学長のリーダーシップのもと、魅力ある大学となるよう、大学改革に取り組んでいくこととする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長、学長によるリーダーシップが発揮されており、監事、理事会、評議員会によるガバナンスも機能しており、今後も引き続き短期大学の評価基準に適した質保証体制を維持できるよう、日々の自己点検・評価活動を継続していく。

[様式 10] 備付資料一覧

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|---|--|
| 基準 I : 建学の精神と教育の効果 | |
| A 建学の精神 | |
| 創立記念、周年誌等 | 1 学校法人四天王寺学園六十年誌 |
| 地域・社会の各種団体との協定書等 | 2 羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携に関する協定書 3 藤井寺市、藤井寺市商工会及び四天王寺大学との連携に関する協定書 4 大阪南農業協同組合との包括連携協定書 5 幸南食糧株式会社との包括連携協定書 6 河内長野市との連携協力協定書 7 高大連携協定書 |
| 報告書マニュアル指定以外の備付資料 | 83 令和 3 年度 IBU オープンカレッジ/たいし塾 89 令和 3 年度第 25 回公開シンポジウム 90 公開講座フェスタ 2021 91 ホームページ（生涯学習・地域貢献→知的・人的データベース（講師派遣） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/exten/haken/ |
| B 教育の効果 | |
| 報告書マニュアル指定以外の備付資料 | 8 ホームページ（令和 3 年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf 9 令和 3 年度短期大学部教授会議事録（提出 34 と同じ） 10 令和 3 年度大学運営会議議事要旨 11 令和 3 年度教育研究評議会議事録 94 四天王寺大学短期大学部の「三つの方針」 |
| C 内部質保証 | |
| 過去 3 年間（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等 | 8 ホームページ（令和 3 年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf 9 令和 3 年度短期大学部教授会議事録（提出 34 と同じ） 11 令和 3 年度教育研究評議会議事録 12 自己点検・自己評価委員会議事録（令和元年度～令和 3 年度） |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|---|---|
| | 13 令和3年度教育改革推進本部会議議事録 14 ホームページ（令和元年度～令和2年度自己点検・評価シート） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf 15 ホームページ（令和3年度自己点検・評価報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf |
| 高等学校等からの意見聴取に関する記録等 | 16 令和元年度外部評価会議（外部有識者の意見） 17 令和3年度外部評価者会議第1部（外部有識者）議事録 18 令和3年度外部評価者会議（外部有識者の意見） |
| 認証評価以外の外部評価についての印刷物等 | 8 ホームページ（令和3年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf 16 令和元年度外部評価会議（外部有識者の意見） 17 令和3年度外部評価者会議第1部（外部有識者）議事録 19 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部外部評価実施要項 |
| 教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料 | 20 ホームページ（授業評価アンケート） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html |
| 基準Ⅱ：教育課程と学生支援 | |
| A 教育課程 | |
| 学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等 | 9 令和3年度短期大学部教授会議事録（提出34と同じ） 12 自己点検・自己評価委員会議事録（令和元年度～令和3年度） 13 令和3年度教育改革推進本部会議議事録 21 ホームページ（学修成果：修得単位数分布表） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/gakushu_seika.html 22 ホームページ（令和3年度FD・SD報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/gakushu_seika.html |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|----------------------------------|--|
| 幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料 | 13 令和3年度教育改革推進本部会議議事録 |
| 職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料 | 8 ホームページ（令和3年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf 23 ホームページ（生活ナビゲーション学科ライフケア専攻 国家試験合格者・合格率） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/3-t02.pdf 25 ホームページ（令和3年度学位授与率） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/42-2-27g2.pdf 26 令和3年度 学科別内定状況 27-① キャリア委員会議事録 27-② 令和3年度キャリア支援計画 |
| B 学生支援 | |
| 学生支援の満足度についての調査結果 | 28 令和3年度学生調査の結果について |
| 就職先からの卒業生に対する評価結果 | 8 ホームページ（令和3年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf |
| 卒業生アンケートの調査結果 | 8 ホームページ（令和3年度：卒業生に関する評価調査報告書） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/jiko/jiko_questionnaire2021.pdf |
| 入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等 | — CAMPUS GUIDE 2023【提出資料1-①と同じ】 CAMPUS GUIDE 2022【提出資料1-②と同じ】 CAMPUS GUIDE 2021【提出資料1-③と同じ】 — 入試ガイド2023【提出資料8-①と同じ】 入試ガイド2022【提出資料8-②と同じ】 入試ガイド2021【提出資料8-③と同じ】 |
| 入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等 | — 2022年度 入学生の手引き【提出資料16と同じ】 |
| 学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料 | 29 学生支援センターからのお知らせ（オリエンテーション配布資料） |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|--|--|
| 学生支援のための学生の個人情報 を記録する様式 | 30 学籍システム（学籍管理）【様式】 |
| 進路一覧表等 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度 ～令和3（2021）年度） | 31 令和元年度学校法人基本調査票 卒業者数及 び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者 分類 32 令和2年度学校法人基本調査票 卒業者数及び 卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分 類 24 令和3年度学校法人基本調査票 卒業者数及び 卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分 類 |
| GPA等の成績分布 | 35 ホームページ（令和3年度夏学期 GPAの数値 の分布状況（短大）） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/gpa-t2021.pdf 36 ホームページ（令和3年度冬学期 GPAの数値 の分布状況（短大）） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/taiouhyou/etc/gpa-t2021w.pdf |
| 学生による授業評価票及びその評価 結果 | 37 ホームページ（令和3年度夏学期授業評価アン ケート結果） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_summer.pdf 38 ホームページ（令和3年度冬学期授業評価アン ケート結果） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_winter.pdf |
| 社会人受入れについての印刷物等 | 88 入学試験要項 |
| 海外留学希望者に向けた印刷物等 | 39 四天王寺大学 国際交流プログラム |
| 留学生の受入れについての印刷物等 | 40 ホームページ（IBUでできる国際交流） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/kokusai/koryu/ |
| 報告書マニュアル指定以外の備付資 料 | 27-② キャリア委員会議事録 41 令和4年度授業運営について 42 四天王寺大学図書館ガイドブック 2022 43 令和3年度一般教室無線 LAN 接続台数一覧 表 44 令和4年度ネットガイダンス資料 45 学生相談室リーフレット |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|--|--|
| | 46 学習サポートデスクのご案内 47 オフィス・アワー一覧 48 PIATA 新入生お役立て BOOK 49 令和3年度大学祭パンフレット 50 学生寮 施設概要一覧 51 四天王寺大学スクールバスの利用について 52 講座・資格・検定ガイド 2022 53 ホームページ（コロナ禍で困窮した学生に食の支援） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/press/press-41314.html 54 学生から意見を聴く会議（学生からの意見） 55 ノートテイク、手話による授業サポート 56 ホームページ（あべのハルカスサテライトキャンパス） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/abenoharukas/ |
| 基準Ⅲ：教育資源と財的資源 | |
| A 人的資源 | |
| 専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 21]（令和4（2022）年5月1日現在） ■ 教育研究業績書 [様式 22]（過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度） | 57 教員個人調書 [様式 21] 58 教育研究業績書 [様式 22] |
| 非常勤教員一覧表 [様式 23] | 59 非常勤教員一覧表 [様式 23] |
| 専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和4（2022）年5月1日現在） | 60 教員の年齢構成一覧（令和4年5月1日現在） |
| 研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度） | 61 ホームページ（四天王寺大学リポジトリ） https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp/ |
| 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和4（2022）年5月1日現在） | 34 事務組織一覧表 |
| FD 活動の記録 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度 | 37 ホームページ（令和3年度夏学期授業評価アンケート結果） |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|--|---|
| ～令和3（2021）年度 | https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_summer.pdf 38 ホームページ（令和3年度冬学期授業評価アンケート結果） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/guide/analytics_R3_winter.pdf 62 ホームページ（FD・SD活動報告書） 令和元年度～令和3年度 https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html |
| 報告書マニュアル指定以外の備付資料 | 92 科学研究費助成事業取扱要領 |
| SD活動の記録 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度） | 62 ホームページ（FD・SD活動報告書） 令和元年度～令和3年度 https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/fsd.html 63 SD研修（事務局全体研修会）次第 64 事務局連絡会議事録 |
| B 物的資源 | |
| 校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等 | 93 校地、校舎配置図 65 ホームページ（キャンパスマップ） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/map.htm |
| 図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可） | 42 四天王寺大学図書館ガイドブック 2022 |
| C 技術的資源 | |
| 学内 LAN の敷設状況 | 66 令和3年度一般教室無線 LAN 接続台数一覧表 |
| マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図 | — CAMPUS GUIDE 2022（P95～96） 【提出資料 1-②と同じ】 75 2021年度ネットガイダンス資料 76 令和3年度 ICT 講習会実施一覧 77 ソフトウェアバージョン管理表 |
| D 財的資源 | |
| 寄付金・学校債の募集についての印刷物等 | 67 ホームページ（大学へのご寄付について） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/donation/ |
| 財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度） | 68 学校法人会計計算書類 |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|---|---|
| 報告書マニュアル指定以外の備付資料 | 26 令和3年度 学科別内定状況 69 ホームページ（科学研究費助成事業（科研費）） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kaken02.html 70 事務局連絡会議事録 71 動画教材作成簡易マニュアル 72 令和3年度総合防災訓練の実施について 73 避難マニュアル（地震時の避難について） 74 定員充足率一覧表（令和2年度～令和4年度） |
| 基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス | |
| A 理事長のリーダーシップ | |
| 理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和4（2022）年5月1日現在） | 78 理事長（南谷恵敬）履歴書 |
| 学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度） | 79 学校法人実態調査表 令和元年度 80 学校法人実態調査表 令和2年度 81 学校法人実態調査表 令和3年度 |
| 事業に関する中期的な計画 ■ 令和2（2020）年4月1日を始期とするもの、又は令和3年（2021）年度計画を含むもの | 33 四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）総表 82 四天王寺学園中長期計画 |
| B 学長のリーダーシップ | |
| 学長の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式21〕（令和4（2022）年5月1日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の教育研究業績書〔様式22〕 | 57 教員個人調書〔様式21〕 58 教育研究業績書〔様式22〕 |
| 委員会等の議事録 ■ 過去1年間（令和3（2021）年度） | 11 令和3年度教育研究評議会議事録 10 令和3年度大学運営会議議事要旨 9 令和3年度短期大学部教授会議事録（提出34と同じ） 13 令和3年度教育改革推進本部会議議事録 |

| 備付資料 | 資料番号・資料名・該当ページ |
|---|--|
| C ガバナンス | |
| 監事の監査状況 ■ 過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度） | 84 監事監査報告書（令和元年度～令和3年度） |
| 報告書マニュアル指定以外の備付資料 | 85 四天王寺第806号P3 86 ホームページ（教育・研究情報の公表） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/kouhyou.html 87 ホームページ（財務状況） https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/guide/zaimu.html |

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和3（2021）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和4（2022）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和4（2022）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和3（2021）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。